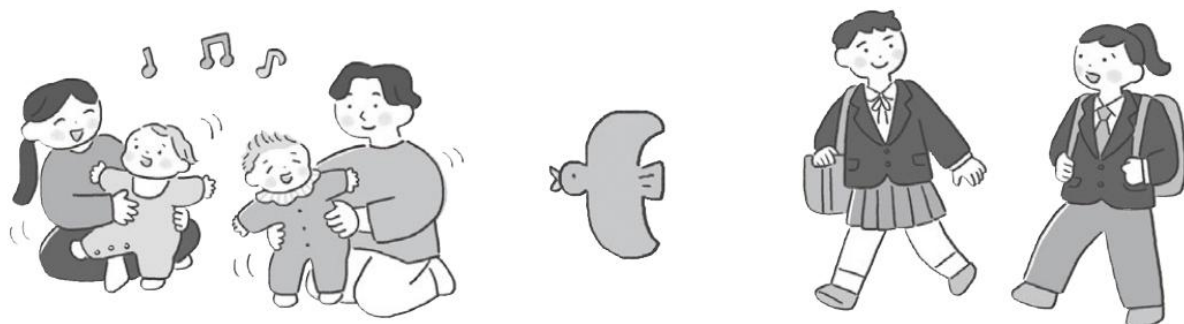




はりま こども・若者 みらいプロジェクト

播磨町こども計画



令和7年3月
播磨町

はじめに

急速な出生率の低下による少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下、児童虐待の増加、こどもの貧困、いじめや自殺の増加など、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

こうした中、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、同年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた、いわゆる「こどもまんなか社会」実現のための「こども大綱」が閣議決定されました。

播磨町においては、令和2年3月に策定した「第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画」の期間が満了することから、これまでの取り組みや課題を整理するとともに、新たにヤングケアラーやこどもの貧困、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり等の内容も包含し、こども施策を町全体で力強く推進するため、「はりま こども・若者みらいプロジェクト」（播磨町こども計画）を策定しました。

本計画では、『こども・若者の幸せと地域のつながりを大切に ～みんなでつくる こどもまんなか・はりま～』を基本理念とし、こども・若者が幸せで健やかに育つことはもとより、親も子育てに希望を持ってともに育ち、地域みんなで支える『こどもまんなかのまちづくり』を推進していくこととしております。今後この計画に基づき、福祉、保健、学校園などがこれまで以上に連携を密にしながら、播磨町こども支援センターをはじめとした様々な機関が重層的に事業を展開していきます。こどもは未来を担う大切な存在です。こどもたち一人ひとりが自分らしく輝ける環境をつくるのが、私たち大人の責務です。誰一人取り残されない、つながりと助け合いの輪が広がるまちの実現に向けて、こどもたちの笑顔あふれる播磨町を目指して住民の皆さまと一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました多くの住民の方や関係団体の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました播磨町子ども・子育て会議の委員の皆さまに、心より厚くお礼申し上げます。

令和7年（2025年）3月

播磨町長 佐 伯 謙 作



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	1
2. 国・県の動向.....	2
3. 計画の位置づけ.....	6
4. 計画の期間.....	8
5. 計画の対象.....	8
6. 計画の策定体制.....	9
7. SDGsを踏まえた計画の推進.....	10
第2章 播磨町のこどもを取り巻く現状.....	11
1. 統計からみる本町の状況.....	11
2. アンケート調査結果の概要.....	23
3. 関係団体ヒアリング調査の結果.....	35
4. こども・若者・子育て当事者の意見.....	43
5. 前回計画の取り組み状況.....	48
6. 現状・課題のまとめ.....	68
第3章 計画の方向性	73
1. 基本理念.....	73
2. 基本目標.....	74
3. 施策体系.....	76
第4章 施策の展開	77
基本目標1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる.....	77
基本目標2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える.....	89
基本目標3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	97
基本目標4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる.....	105
基本目標5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	112
第5章 子ども・子育て支援事業計画	118
1. 教育・保育提供区域.....	118
2. 事業量の設定について.....	118
3. こども人口の推計.....	119
4. 量の見込みと確保方策.....	120
第6章 計画の推進に向けて.....	133
1. 計画の推進体制.....	133
2. 計画の進捗管理.....	133
3. 評価指標の設定.....	134
資料編	136
1. 計画の策定過程.....	136
2. 播磨町子ども・子育て会議.....	137
3. 用語集.....	141

本計画では、法律名や固有名詞などを除き、平仮名表記の「こども」の表記を用いています。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

(1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
- ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国では、急速に少子化が進み、地域社会や家庭を取り巻く環境が変化する中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、国の基本指針に即した市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。また、平成27年4月には幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

播磨町（以下「本町」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「播磨町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は全国的な課題となっており、これに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」が制定され、令和5年4月に施行されました。これは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。

また、同法に基づいて、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「はりま こども・若者みらいプロジェクト（播磨町こども計画）」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。

2. 国・県の動向

(1) 国の動向

1994 年4月	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の批准 すべてのこどもが持っている権利を保障するために定められた条約です。 1989年の国連総会第 44 回会期において全会一致で採択され、日本は1994年に批准しました。
2000 年11月	「児童虐待の防止等に関する法律」の施行
2003 年9月	「少子化社会対策基本法」の施行
2005 年4月	「次世代育成支援対策推進法」の施行
2010 年4月	「子ども・若者育成支援推進法」の施行
2014 年1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行
2015 年4月	「子ども・子育て支援新制度」の開始
2019 年9月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正法の施行 「こどもの現在」の改善を目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの意見が尊重されることが明記され、市区町村における子どもの貧困計画策定が努力義務化されました。
2020 年4月	「児童虐待の防止等に関する法律」改正法の施行
2023 年4月	こども家庭庁の発足 「こどもまんなか社会」の実現を目的として、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするために創設されました。
2023 年4月	「こども基本法」の施行 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められました。
2023 年12月	「こども大綱」の閣議決定 こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等が定められました。「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項やこども施策を推進するために必要な事項が示されました。
2023 年12月	「こども未来戦略」の閣議決定 こども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するため、将来的なこども・子育て政策の大枠とともに、集中取り組み期間に実施すべき「加速化プラン」の内容が示されました。
2024 年4月	「児童福祉法」改正法の施行 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することを目的に改正されました。市町村における、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の義務化や、児童福祉及び母子健康に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化等が規定されました。

2024 年6月	「子ども・若者育成支援推進法」改正法の施行 国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。
2024 年9月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正法の施行 こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称されました。

(2) 兵庫県の動向

2015 年3月	ひょうご子ども・子育て未来プラン(2015~2019) 「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」を基本理念に、3つの目標と数値目標を設定し、本県の少子対策・子育て支援に関する取り組みを総合的かつ体系的に推進するための基本計画として策定しました。 また、子ども・子育て支援法に基づく「就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画」を策定し、2019 年度末に待機児童を解消することとしました。
2018 年3月	ひょうご子ども・子育て未来プラン(2015~2019) 中間年の見直し ひょうご子ども・子育て未来プラン策定後の人口の自然増減や社会増減の動態、保育需要の喚起、女性就業率の上昇など当初見込めなかった直近の動向を反映させ、待機児童解消等に向けて適切な基盤整備を進めました。
2020 年3月	「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020~2024)」の策定 県民一人ひとりがこどもや子育て世帯をやさしい眼差しで応援するという機運を醸成するとともに、子どもや子育てに寛容で温かい地域社会や風土をつくり、子育ての喜びを地域みんなで分かち合っていける兵庫を目指すための計画を策定しました。
2025 年3月	「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2025~2029)」の策定 少子化の流れに一定の歯止めをかけ、若者が結婚や妊娠・出産、子育て等に希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して策定しました。

(3) こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要

① こども基本法

令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われることで、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

② こども大綱

こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

③ こどもの居場所づくりに関する指針

「地域のつながりの希薄化」や「不登校など、複雑かつ複合化したこどもを取り巻く環境の厳しさ」、「価値観の多様化」等、こどもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、こどもたちにとっても「自分の居場所」があることは幸せな状態（ウェルビーイング）で成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域における「居場所づくり」に関する取り組みをさらに推進していくため、こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方が示されています。

【目指したい未来】

全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

- ・ふやす ～多様なこどもの居場所がつくれる～
- ・つなぐ ～こどもが居場所につながる～
- ・みかく ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ・ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

【各視点に共通する事項】

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

④ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

【はじめての100か月の育ちビジョン】

すべてのこどもの誕生前から幼児期までの育ちを保障するため、目指したい姿や共有したい考え方などの方向性を示すとともに、教育・育児・福祉・保健等、様々な分野にわたる支援や施策の指針となるものとして、令和5年12月に閣議決定されました。

「はじめての100か月」とは、「母親の妊娠期から幼保小接続期（94～106か月）」を指しており、長い人生を送るうえで人格の基盤を築く重要な時期であることから、「育ちのビジョン」をすべての人と共有するためにキーワードとして位置づけられています。

【目的】

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

【幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン】

- こどもの権利と尊厳を守る
- 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

3. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

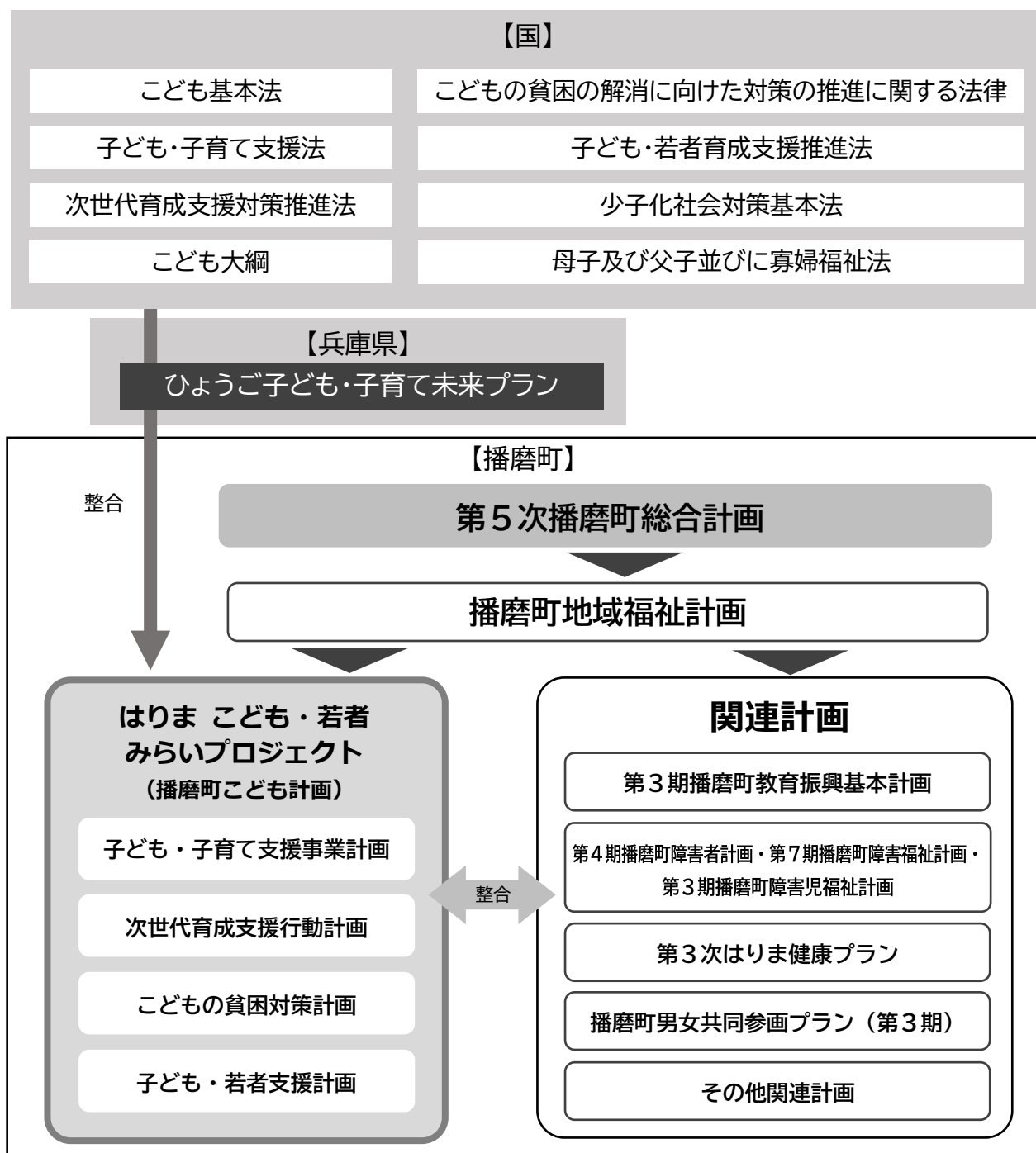
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」

(2) 各種計画等との関係

本計画は、本町の最上位計画である「播磨町総合計画」の個別計画として位置づけつつ、「播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や福祉分野における上位計画である「播磨町地域福祉計画」、その他関連計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」並びに兵庫県の計画を踏まえて策定します。

■上位・関連計画との関係



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5か年とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、こども・若者や子育て家庭のニーズに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画					はりま こども・若者みらいプロジェクト (播磨町こども計画)						
第5次播磨町総合計画											

5. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが概ね18歳以降から概ね30歳未満のものとし、施策によってはポスト青年期（概ね39歳未満）の者も対象とします。

6. 計画の策定体制

(1) 播磨町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関、子育て当事者等で組織する「播磨町子ども・子育て会議」を設置して、検討・策定を行いました。

(2) こども・若者、子育て当事者への意見聴取の実施

こども基本法では、こども施策の策定・実施・評価にあたって、施策の対象となるこども・若者、子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることとされています。そのため本計画の策定にあたっては、以下のようなこども・若者、子育て当事者等からの意見聴取を実施しました。

■意見聴取の概要

区分	対象	実施時期	対象件数
① アンケート調査	小学4年生～6年生	令和6年5月27日～ 6月14日	1,057件
	中学1年生～3年生		1,063件
	高校1年生相当年齢 ～29歳の方		996件
	就学前児童の保護者		1,733件
	小学生の保護者		2,111件
	中学生の保護者		1,063件
② 関係団体ヒアリング調査	播磨町内で活動する 子育て・教育関係団体	令和6年7月～8月	22団体
③ ワークショップ等	兵庫県立播磨南高等学校の生徒	令和6年8月～9月	約30名
	15～39歳までの若者		約10名
	南部・北部子育て支援 センター利用者		それぞれ11組

(3) パブリックコメントの実施

町民の皆さんから広く意見を募り、計画に反映することを目的に、パブリックコメントを令和7年1月24日～2月7日までの間、実施しました。

7. SDGs を踏まえた計画の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12年までに世界中で達成すべき目標として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

本計画の根拠法である「こども基本法」においても、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していることから、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も踏まえ、本町のこども施策を展開します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 播磨町のこどもを取り巻く現状

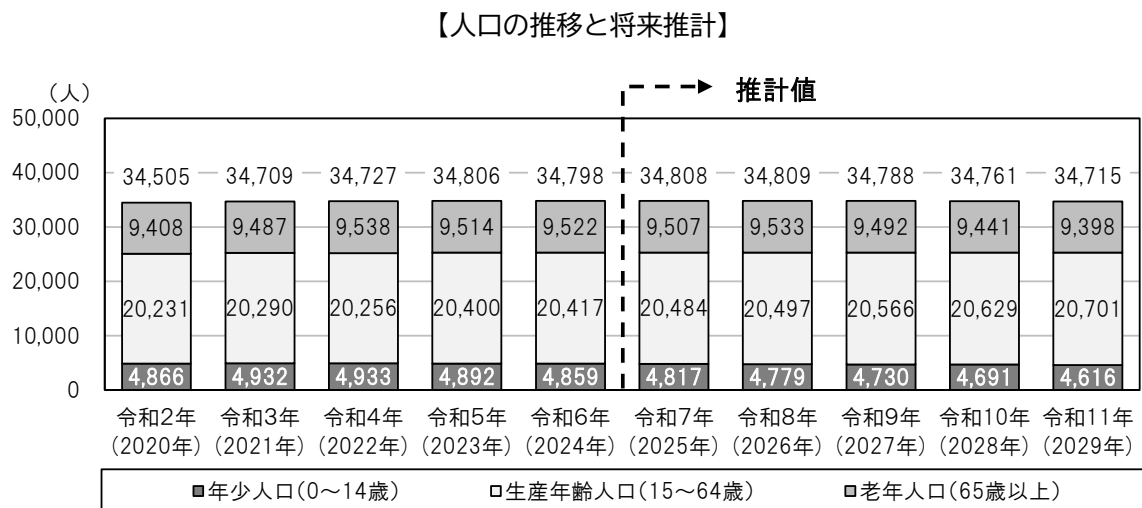
1. 統計からみる本町の状況

(1) 人口の状況

① 人口の推移と推計

総人口は、令和6年4月1日時点で 34,798 人となっています。令和2年から増加が続いていましたが、令和6年は減少に転じています。

令和7年以降、年少人口、老年人口は減少傾向で推移し、生産年齢人口は増加傾向で推移することが予測されます。

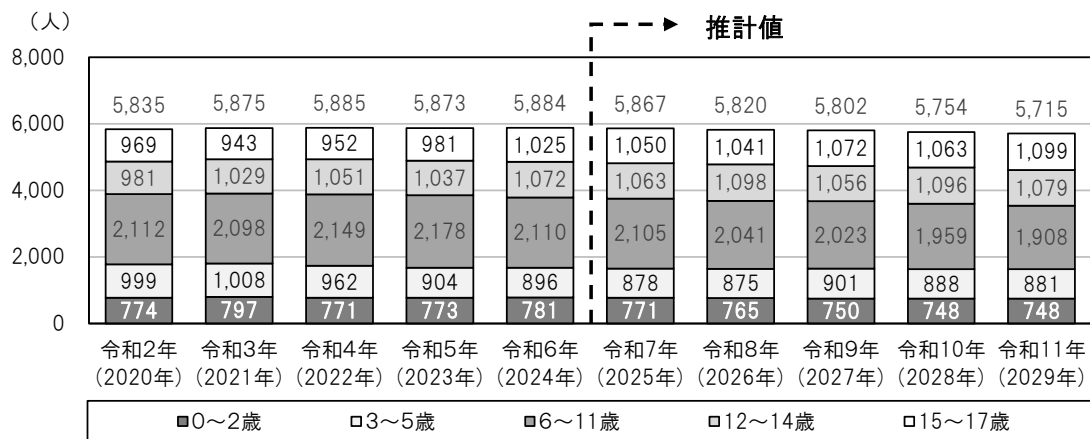


② こども・若者人口の推移と推計

こども人口（0～17歳）は、令和2年以降増減を繰り返しながら 6,000 人を下回る水準で推移しており、令和6年では 5,884 人となっています。

令和7年以降、減少傾向で推移し、令和11年には 5,715 人となる見込みです。

【こども人口の推移と将来推計】



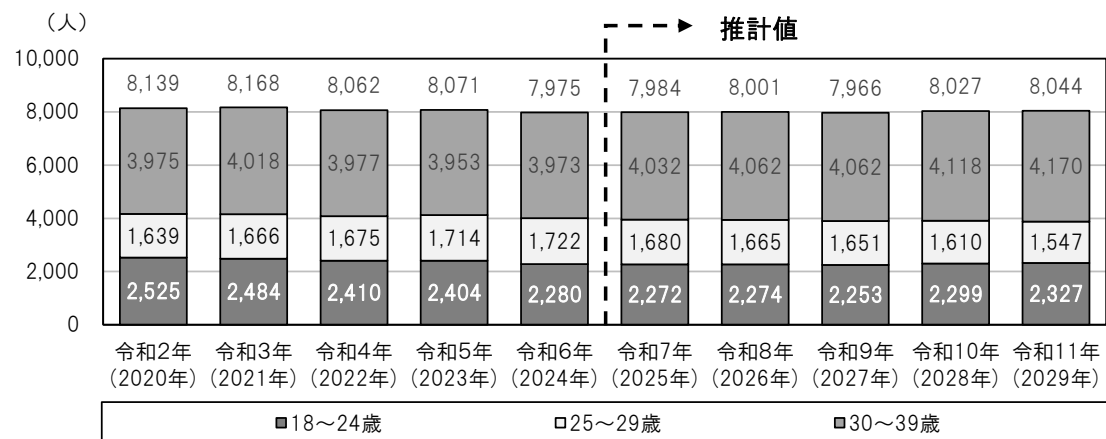
資料：播磨町住民基本台帳（各年4月1日時点）

※播磨町住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

若者人口（18～39歳）は、令和2年以降 8,000 人前後で推移しています。

令和7年以降、概ね横ばいで推移し、令和11年には 8,044 人となる見込みです。

【若者人口の推移と将来推計】



資料：播磨町住民基本台帳（各年4月1日時点）

※播磨町住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

③ 児童生徒数の推移

教育・保育施設児童数は減少、小学校児童数と中学校生徒数は増加傾向にあります。

【教育・保育施設児童数の推移】

(単位:人)

教育・保育施設	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
0歳	59	55	50	48	50
1歳	106	109	115	113	114
2歳	135	123	125	125	124
3歳	307	300	246	273	254
4歳	290	325	312	260	290
5歳	335	295	328	318	270
教育部受託者	1	2	3	3	5
合計	1,233	1,209	1,179	1,140	1,107

資料：こども課（各年度3月末時点）

【小学校児童数の推移】

(単位:人)

小学校	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1年生	353	366	316	372	357
2年生	354	348	374	316	380
3年生	346	350	351	378	318
4年生	353	345	357	350	376
5年生	326	350	347	360	348
6年生	348	333	353	346	359
合計	2,080	2,092	2,098	2,122	2,138

資料：地域学校教育課（各年度3月末時点）

【中学校生徒数の推移】

(単位:人)

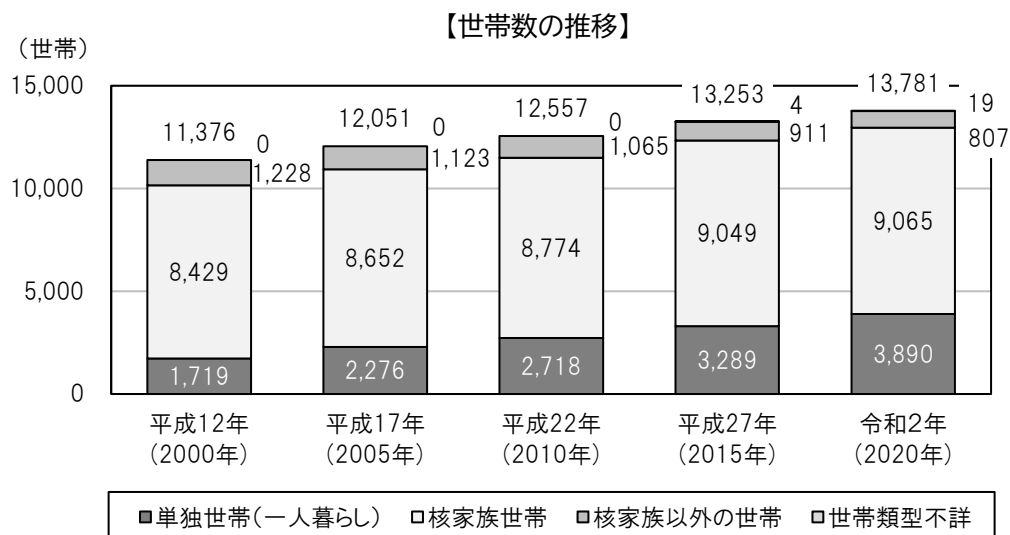
中学校	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1年生	318	347	313	335	334
2年生	276	318	345	308	336
3年生	311	278	318	343	309
合計	905	943	976	986	979

資料：地域学校教育課（各年度3月末時点）

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

世帯数は増加しており、内訳をみると、単独世帯（一人暮らし）と核家族世帯が増加し、核家族以外の世帯が減少しています。特に、単独世帯は20年間で倍以上の増加となっています。

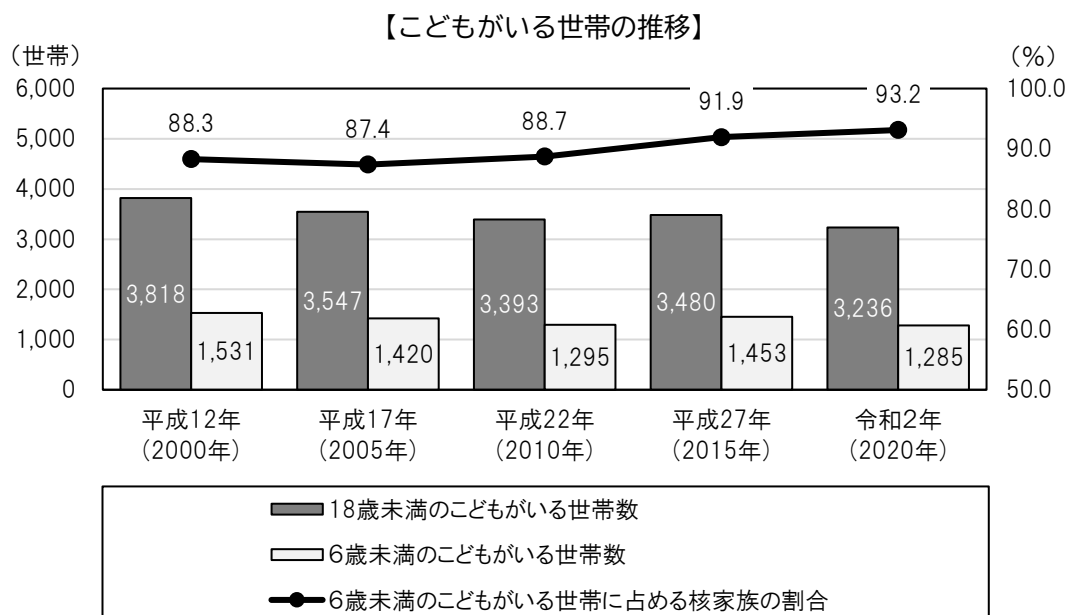


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

② こどもがいる世帯の推移

18歳未満のこどもがいる世帯数、6歳未満のこどもがいる世帯数は、ともに減少傾向にあります。

6歳未満のこどもがいる世帯に占める核家族の割合は増加傾向にあり、令和2年では93.2%となっています。



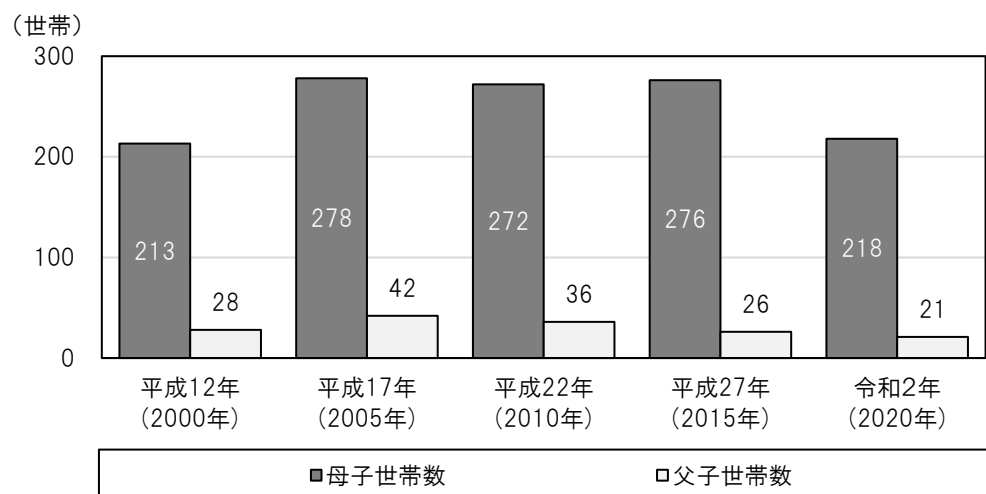
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

③ ひとり親世帯の推移

母子世帯数は、平成17年から平成27年にかけて270世帯台でしたが、令和2年では218世帯と、平成12年と同等の水準まで減少しています。

父子世帯数は、平成17年に大きく増加して以降減少を続け、令和2年では21世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

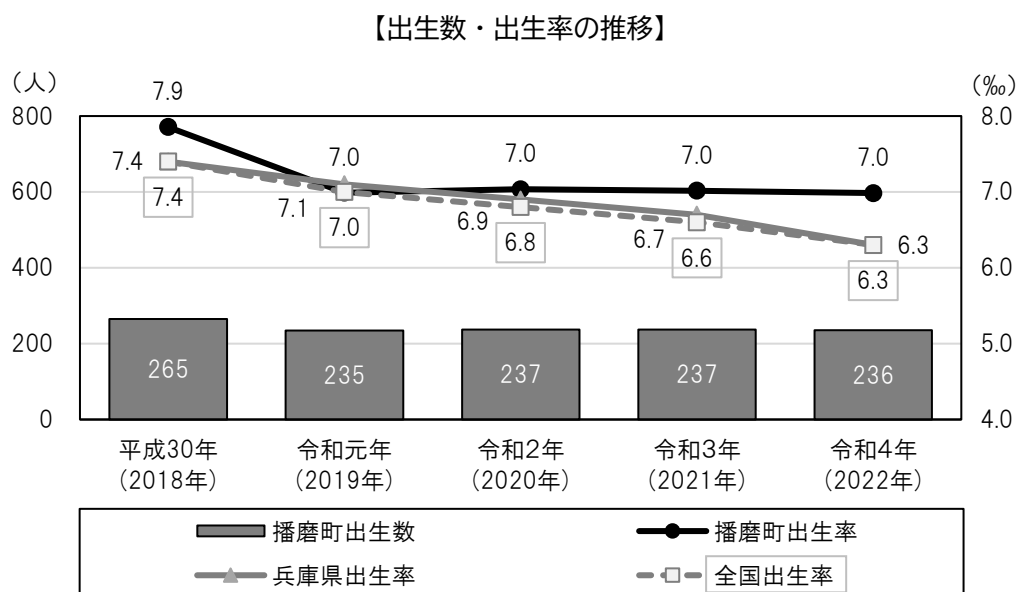
※母子世帯・父子世帯…死別、離別、未婚の女親または男親と20歳未満の子どもからなる世帯のこと。

(3) 出生・婚姻の状況

① 出生数・出生率の推移

出生数は、令和元年以降230人台で推移しています。

出生率も令和元年に大きく減少して以降 7.0‰と横ばいで推移しています。令和元年を除き、全国や兵庫県を上回っています。

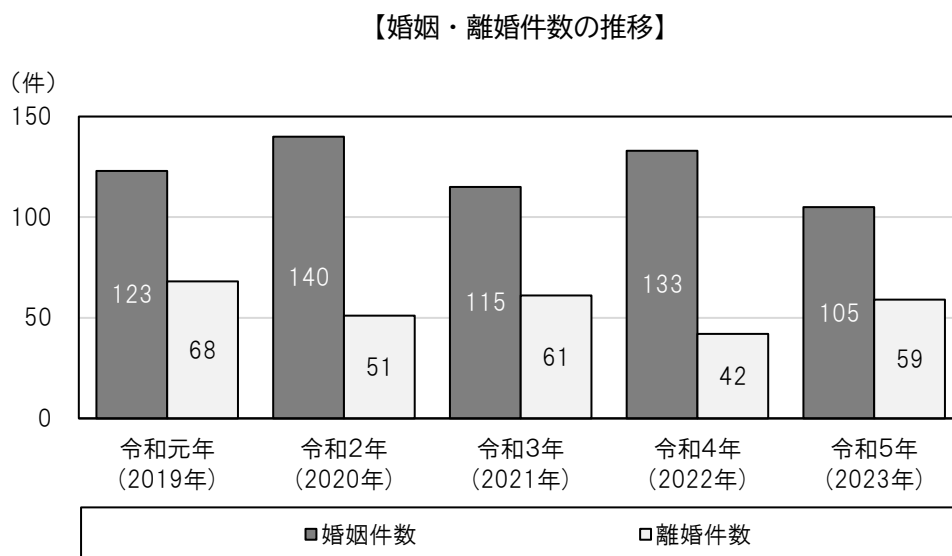


資料：厚労省「人口動態調査」、兵庫県推計人口（各年10月1日時点）

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年では105件となっています。

離婚件数も増減を繰り返しながら40～60件台で推移しており、令和5年では59件となっています。

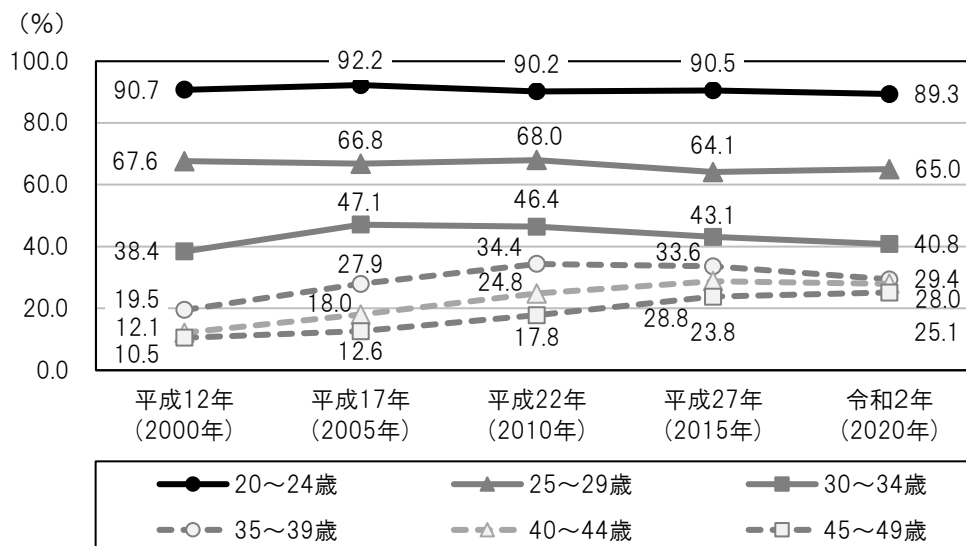


資料：厚労省「人口動態調査」

③ 未婚率の推移

男性の未婚率は、平成27年から令和2年にかけて、25～29歳、45～49歳では増加し、それ以外の年齢層では減少しています。平成12年からの推移でみると、20～29歳では減少傾向、30～34歳では平成17年以降減少傾向、35～49歳では増加傾向となっています。

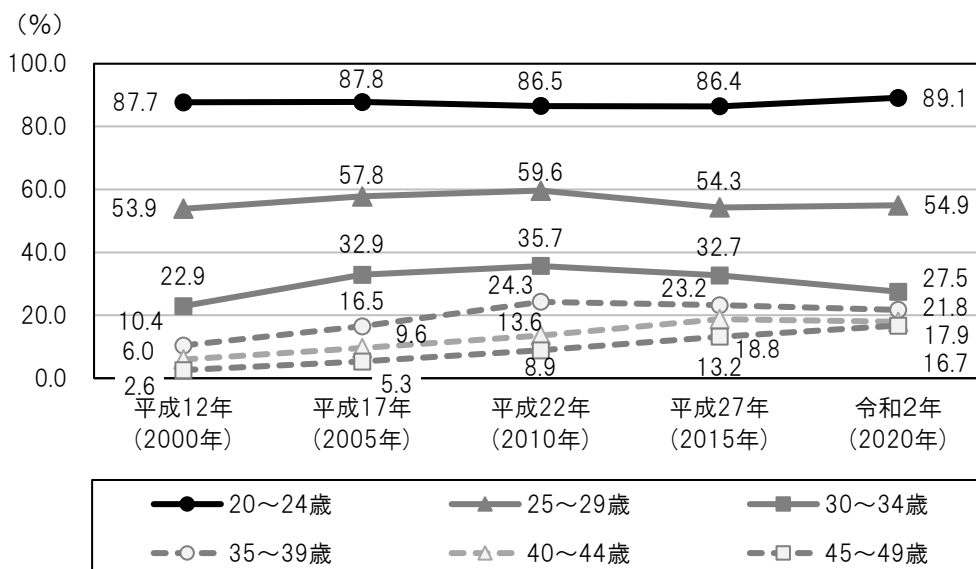
【男性未婚率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

女性の未婚率は、平成27年から令和2年にかけて、20～24歳、25～29歳、45～49歳では増加し、それ以外の年齢層では減少しています。平成12年からの推移でみると、45～49歳では増加が続いています。

【女性未婚率の推移】



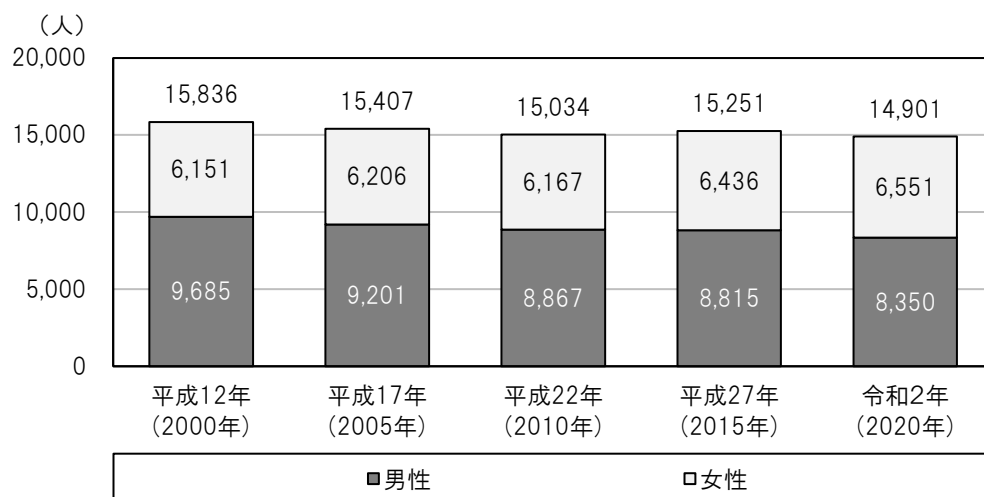
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(4) 就業者の状況

① 就業者数の推移

就業者数は減少傾向で推移しており、令和2年では14,901人となっています。
性別にみると、男性は減少、女性は増加傾向となっています。

【就業者数の推移】

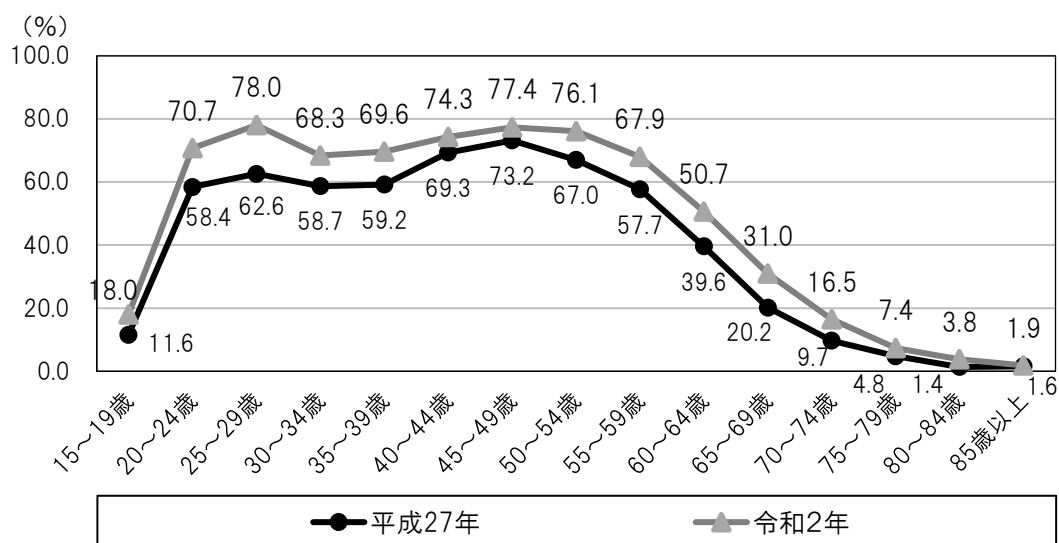


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

② 女性の就業率の推移

女性就業率は、25～29歳の78.0%と45～49歳の77.4%が左右のピーク、30～34歳の68.3%が底となるM字カーブとなっています。平成27年と比較すると、すべての年代で上昇しています。

【女性の就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

③ 就業形態の推移

令和2年の就業者数は 14,901 人と、平成27年と比べて350人減少しています。男女別の内訳をみると、男性で465人減少し、女性で115人増加しています。

就業形態別にみると、役員を除くすべての就業形態で減少しています。男女別の内訳をみると、男性では役員、家庭内職者を除くすべての就業形態で減少している一方、女性では正規職員・従業員、パート・アルバイト、役員、雇用主と多くの項目で増加しています。

【就業形態の推移】

(単位:人)

総数	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
就業者数	15,251	14,901
正規職員・従業員	8,593	8,253
派遣社員	548	537
パート・アルバイト	4,211	4,171
役員	422	485
雇用主	1,029	983
家族従事者	244	208
家庭内職者	16	9

(単位:人)

男性	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
就業者数	8,815	8,350
正規職員・従業員	6,148	5,772
派遣社員	279	268
パート・アルバイト	1,088	1,013
役員	325	369
雇用主	807	725
家族従事者	47	42
家庭内職者	2	2

(単位:人)

女性	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
就業者数	6,436	6,551
正規職員・従業員	2,445	2,481
派遣社員	269	269
パート・アルバイト	3,123	3,158
役員	97	116
雇用主	222	258
家族従事者	197	166
家庭内職者	14	7

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

※就業者数には就業形態不詳が含まれるため、各項目の合計とは一致しません。

(5) 支援を必要とする世帯の状況

① 外国籍住民の状況

外国籍住民数は500人前後で推移していましたが、令和5年度では575人と、令和4年度と比べて大きく増加しています。

18歳未満の外国籍住民数は増加傾向にあり、令和5年度では62人となっています。

【外国籍住民数の推移】

(単位:人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
外国籍住民数	511	504	471	501	575
うち18歳未満	47	55	60	57	62

資料：住民課・播磨町住民基本台帳（各年度3月31日時点）

② 障がいのある児童の状況

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移しており、令和5年度では24人となっています。

18歳未満の療育手帳所持者数は増加しており、令和5年度では207人となっています。判定別にみると、A(重度)では横ばいで推移していますが、B(中度・軽度)では令和2年度以降大きく増加しています。

【障害者手帳所持者数(18歳未満)の推移】

(単位:人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障害者手帳所持者数 (18歳未満)	21	24	24	30	24
療育手帳 所持者数 (18歳未満)	A(重度)	18	20	19	21
	B(中度・軽度)	133	147	174	186
	合計	151	167	193	207

資料：健康福祉課・手帳交付台帳（各年度3月31日時点）

障害児通所給付費の支給件数は増加しており、令和5年度では208件となっています。

【障害児通所給付費の支給件数の推移】

(単位:件)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児通所給付費の支給件数	156	175	186	199	208

資料：健康福祉課・播磨町障害児通所支援支給対象者数（各年度3月31日時点）

③ 児童虐待の状況

児童虐待の対応件数は、増加傾向で推移しています。

虐待の内容別にみると、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのいずれも令和元年度以降大きく増加しており、令和5年度ではそれぞれ28件、25件、39件となっています。特に、心理的虐待は令和元年度から約6倍の増加となっています。

【要保護児童対策地域協議会対応件数の推移】

(単位:件)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体的虐待	10	18	17	19	28
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	4	7	14	13	25
ネグレクト	15	26	25	31	39

資料: こども課・要保護児童対策地域協議会資料(各年度3月31日時点)

④ 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯の18歳未満人口は、増減を繰り返しながら20~30人台で推移しており、令和5年度では28人となっています。

【生活保護受給世帯の18歳未満人口の推移】

(単位:世帯、人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
18歳未満のこどもがいる 生活保護受給世帯数	21	16	15	15	14
生活保護受給世帯の18歳未満人口	34	25	26	30	28

資料: 健康福祉課・生活保護者名簿(各年度3月31日時点)

⑤ 経済的支援を受けている児童の状況

児童扶養手当受給資格者、児童扶養手当受給者ともに増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度ではそれぞれ308人、251人となっています。

【児童扶養手当受給者等の推移】

(単位:人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童扶養手当受給資格者	418	301	319	294	308
児童扶養手当受給者	360	252	257	242	251

資料：こども課・児童扶養手当名簿（各年度3月31日時点）

小学生の就学援助認定者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度では295人となっています。

中学生については、年々減少しており、令和5年度では126人となっています。

【就学援助認定者数の推移】

(単位:人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学生	280	271	300	284	295
中学生	148	156	140	133	126

資料：教育総務課・決算成果報告書、随時受付分認定通知（各年度3月31日時点）

⑥ 不登校児童生徒の状況

小学生の不登校児童数は、令和2年度から令和5年度にかけて増加し、令和5年度では59人となっています。

中学生については、増加傾向で推移し、令和5年度では66人となっています。

【不登校児童生徒数の推移】

(単位:人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学生	33	23	45	53	59
中学生	35	49	53	69	66

資料：地域学校教育課（各年度3月31日時点）

2. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

教育や保育、町の子育て支援事業についてのご意見、こども・若者、子育て家庭の生活や意識に関する状況等について把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査実施期間

令和6年5月27日(月)～6月14日(金)

■調査概要

調査区分	調査内容	実施方法	配布数	回収数	回収率
播磨町在住の 小学4年生～6年生	こどもの生活実態の 把握	郵送配布・郵 送回収または WEB 回答	1,057 件	926 件	87.6%
播磨町在住の 中学1年生～3年生			1,063 件	950 件	89.4%
播磨町に住民票がある 高校1年生相当年齢 ～29 歳の方	こども・若者の生活 や結婚・子育てに対 する意識の把握		996 件	165 件	16.6%
播磨町在住の就学前 児童の保護者	教育・保育事業や子 育て支援事業の利用 状況・ニーズ把握・ 子育て家庭の生活実 態の把握		1,733 件	1,003 件	57.9%
播磨町在住の小学生の 保護者			2,111 件	1,304 件	61.8%
播磨町在住の中学生の 保護者			1,063 件	608 件	57.2%

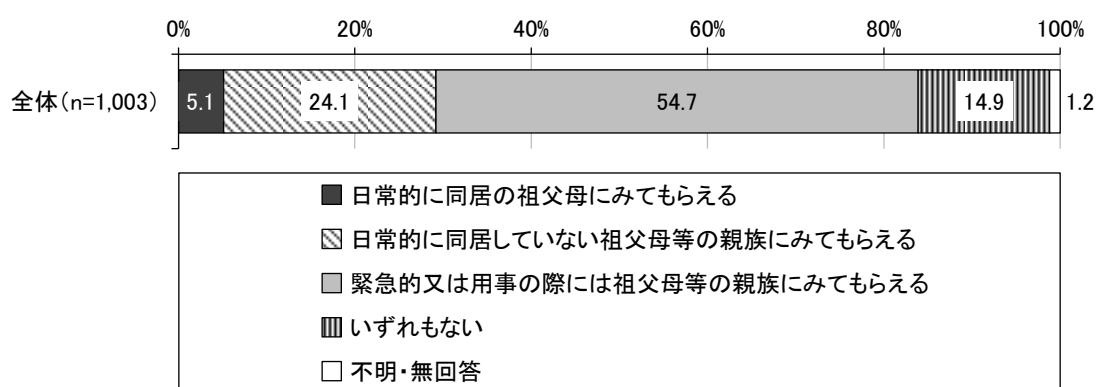
(2) 調査結果概要

① 子育て環境や地域とのつながりについて

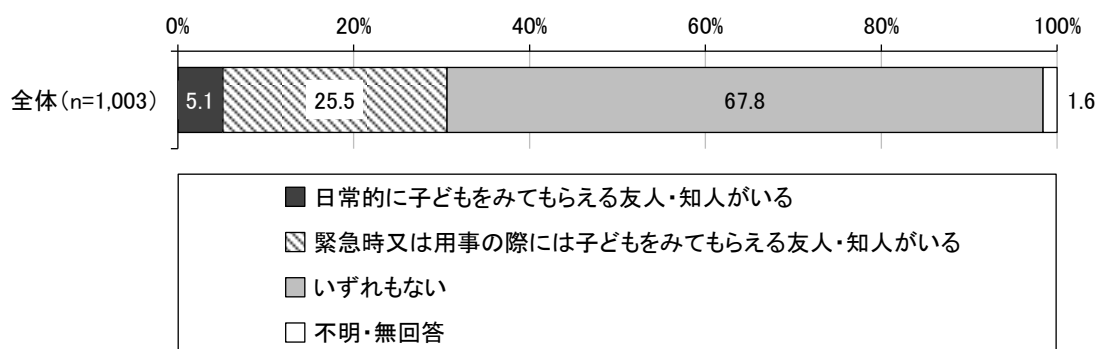
日ごろ、こどもをみてもらえる親族について、「緊急的又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.7%と最も高く、次いで「日常的に同居していない祖父母等の親族にみてもらえる」が 24.1%、「いずれもない」が 14.9%となっています。

日ごろ、こどもをみてもらえる知人について、「いずれもない」が 67.8%と最も高く、次いで「緊急時又は用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 25.5%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 5.1%となっています。

【日ごろ、こどもをみてもらえる親族 就学前保護者問 10】

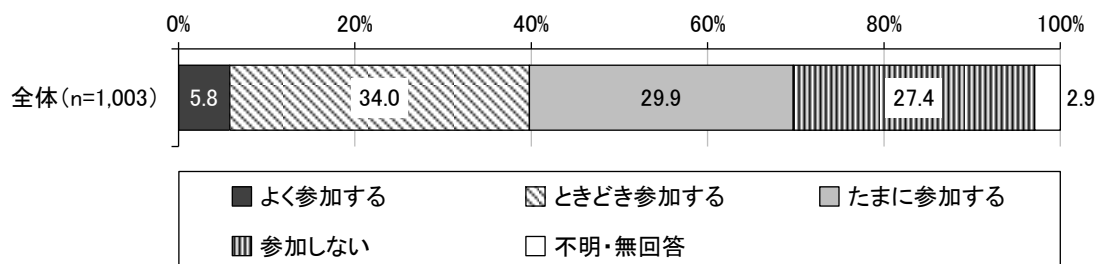


【日ごろ、こどもをみてもらえる知人 就学前保護者問 11】



地域の活動への参加状況について、「ときどき参加する」が 34.0%と最も高く、次いで「たまに参加する」が 29.9%、「参加しない」が 27.4%となっています。

【地域の活動への参加状況 就学前保護者問 50】

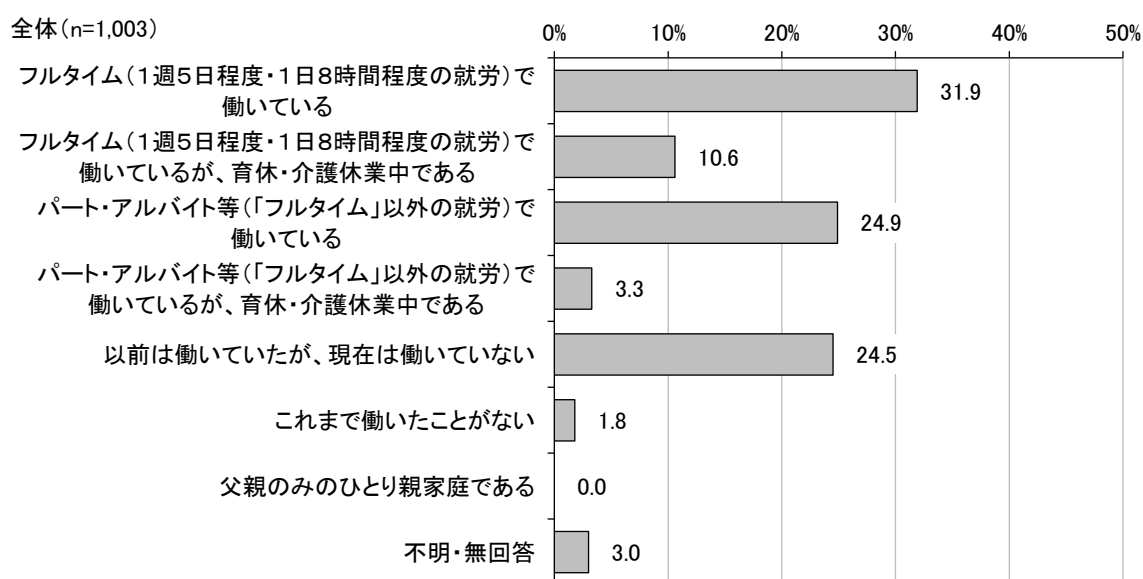


② 保護者の働き方について

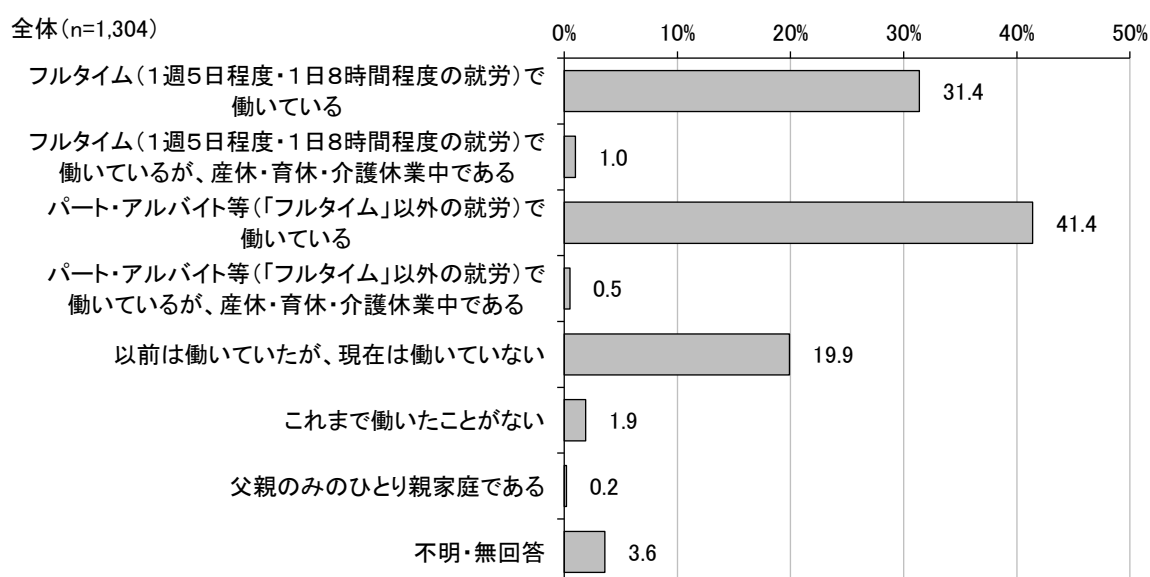
母親の就労状況について、就学前保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」が31.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いている」が24.9%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が24.5%となっています。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いている」が41.4%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」が31.4%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が19.9%となっています。

【母親の就労状況 就学前保護者問 13】



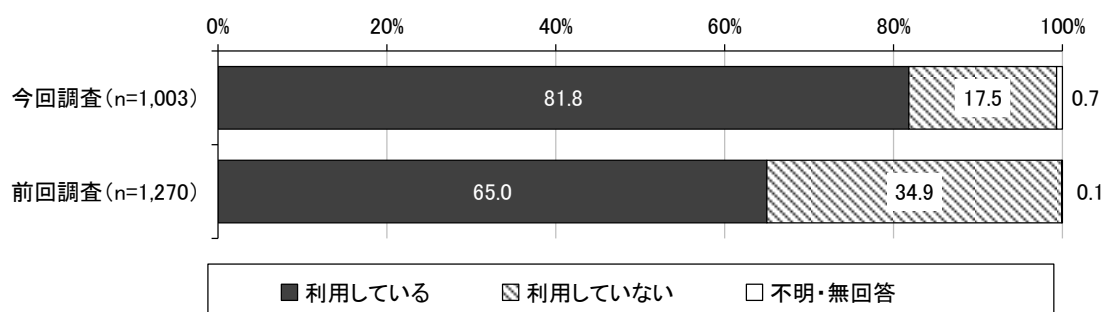
【母親の就労状況 小学生保護者問 11】



③ 教育・保育事業の利用について

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が 81.8%と、前回調査から増加しています。

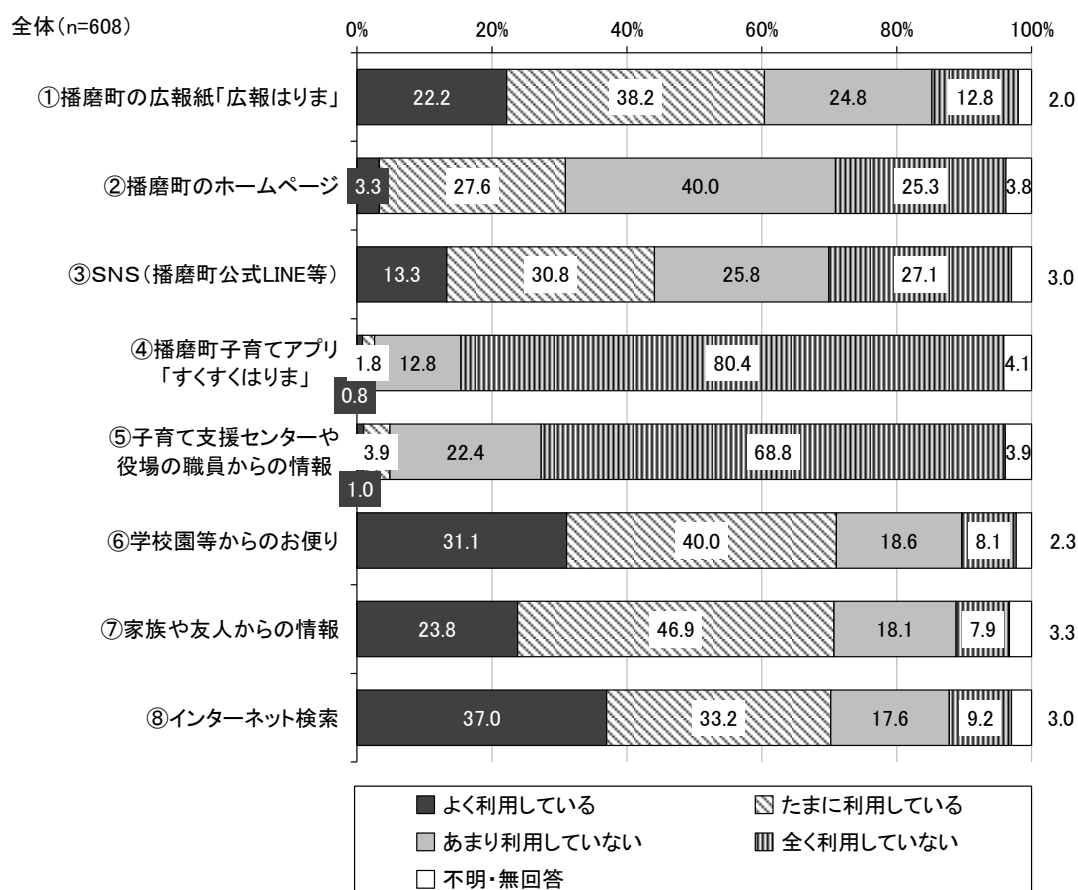
【定期的な教育・保育事業の利用状況 就学前保護者問 14】



④ 情報入手について

こどもに関する施策等の情報を得るために利用しているものについて、【②播磨町のホームページ】では「あまり利用していない」、【④播磨町子育てアプリ「すくすくはりま」】【⑤子育て支援センターや役場の職員からの情報】では「全く利用していない」、【⑧インターネット検索】では「よく利用している」、その他の項目では「たまに利用している」が最も高くなっています。

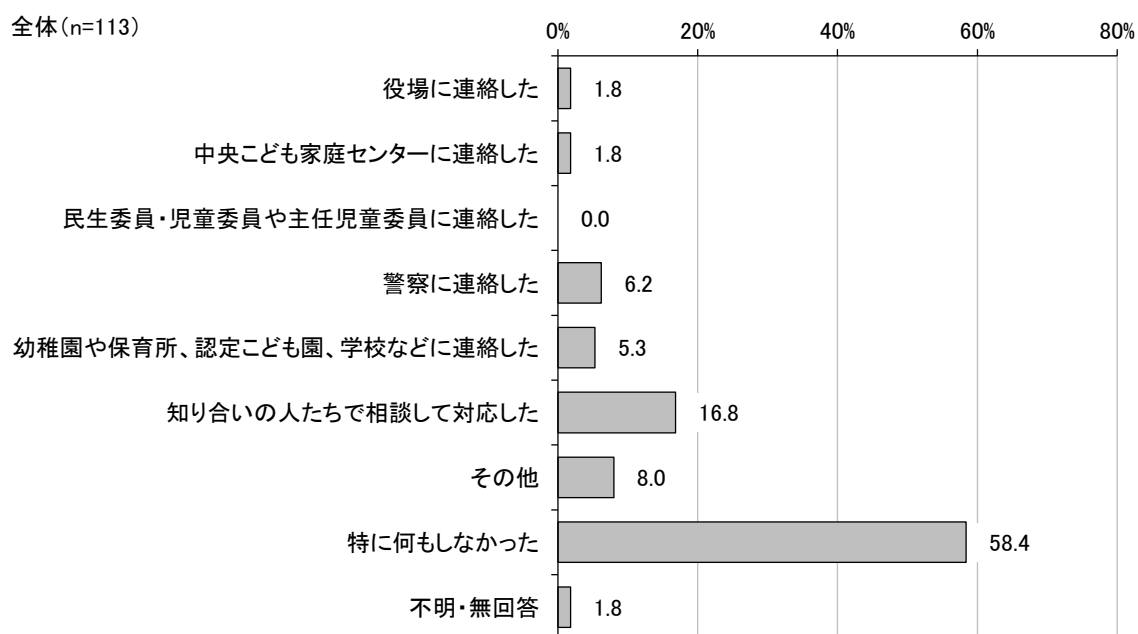
【こどもに関する施策等の情報を得るために利用しているもの 中学生保護者問 27】



⑤ 児童虐待への対応について

虐待を見たり聞いたりした場合にどのように対応したかについて、「特に何もなかった」が 58.4%と最も高く、次いで「知り合いの人たちで相談して対応した」が 16.8%、「警察に連絡した」が 6.2%となっています。

【虐待を見たり聞いたりした場合の対応 就学前保護者問 41-1（問 41 で身近なところでこどもの虐待を見たり聞いたりしたことが『ある』と回答した方）】



⑥ こどもの生活状況について

学校での生活について、朝食の摂取状況別にみると、朝食の頻度が少ないほど、授業中に寝てしまうことが多いことや学校を休むことが多くなる傾向がみられます。

【学校での生活や行事などで次のようなことがあるか 小学生問10 ×朝食頻度 小学生問6】

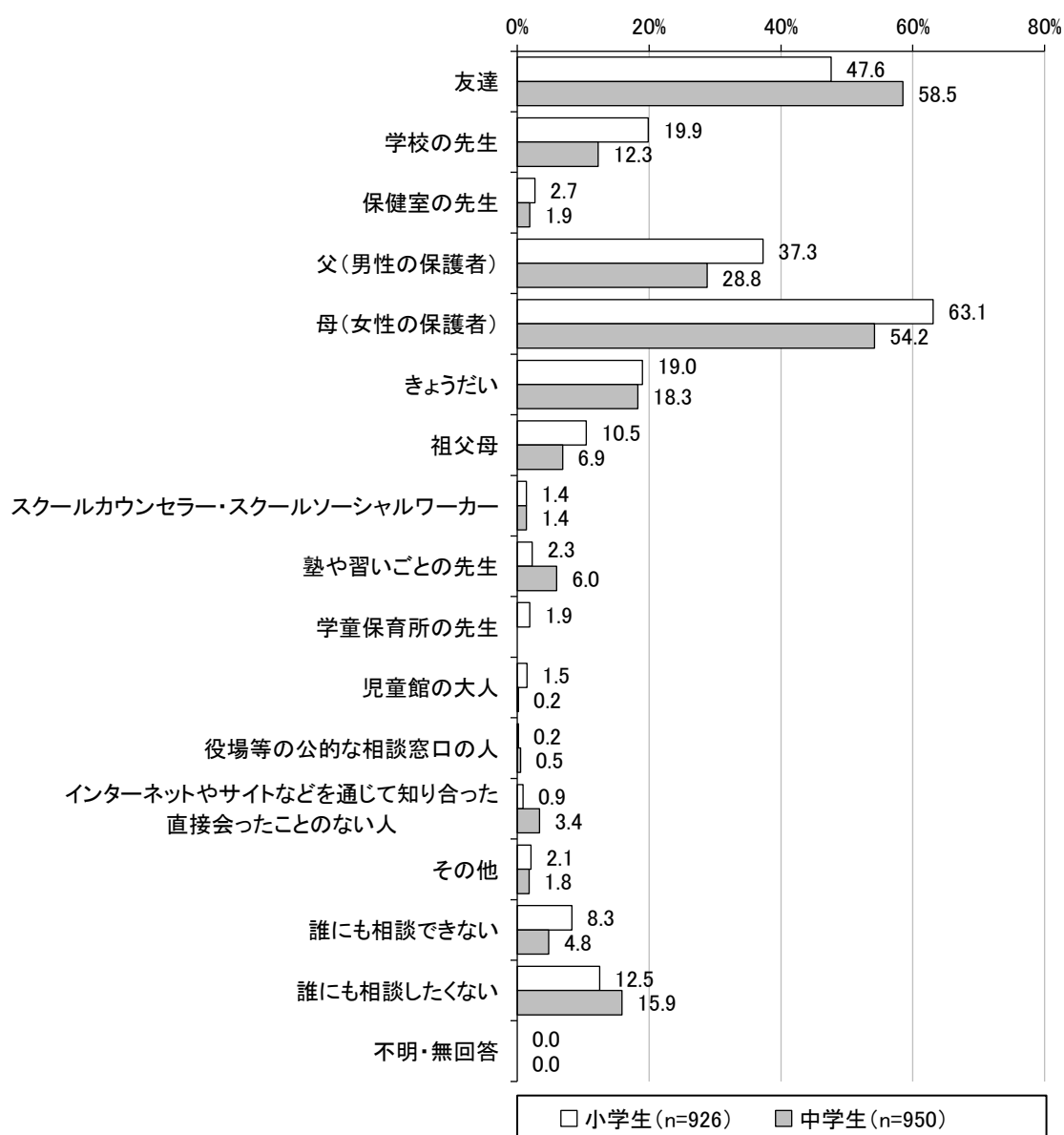
		問10 学校での生活や行事などで次のようなことがありますか。							
上段：度数 下段：%		合計	ちこくする ことが多い	授業中に寝 てしまうこ とが多い	宿題ができ ていないこ とが多い	持ち物の忘 れ物が多い	学校を休む ことが多い	提出物を 出すのがお くれること が多い	校外学習 や宿泊活動 など校外で の活動を休 む
問6 朝食頻度	全体	926 100.0	55 5.9	40 4.3	117 12.6	196 21.2	35 3.8	145 15.7	6 0.6
	毎日または ほとんど毎日	813 100.0	34 4.2	22 2.7	84 10.3	157 19.3	22 2.7	110 13.5	3 0.4
	週に4～5回	41 100.0	4 9.8	4 9.8	10 24.4	11 26.8	1 2.4	11 26.8	1 2.4
	週に2～3回	34 100.0	9 26.5	4 11.8	11 32.4	13 38.2	5 14.7	7 20.6	—
	週に1回程度	14 100.0	2 14.3	2 14.3	4 28.6	5 35.7	3 21.4	6 42.9	—
	食べない	22 100.0	6 27.3	7 31.8	7 31.8	10 45.5	4 18.2	11 50.0	2 9.1
		問10 学校での生活や行事などで次のようなことがありますか。							
上段：度数 下段：%		合計	運動会や音 楽会などの 学校行事 を休むこと が多い	保健室で 過ごすこと が多い	学校ではひ とりで過ご すことが多 い	友だちと遊 んだり、お しゃべりし たりする時 間が少ない	特にない	不明・無回 答	
問6 朝食頻度	全体	926 100.0	7 0.8	22 2.4	71 7.7	63 6.8	545 58.9	— —	
	毎日または ほとんど毎日	813 100.0	4 0.5	18 2.2	54 6.6	51 6.3	512 63.0	— —	
	週に4～5回	41 100.0	— —	— —	6 14.6	5 12.2	14 34.1	— —	
	週に2～3回	34 100.0	— —	1 2.9	5 14.7	5 14.7	9 26.5	— —	
	週に1回程度	14 100.0	— —	1 7.1	2 14.3	— —	3 21.4	— —	
	食べない	22 100.0	3 13.6	2 9.1	4 18.2	2 9.1	6 27.3	— —	

⑦ 悩んでいるときの相談相手について

悩んでいるときや困っているときの相談相手について、小学生では、「母（女性の保護者）」が 63.1%と最も高く、次いで「友達」が 47.6%、「父（男性の保護者）」が 37.3%となっています。

中学生では、「友達」が 58.5%と最も高く、次いで「母（女性の保護者）」が 54.2%、「父（男性の保護者）」が 28.8%となっています。

【悩んでいるときや困っているときの相談相手 小学生、中学生問 22】

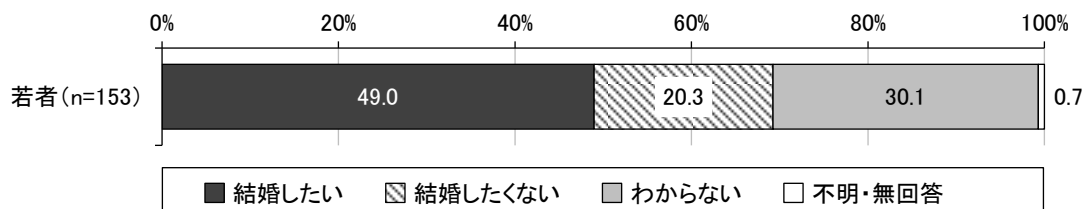


※「学童保育所の先生」は小学生のみの選択肢。

⑧ 結婚について

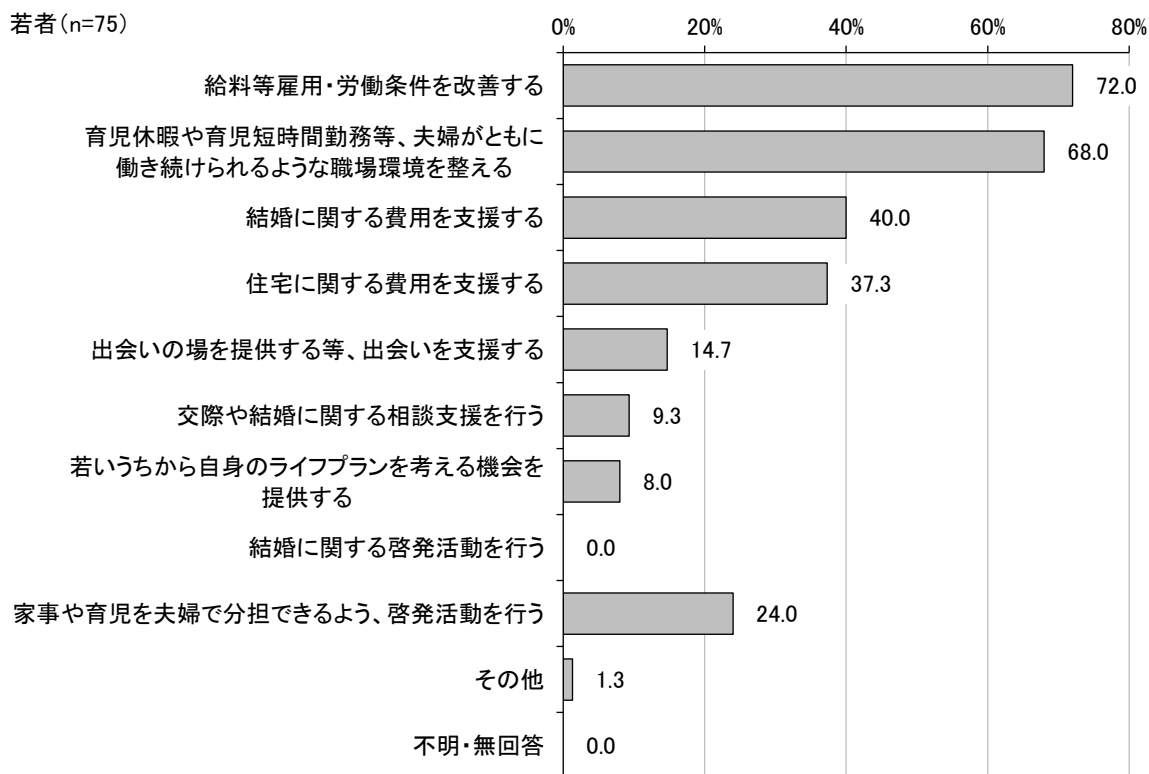
今後結婚をしたいと思うかについて、「結婚したい」が 49.0%と最も高く、次いで「わからない」が 30.1%、「結婚したくない」が 20.3%となっています。

【今後結婚をしたいと思うか 若者問 27-1（問 27 で「結婚したことはあるが、今はそうではない（離婚または離別した）」「結婚したことがない」と回答した方）】



結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、どのような支援が必要だと思うかについて、「給料等雇用・労働条件を改善する」が 72.0%と最も高く、次いで「育児休暇や育児短時間勤務等、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が 68.0%、「結婚に関する費用を支援する」が 40.0%となっています。

【結婚に必要な支援 若者問 27-3（問 27-1 で「結婚したい」と回答した方）】

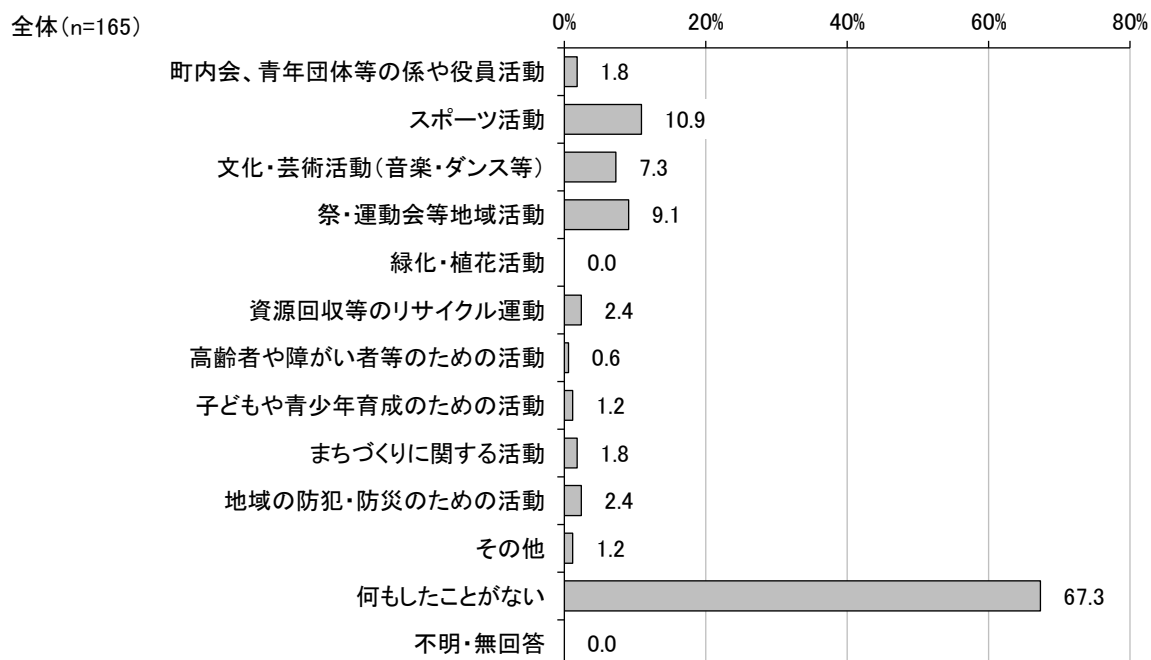


⑨ 若者の地域とのつながりについて

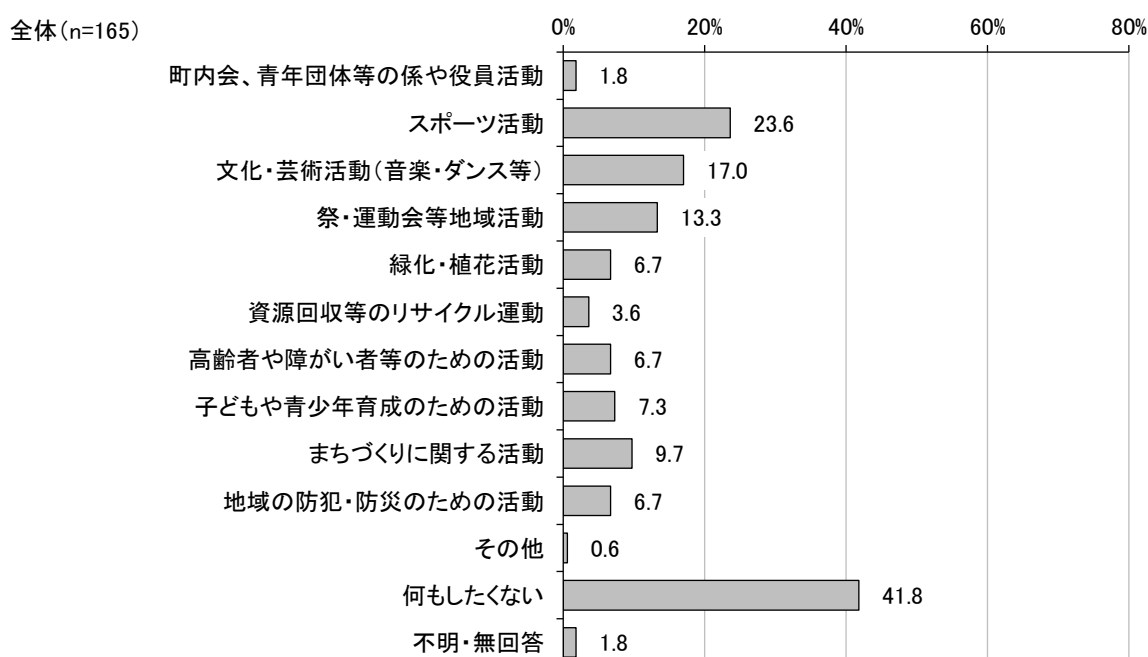
学校や仕事以外の活動への参加について、「何もしたことがない」が 67.3%と最も高く、次いで「スポーツ活動」が 10.9%、「祭・運動会等地域活動」が 9.1%となっています。

今後、参加したい活動について、「何もしたくない」が 41.8%と最も高く、次いで「スポーツ活動」が 23.6%、「文化・芸術活動（音楽・ダンス等）」が 17.0%となっています。

【学校や仕事以外の活動に参加しているか。現在参加している活動、この1年以内に参加した活動 若者問 29】



【今後、参加したい活動 若者問 29-2】



⑩ 子どもが意見を表明する権利について

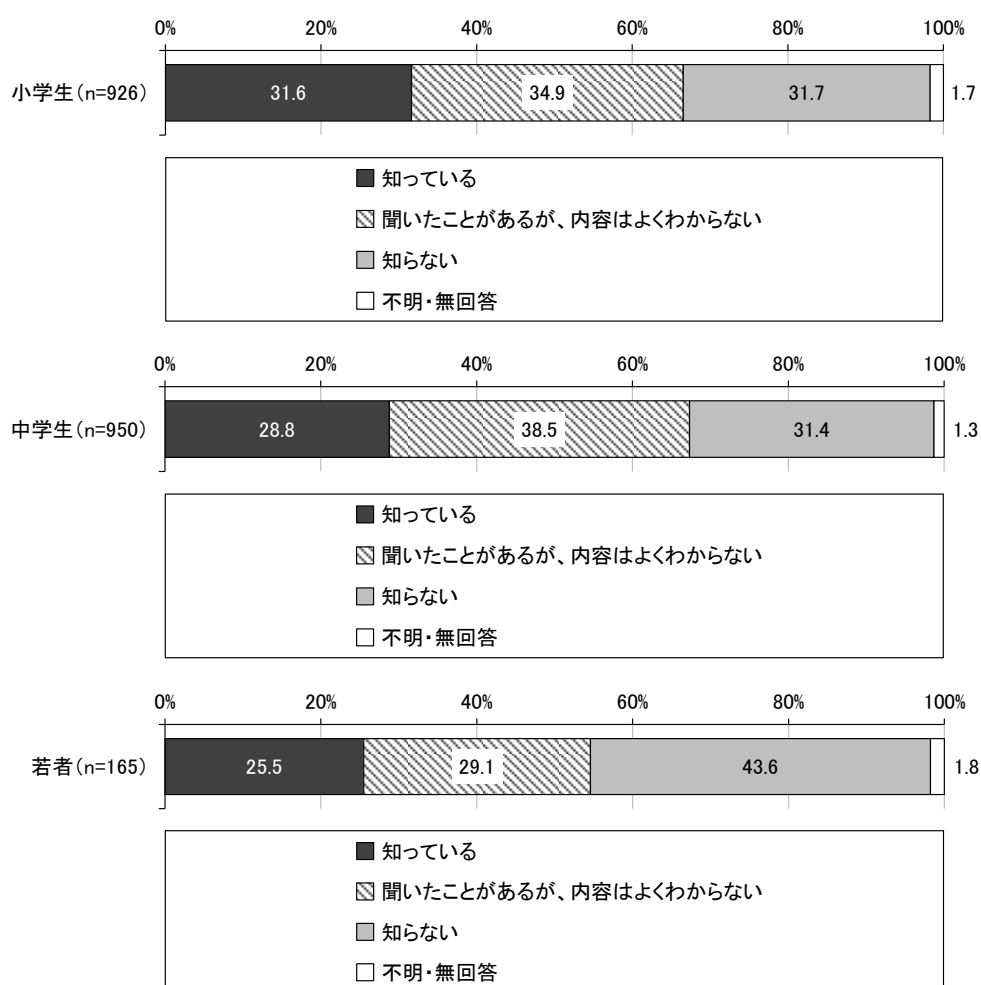
「子どもの権利」を知っているかについて、小学生では、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が34.9%と最も高く、次いで「知らない」が31.7%となっています。

中学生では、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が38.5%と最も高く、次いで「知らない」が31.4%、「知っている」が28.8%となっています。

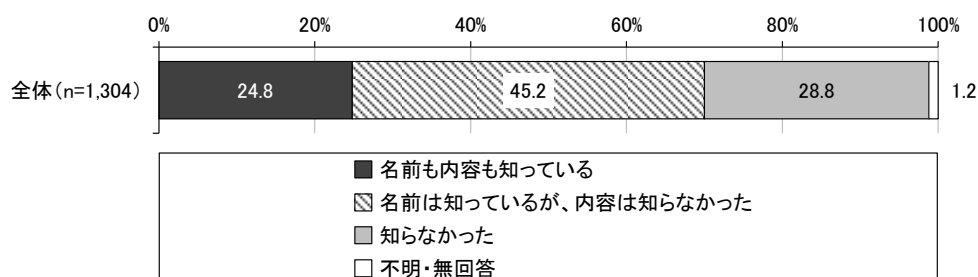
若者では、「知らない」が43.6%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が29.1%、「知っている」が25.5%となっています。

小学生保護者では、「名前は知っているが、内容は知らなかった」が45.2%と最も高く、次いで「知らない」が28.8%、「名前も内容も知っている」が24.8%となっています。

【子どもの権利の認知度 小学生、中学生、若者問 30】



【子どもの権利の認知度 小学生保護者問 29】

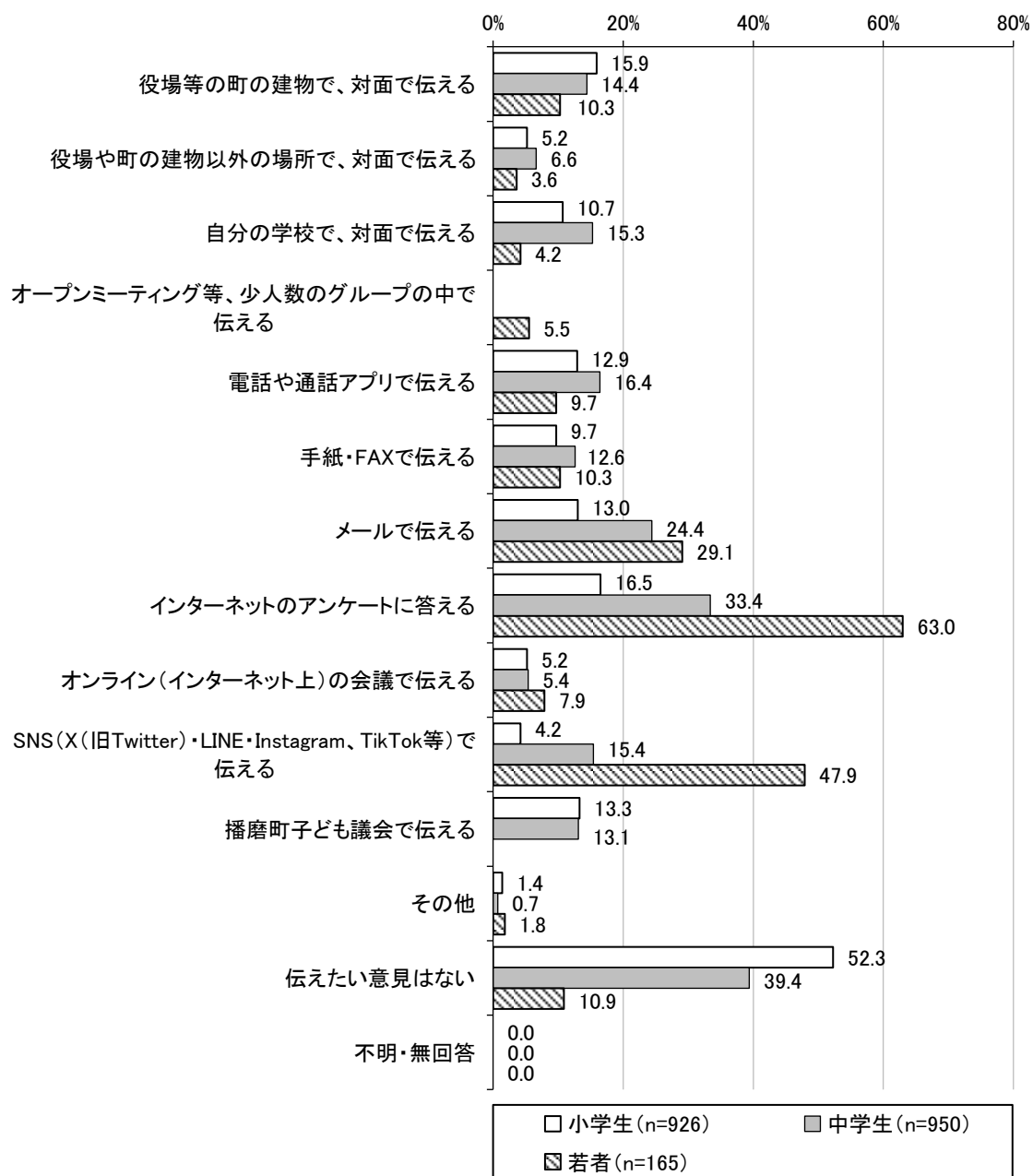


どんな方法や手段があれば、播磨町（役場）に対して、自分の意見を伝えやすいと思うかについて、小学生では、「伝えたい意見はない」が 52.3%と最も高く、次いで「インターネットのアンケートに答える」が 16.5%、「役場等の町の建物で、対面で伝える」が 15.9%となっています。

中学生では、「伝えたい意見はない」が 39.4%と最も高く、次いで「インターネットのアンケートに答える」が 33.4%、「メールで伝える」が 24.4%となっています。

若者では、「インターネットのアンケートに答える」が 63.0%と最も高く、次いで「SNS（X（旧 Twitter）・LINE・Instagram、TikTok 等）で伝える」が 47.9%、「メールで伝える」が 29.1%となっています。

【意見を伝えやすい方法 小学生、中学生、若者問 31】



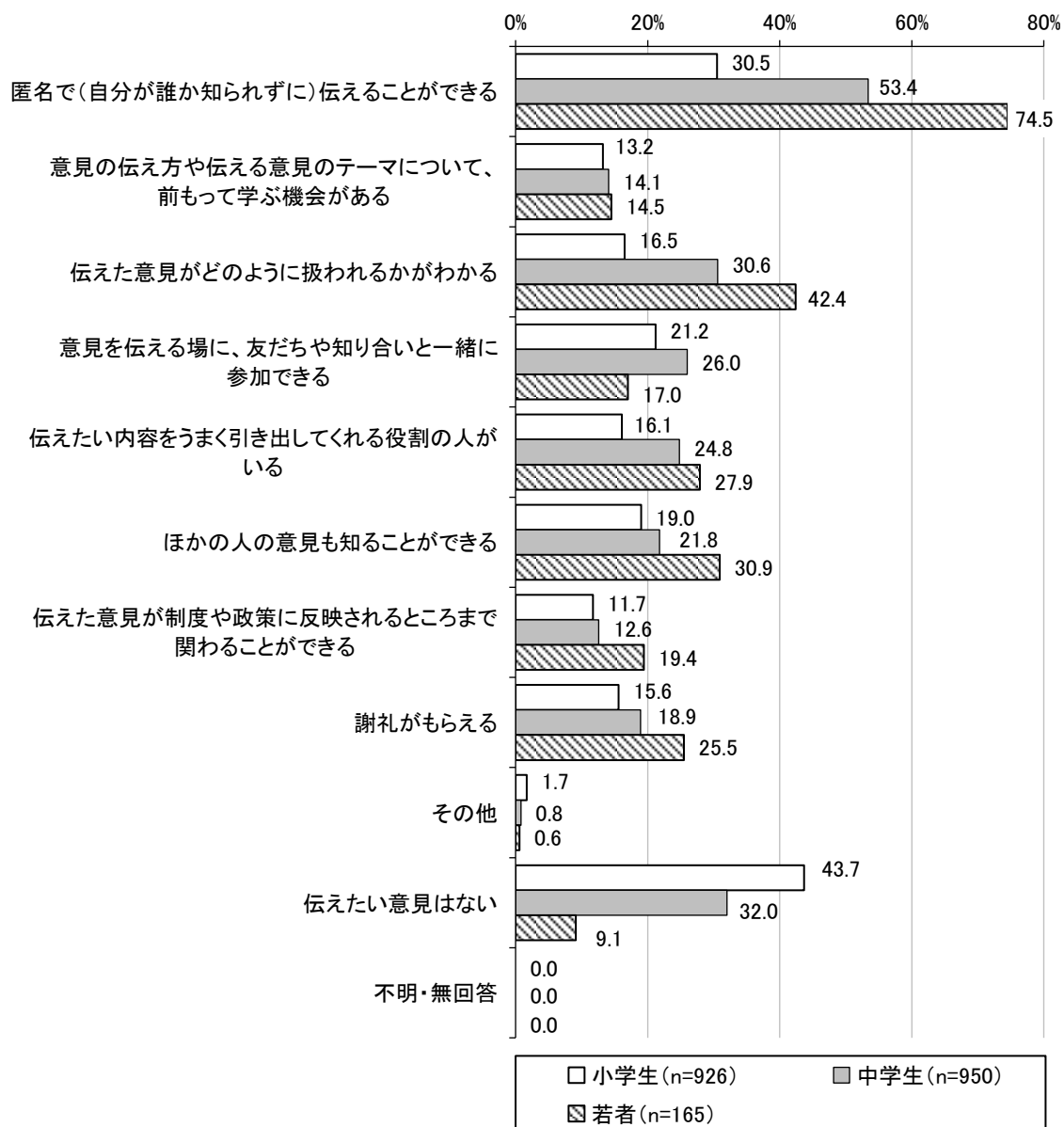
※「オープンミーティング等、少人数のグループの中で伝える」は若者、「播磨町子ども議会で伝える」は小学生、中学生のみの選択肢。

どんな工夫やルールがあれば、播磨町（役場）に対して、自分の意見を伝えやすいと思うかについて、小学生では、「伝えたい意見はない」が 43.7%と最も高く、次いで「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が 30.5%、「意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる」が 21.2%となっています。

中学生では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が 53.4%と最も高く、次いで「伝えたい意見はない」が 32.0%、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が 30.6%となっています。

若者では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が 74.5%と最も高く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が 42.4%、「ほかの人の意見も知ることができる」が 30.9%となっています。

【意見を伝えやすい工夫やルール 小学生、中学生、若者問 32】



3. 関係団体ヒアリング調査の結果

(1) 実施概要

令和6年7月に調査票を送付・回収したうえで、7月下旬～8月上旬に11の団体に直接の聞き取り調査を実施しました。ヒアリングシートについては、22の団体から回答を得ました。

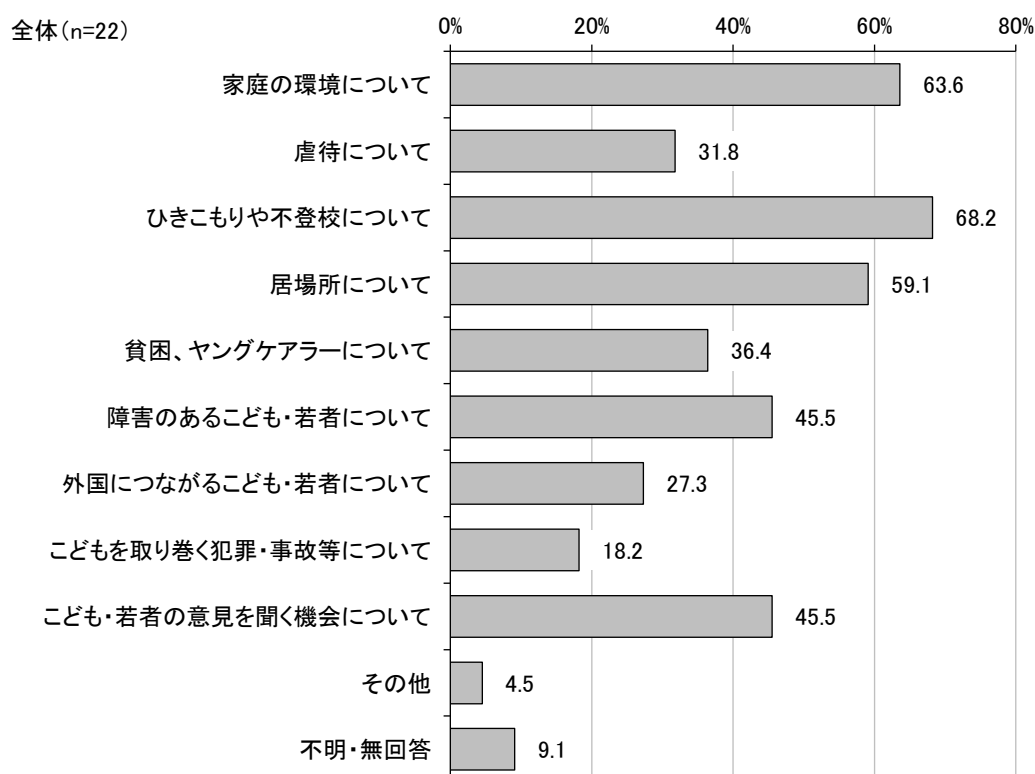
■対象団体

福祉・教育関係機関	西部コミュニティ委員会、野添コミュニティ委員会、南部コミュニティ委員会、スポーツクラブ 21 はりま、播磨町立図書館、播磨町中央公民館、播磨町民生委員・児童委員協議会、播磨町社会福祉協議会
子育て関係機関	北部子育て支援センター、南部子育て支援センター、学童保育所（高砂キッズ・スペース）、スクールソーシャルワーカー（播磨中学校・播磨南中学校）
福祉相談窓口	播磨町福祉会館 総合相談窓口（障害者基幹相談支援センター）
子育て支援団体	パパぱれっと、てるてるはりま、のぞえプレーパーク のこのこ、まちの居場所 はりまある、コミュニティカフェ parasol、ワーカーズコープセンター事業団、モグモグ播磨、ういっくす播磨

(2) 実施結果

① 播磨町のこども・若者、子育て家庭を取り巻く課題について

「ひきこもりや不登校について」が最も多く、次いで「家庭の環境について」となっています。

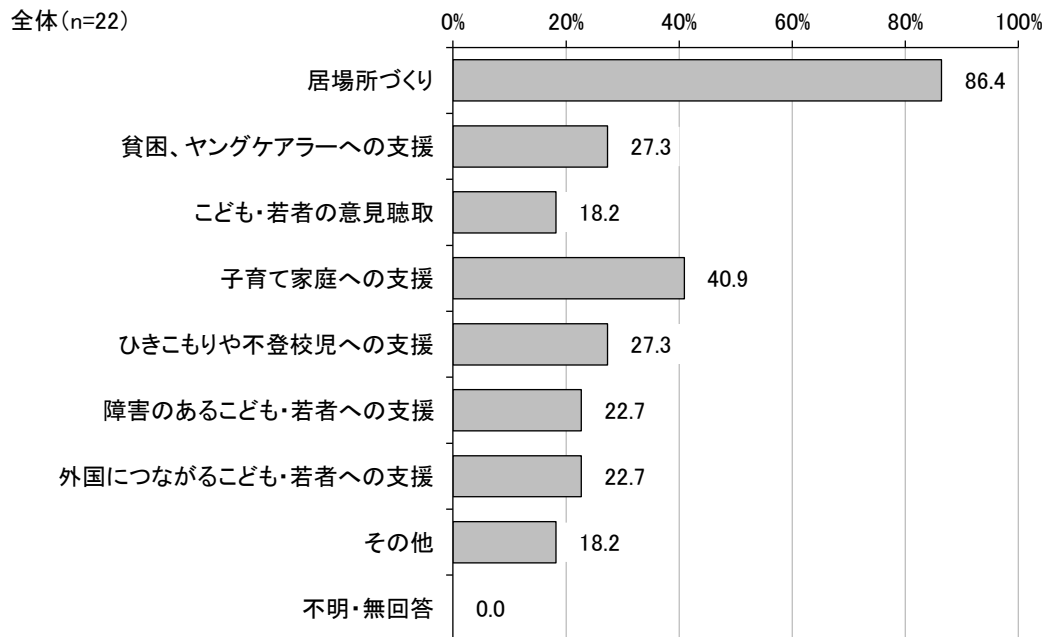


■主な意見

分類	主な意見（抜粋）
家庭の環境について	・核家族化や女性の社会進出が進む中、「母親」が一人で子育てを抱え込む環境から脱却できていない。特に播磨町は子育て世代の転入者も多いうえ、昔ながらの風潮が根強く残っていて馴染みづらく、地域での支え合いの構図（自治会等）や行政と地域等との連携も上手くいっていない。 ・子育て中の方が気軽にこどもを預ける「仕組み」と「空気」をつくっていけると良いと考える。
	・こどもの成長を見るときに、家庭の状況の把握が不可欠になっている。
	・様々な子育て支援施策とともに、保護者達が子育ての楽しさや喜びを感じられるような仕組みを考えていく必要があると思う。「子育て＝母親」という時代は終わり、これからますます地域ぐるみの子育てが求められ、子育てを支える社会の構築が不可欠だと考えている。
	・こどもは家族で過ごす時間より、ゲームやYouTubeで過ごす時間が多いようで、そのような環境の子はもっと自分を見てもらいたいという気持ちにさいなまれているように見え、学童保育でそのようなサインを出す子がいる現状がある。保護者にゆとりがない環境が心配である。
	・父親の育児参加。父親同士のコミュニティ。
ひきこもりや不登校について	・不登校について、学校でなくても学ぶ機会はつくれるはずであり、学校だけがすべてではないと思うので、認識を学校側も共有しておくべきだと思う。
居場所について	・こどもの意思だけで通えるような居場所も必要である。本人すら気づいていない問題に気づける大人と居場所が町内にもできると良い。
貧困、ヤングケアラーについて	・貧困・ヤングケアラーに関連して、『困っている』という声をあげにくいとも考えられるため、より一歩踏み込んだアウトリーチが必要と感じるものの、人的資源や貸付対象以外の支援が必要な子育て世帯へのアウトリーチ方法に苦慮しているところである。
	・貧困、ヤングケアラーの問題は表面化しないため、判断するのは難しい。
	・本当に困っている人たちは、自ら発信したりできないように思う。インクルーシブに問題を共有、解決する場があったらいいと感じる。
	・不登校やヤングケアラーなど、地域のネットワーク、居場所、こども食堂など多岐にわたるシステムがほしい。
こども・若者の意見を聞く機会について	・若者と大人が話をする場がない。
	・こどもへの声掛けについて通報されることもあるため、声を掛けられないのが現状である。
	・公民館は中学生や高校生が勉強をしに来るため、居場所としての需要を感じる一方で、スタッフに干渉されたくないような空気があり、ユース世代の意見を直接聞けずにいる。
	・一人ひとりのこどもの声に丁寧に耳を傾けて、こどもの最善の利益について周りの大人が考えることが重要であると感じている。「どうせ話をきいてもらえない」などと感じているこどもたちから、不安や承認欲求のサインが多くみられることが気になる。
その他	・総合的な相談窓口と重層的な支援体制が必要となっている。
	・様々な要因による複合的な問題に対して、保護者、学校、福祉それぞれの視点から見たとき、要因と考えられるポイントにずれが生じて、解消に向けてのアプローチの足並みがそろいづらい。

② 現在、取り組んでいること

「居場所づくり」が最も多く、次いで「子育て家庭への支援」となっています。



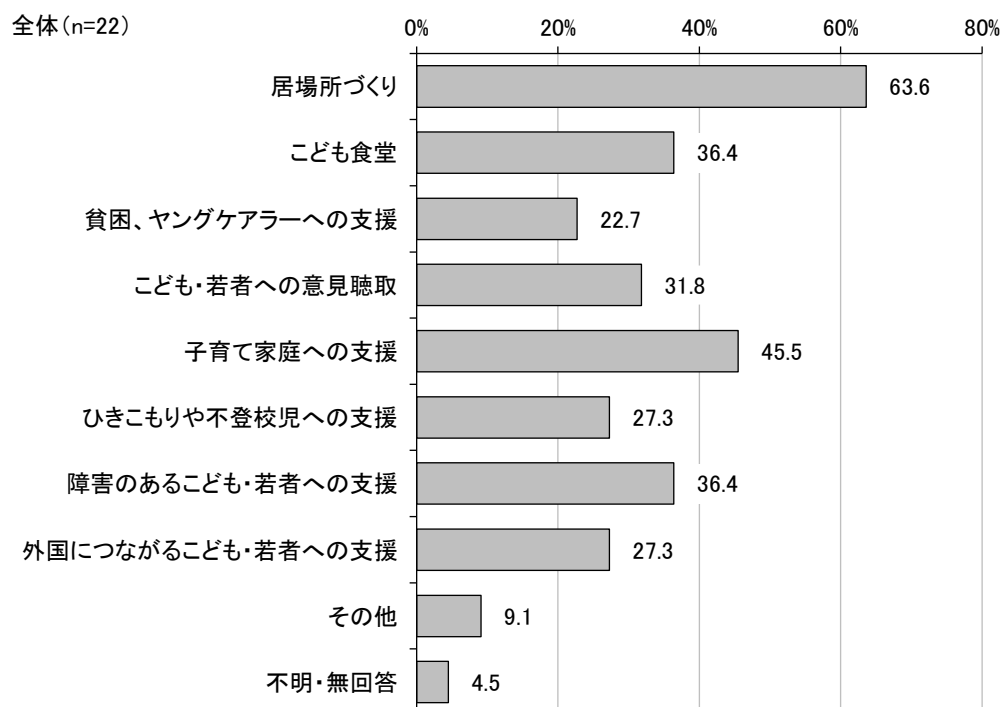
■主な意見

分類	主な意見（抜粋）
居場所づくり	・町内の公共施設での「託児付きイベント」の開催、子育て世代のリフレッシュや学びの場の提供など、居場所づくりをはじめ、買い物時等の託児サポート、空き家を活用した一時預かりなども実施している。
	・町内の運動施設でも託児を実施し、運動による発散や若者の健康増進につなげている。
	・コミセンみんなの居場所（月2回）や学習教室（週1回）を開催している。
	・コミセンサテライトを通じて実施している。
	・小学生の放課後の居場所づくりとして「播磨町放課後子ども教室みんなでアソビバ!」、また家庭教育支援として「播磨町家庭教育支援プログラム実行委員会」で「みんなで学校ごっこ」「マチナカ・クエスト」等、地域を巻き込んだイベントを開催している。
	・フリースペースの開設。オープンミーティング「おしゃべり場」に大人に混じって小学生も参加している。子育て世代や外国人などが利用しやすいよう工夫もしている。
	・対象の年齢が低いため、親子を対象とした居場所づくりとして、おやこさろんの開放をしている。
	・こども・若者、子育て家庭に特化したものではないが、地域の居場所を運営している。また運営したいという方を支援することで年齢や性別、また障がいの有無に関わらない居場所づくりに間接的に取り組んでいるところである。
	・居場所を開設し、そこからいろいろな問題をすくいあげることができたらと思っている。そのうえで各種の問題に自分たちがどのようにアプローチできるかを住民とともに考え、行動していただきたい。
	・小学生対象の講座、イベントの充実、放課後の受け入れなど。
	・福祉会館2階フリースペースを居場所として様々な団体に活用してもらっている。
	・図書館でできることといえば居場所を提供することかと考える。
	・学童保育は居場所としてこどもが安心してここに通えて「幸せだな」と感じられるように支援員は生活づくりを行っている。地域でこどもの放課後を見守るという点で、学童保育は役割を果たしていることもあると感じている。

分類	主な意見（抜粋）
貧困、ヤングケアラーへの支援	・食糧支援や資金の貸付という手段を通じて、件数は限られるが、取り組んでいるところ。
	・総合相談窓口として、生活困窮やひきこもりの相談を継続的に実施している。
	・現在、福祉会館で困窮家庭等にお米の支援をしている。困りごとがあれば、福祉会館ですぐに相談できるようにしている。
子育て家庭への支援	・保護者と支援員は一緒になって問題を解決に導く方法を探るスタンスを心がけており、保護者のこどもへの願いを支援員も共有しながら、こども自身の願いや成長する姿をともに見守る支援者として保護者に寄り添うことを大切にしている。
	・父子で過ごす場づくり。母親の一人時間の確保。 ・家庭でもできる遊びの提供（あそび歌など）。 ・同世代の子の親のコミュニティづくり。
	・スクールソーシャルワーカーとして、学校、家庭、行政と連携し、必要な支援を提供できるようにつないでいる。
ひきこもりや不登校児への支援	・居場所づくりとして事業を実施しているわけではないが、不登校児や支援学級在籍の子が参加していることで、そういった子の居場所を提供している。
	・ひきこもりの生徒に対しては、お迎えを実施し、本人が安心して登校できる環境を整えている。
障がいのあるこども・若者への支援	・民児協（民生委員・児童委員協議会）として、高齢者、障がい者、児童、母子全般の見守り支援に取り組んでいる。
	・障がいのあるこどもや外国につながるこどもの具体的な支援ではないが、受け入れはしている。
	・障害者基幹相談支援センターとして、障がいのあるこども・若者・その家族への相談支援を継続的に実施している。
外国につながるこども・若者への支援	・SNS等を使ってアンケートを実施し、直接的な声を聴きながら活動を改善したり、外国籍のこどもも分け隔てなく受け入れる体制にしている（実際の利用者はほとんどいない）。
	・外国につながるこどもに対しては、就学支援の案内を行った。

③ 今後、取り組みたいこと

「居場所づくり」が最も多く、次いで「子育て家庭への支援」となっています。



■主な意見

主な意見（抜粋）
・外国籍の子どもや障がいを抱える子どももきちんと預かれるような体制づくり（託児スタッフの教育や資格取得の促進、専門的知識を有する人材の確保）や「居場所」または「学習支援」の場づくりにも取り組みたい。そのことにより、学校へ行きづらい子どもたちのサポートができる場としても機能すれば良いと考えている。
・子ども食堂について関心のある方々をつなごうとしている。
・図書館をまずは利用してもらう。図書館では障がいのある人の就労実習の受け入れを引き続き行う。 ・直接的な支援は難しくても、必要な資料、図書を用意することはできるため、外国語で書かれた絵本や図書が必要であれば準備していきたい。
・小学生対象の企画として「夏休み子ども教室」「こどもいきいき体験隊」等の企画を進めている。喫茶コーナーを活かした子ども向けの食事提供などを検討したい。
・子ども・若者との関わりを高めることで、その家族を含めた『地域みんなのしあわせ』が向上するよう、まずは意見聴取から取り組みたい。
・現在行っている、おやこさろんの開放、子育て支援講座の開催などを実施し、親子の居場所づくり、子ども同士、親同士のつながりをつくる支援、相談事業などを充実させたい。
・子ども・若者への意見聴取について、事業の中で意見を吸い上げ、反映できるように取り組んでいきたい。
・学童保育において「それは無理だ」と大人が感じることで、こどもの意見として丁寧に扱い、議論できる場が学童保育の生活でも実現できたらいいと感じた。
・Discord（通話アプリ）でコミュニティを今後やりたい。
・このこにおいて親と一緒にいけないこどもでも遊びに行ける選択肢としてありたい。 ・このこでは畑で野菜をつくる活動も開催し、地域の方との交流の中で豊かな人間性や社会性を学ぶことはできる活動だと思う。
・播磨町は、居場所、子ども食堂等は他の町村に比べ、とても多く、住民の方々が頑張っている。
・こどもが気軽に訪れて自分の話ができる場所づくりが必要だ考える。

④ 今後、取り組みたいことについて、取り組めていない理由と、行政等に求める支援

■主な意見【取り組めていない理由】

主な意見（抜粋）
・ こども・若者をターゲットにした福祉的な事業では、収入源が乏しいため人件費の捻出が困難。スタッフの教育や育成（研修）、資格取得等のサポートも難しい。 ・ こどもや若者の居場所をつくるための「場所」の確保が困難。 ・ 外国のこどもや障がいを持つこどもについては、当事者の遠慮などもあり普及しないし、あまり多くの需要があっても応じきれない。
・ ノウハウ、人的資源、財源の課題等があり積極的に取り組めなかった経緯がある。
・ こども食堂については、やる気、校区ごとの開設が必要。場所、器財、食材の確保は何とかなるが、長期活動できる人材確保が難しい。1期で委員をやめていく人が多すぎる。
・ こども食堂に関しては、播磨町での必要性や、必要なこどもたちへの支援になり得るかどうか等、疑問が残り、未だに取り組めていないのが現状である。
・ あらゆる相談において、時に当事者への継続的なアウトリーチを必要とする相談支援の展開。 ・ 医療的ケアの必要なこどもや若者の相談対応と支援の展開。 ・ 精神障がい者を家族に持つこどもの相談対応と支援の展開。 ・ 主として、マンパワーの問題が理由。医療機関及び教育機関との連携。
・ 当初の目的としての、ひきこもり等（若い世代）に対して認知ができておらず、これからも取り組みが必要だと思っている。
・ 課題が多すぎて、すべてにおいて落ち着いていない。人の補充は、播磨町は迅速にいただいていると思うが、（官民の）ネットワークが機能されていない面もある。
・ 場所と時間と人の確保が困難であるため。ある程度の報酬の確保も必要である。
・ 他方面の講師とコラボして、いろいろな体験をしていくことを進めたいが、十分な講師料がなく、依頼が難しい。

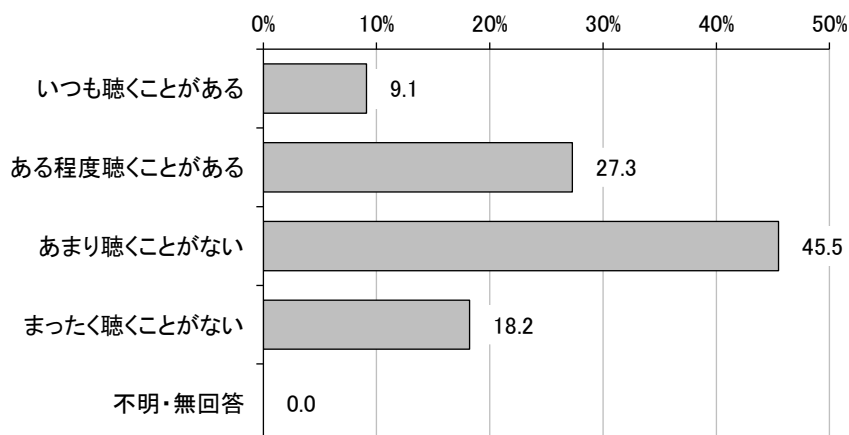
■主な意見【必要な支援】

主な意見（抜粋）
・ 人件費や運営に必要な経費を拠出してほしい。 ・ 町内の既存施設や空き家等、管理運営を任せてもらえる「場所」と必要経費（水道光熱費等）の負担をお願いしたい。 ・ 町内で活動している団体について広く知ってもらえるような取り組みをしてほしい。また、外国のこどもについては、日本語教室にも託児を付ける等の「外国籍の親の支援」を視野に検討して頂きたい。 ・ 実際に活動するのは地域住民のできるため、行政にはミーティングへの参加や、チームをつくる、広報など協力してもらえたら、こども食堂の開催は可能だと思う。
・ 全国のこども食堂の実態について知りたい。
・ 特に中・高・大学生にはどんどん来てもらいたいため、フリースペースがいつでも利用できることを多方面からPRしたいので、支援をお願いしたい。
・ 地域福祉アドバイザーの配置等により、一人体制であった地域支援への人的資源が充実してきているところである。今後も引き続き、人的資源確保のための財政面での継続的な支援をお願いしたい。
・ 現在町内すべての学童保育は定員数を超える児童が入所している。こどもが健やかに安心して生活するためには新たな専用施設が必要であると考えられる。
・ こどもたちの居場所となる場所の経費等の支援を行っていただきたい。
・ 現在、福祉会館の施設を無償で使わせて頂いていることが最大の支援と感じている。そういった活動をしていることを行政職員に知ってもらい、この居場所とマッチしそうな町民と出会ったときに、こんな場所があると伝えていただけたらと思う。
・ 支援が必要な方とつなげてほしい。
・ 民間の力をもっと導入して、託していくようにしてほしい。 ・ 保育園の送迎サポート、こども食堂運営サポート、夜間の不登校生徒の居場所。
・ 予算として、活動費（講師料）を増やしてほしい。

⑤ 活動を通じて、こども・若者から、生の声を聴く機会の頻度

「あまり聴くことがない」が最も多く、次いで「ある程度聴くことがある」となっています。

全体 (n=22)



⑥ こども・若者から聴く意見の主な内容

■主な意見

主な意見（抜粋）
・保護者自身の疾病や通院時など、急な事態にも預かりの対応をしてほしい。 ・親子イベントにも託児をつけてもらえるため、小さな弟妹がいても上の兄姉との時間を持てるのが良い。 ・播磨保育園の一時預かりは予約が取れない。 ・ファミリー・サポート・センター事業は事前申請、面談などのハードルが多く、利用しづらい。 ・イベント参加費をなるべく安くしてほしい。 ・託児スタッフに「ボランティア」を強いるのは良くない。
・フリーWi-Fiは助かる。静かで集中できる場所がほしい。
・こどもたちの学校生活、生徒同士の喧嘩、いじめ、先生の対応、親との関わりについて、大人より複雑な悩みを持っている。気づいた時点で解決することが大切。
・センター利用の小学生から、小学生の利用時間、利用可能日を増やしてほしいという声がある。
・こどもが自由に出入りできるような児童館のような遊び場、居場所がほしい。一つのコミセンだけでそのような役割があると聞いたことがあるが、制限が多く一般的な児童館のような形にはできていないとも聞いた。 ・ボール遊びを禁止にしている公園が多いので遊びづらい。
・小学校、中学校に対しての意見。ボランティア活動の中での悩み事、トラブル。
・楽しい、もっと行きたい。

⑦ 播磨町が取り組むべきと考える支援・制度・連携等

■主な意見

主な意見（抜粋）
・行政だけでがんばらないで、民間の力を上手に活用してほしい。町内で活動する民間団体の様子を視察に行くことも必要ではないか。
・働く人の支援も大切だが、家庭にいて、わが子の成長のために力を注いでいる主婦層への支援としては、時々でも短時間でもこどもを預けられる環境は重要。
・働きたい人と言っても多様で、短時間（４～５時間、週２～３日）預けられれば良いという人も多く、働きたいのに預けられない人は多い。
・家庭的保育事業のような小規模の認可保育園を早く稼働できる体制にしてほしい。
・高齢者の「足」だけでなく、子育て世代の「足」についても考えてほしい。
・体験無料チケットを出すなど、必要な人がサービスを使いやすくすることにお金を使ってほしい。
・町内のサービス運営には、なるべく町内の人材（活動団体）を登用してほしい。
・播磨町は多子世帯が多い印象のため、多子世帯支援にも力を入れてほしい。
・若者の意見を直接「行政（町長）」が聴取する機会を。
・こどものために活動している諸団体・個人がつながり協力し合えるような場を設けてほしい。
・コミセン（コミュニティ委員会）に補助金があれば活用したい。
・一つの拠点だけでは実現性や発展性に乏しいため、学校・地域・団体（ボランティア含む）等との連携をしていきたい。
・こどもの成長が家庭の環境に左右される現状を目にすることがよくある。こどもを守り育てるためにも、親を育てる取り組みができればと思う。
・こどもたちが、安心、安全に遊ぶことができる場の確保（公園の整備や居場所事業づくりなど）。
・見守りカメラの設置。
・こどもたちが自由に遊べる環境づくり。
・児童発達支援センターの設置と教育・福祉・医療の連携。若者の社会参加と就労支援の充実。
・こどもたちの居場所が、こどもだけではなく、こどもたちを育む大人たちの居場所でもあり、こどもの年齢を問わず、気軽に相談できる場であってほしい。
・こどもたちがネット上でつながる場に播磨町の大人も参加しないといけないと感じる。
・まちづくりパートナー事業を受けている団体の代表が、４年目以降はどうやって活動していけばいいのか、継続が課題。
・せっかくの活動も町民に伝わらなければ意味がないのでその繋ぎ役をして頂けたらありがたい。その活動がどんなシーンで活躍できるかを考えたうえで、それが伝わりやすいような案内をして頂く。
・活動を持続していくために施設の無償提供や関係部署との連携などの支援が簡易な仕組みでできると良いと思う。
・播磨町で活動されている各団体同士でのやり取りする場や勉強会などがあつたらいいと思う。
・こどもたちの異変に気づいたときには、そのことを早く学校、地域等が見つけ役場等に連絡し、押しつけの支援の介入ではなく自然な流れで支援に入れる仕組みがあればいいと思う。
・民間に委託して、補助金でサポートする形で、不登校支援や、ヤングケアラー等を含めた家庭支援のためのこども食堂の運営など。
・こども施策の充実のために、今回のようなヒアリング調査や、直接集う会があれば、意見交流や新たなアイデアが生まれると思う。

4. こども・若者・子育て当事者の意見

(1) 意見聴取の概要

令和6年8月～9月に開催された各ワークショップ等の機会を通じて、こどもや若者、子育て世代の意見を聴き取りました。

また、令和6年9月に開催された町長懇談会を通じて、保護者の意見を聴き取りました。

■対象者

高校生	兵庫県立播磨南高等学校の生徒 約 30 名
若者	播磨町内在住・在学・在勤の 15～39 歳までの若者 10 名
子育て当事者	南部・北部子育て支援センター利用者 それぞれ 11 組

(2) 意見の内容

① 高校生からの意見

播磨町のイメージ	
田舎	穏やかなまち
	田んぼが多い
	都会に近い田舎
	特徴がない、観光地が少ない
	高齢者が多い
環境（いいところ）	新しい家が増えてる、住宅街が多い
	優しい人が多い
	道がきれい
	静か
	祭りが楽しい
環境（悪いところ）	空気が臭い
	発展していない
	空き家が多い
	治安が悪い
	ポイ捨てが多い
	車が混む（上下の移動がしづらい）
設備、施設	建物すべて古い
	雑草だらけ
	車、自転車必須
	遊べる場所が少ない
	飲食店、コンビニ等お店が少ない

播磨町のイメージ	
こども	小さい子が遊びやすい
	小学生が集団登校してる
	学校同士が近い、面積のわりに学校が多い
	公園が多い

播磨町でこんな過ごし方ができたらもっと良い	
環境	古い家を新しくする
	空気がおいしいところ
	花畑
	土地をもっと広くしてほしい
	どこでも Wi-Fi
イベント	花火大会
	お祭り
	イルミネーション
	フェス（食べ物）
施設、飲食店	おいしいものが食べたい
	こども食堂、こどもカフェ
	ショッピングセンター、買い物できる場所
	涼しいところ
	映えスポット
	運動ができる施設（スケートボードパーク）
	観光地、播磨町といえどなるもの
学校	学校までのバス
	学校同士の交流
	学校を増やしてほしい
	校則なしにしてほしい

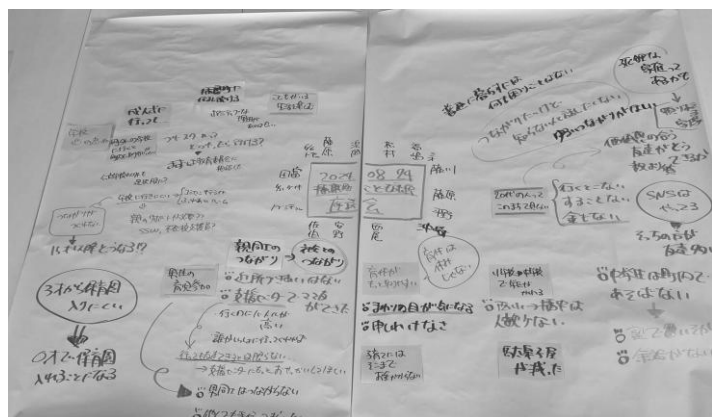
こんな播磨町になってほしい
遊べる施設が近くにあるほしい
設備や施設が整っている町になってほしい
こどもたちも、大人も楽しめるようなイベントを行う
若い人が集まる場所がほしい（大きいショッピングセンター、遊園地）
大きいショッピングモールがほしい（あるけど古い）
花火大会などの楽しいイベントを開催する町になってほしい
交通の便をよくしてほしい
こどもたちの成長を伸ばすものがほしい
土地が狭いから、土地を広げてほしい



② 若者からの意見

テーマ	意見・アイデア
親同士のつながりについて	こどもが大きくなってから悩んだ時も、小さいときからのつながりが大事。
	近所付き合いがない。隣人でもどんな人かこどもがいるかわからない。
	支援センター、にこにこサロン等、こどものつながりから親もつながる。
	つながりの場に行きたいけど行く勇気がない。知り合いがいれば行ける。
	支援センターに行っても、つながりができない人もいる。そのサポートがないとコミュニケーションを取れない人もいる。
父親の育児について	父親同士、運動会などで話す機会があるが、送迎も少ないためつながらない。父親同士のつながりがあると良い。
	子育て・家事を母親父親で 50 : 50 にしていれば、父親だからめずらしいということもなく、妊娠・出産で会社に申し訳ないという気持ちもなくなる。
	育休を取ろうとすると「お母さんは？」と言われる。育休中平日こどもを連れていると視線を感じる。
親が楽しめる子育てについて	子育て世代でも、働き世代でも何かしら播磨町と関わる機会があるといい。
	こどもを預ける罪悪感があり、預けてもこどものことでいっぱいになってしまうため、こどもを連れてお酒を飲める場所、映画館等があれば良い。
	播磨町に住み続ける理由が特にないため、子育てが終わった後もこのまちに住んでいようと思えるものが、子育て中に見つかったと良い。
子育てのサポートについて	核家族での子育ては難しく、他人の手が入る仕組みがファミサポくらい。
	頼れる人はいるが、頼りやすいかは別。祖父母が働いている場合が多い。
	訪問で行政とのつながりはできるが、子育て世帯同士のつながりがない。
	若者は結婚や子育てに対するお金の不安があるが、実際は産前産後等に思っていたよりお金のサポートはある。
不登校等への支援について	学校の選択肢がもう少しあると良い。播磨町にはフリースクールがない。
	こどもが学校に行かなくなったらどうしたら良いかと心配している親もいる。その場合のサポートがわかりやすければ良い。

テーマ	意見・アイデア
	いじめなどではなく、集団行動が苦手な学校に行きたくない子がいる。つながりが昔からの友達だけになってしまう。
	学校には絶対に行かないといけないとは思わない。他のところで出席扱いにするなど選択肢が増えると良い。
小・中学生、高校生について	小学校・中学校で、幼稚園・保育園から一緒の子も多く、派閥ができています。
	夏休みに中学生を町内で見かけない。部活も時間制限があり、塾や習い事で忙しい。
	昔は駄菓子屋が何軒もあった。
	家でこもってゲームするか勉強するかの二分化しているのでは。
大学生について	アクセスは良いため、播磨町に住んでいても大阪の大学まで通うこともできる。だが、播磨町へは帰って寝るだけになる。
	播磨町に大学生の年代は住んでいるが見かけることがない。
	就職で播磨町を出る人も多い。
	休みの日に出てくる人がいれば良いが、行くところがなく、お金がない。
	SNS でのつながりのやりとりで忙しく、地元よりも価値観の合う人とのつながりで友だちができています。
居場所やつながりについて	居場所づくりとって、場所だけ用意してもつながっていかない。共通点など何でつながるかが重要。
	つながりたいけど知らない人と話すのは嫌。SNSの方が楽。
	SNS 上で集って、実際に会う機会をつくると良い。
	学校には友だちがいないが、オンライン上ではつながっている。先生には見えていないこともある。
	播磨町では新しい出会いがない。いいアイデアがあっても実現しない。
	播磨町に引っ越してきた子育て家庭が孤立しているのでは。昔は子ども会があったが、今は、塾や習い事で子どもが忙しく行事等に参加できない。
	共働きで役員等になれないから地域行事に参加しない、親の家事が増える遊びを子どもにさせたくないなど、やりたい人ベースでなくやりたくない人ベースの考え方になっていることもある。



③ 子育て当事者からの意見

テーマ	意見・アイデア
子育て支援センターについて	17時まで利用したい。
	日曜日・祝日も開館してほしい。
	様々なサークル活動があり、話ができ、子育て親子が元気に活躍できる場として大変良いと思う。広報等で発信して広めてほしい。
教育・保育環境について	仕事復帰のタイミングで保育所に入れたいが、働きたいときに入れない。
	同じ園の中で、教育部から保育部へスムーズな移行ができるといい。
	事件・事故を未然に防ぐため、保育士が働きやすい環境づくりが必要。
保育サービスについて	専業主婦への応援、リフレッシュの機会を。
	保育園ほど長時間でなくても、預かってもらえるところがほしい。
	ファミリーサポートや保育園一時預かりの利用料の負担が、専業主婦にとっては高いと感じる。無料または1時間あたり300円ぐらいを希望する。
遊ぶ場所について	夏場、暑くて外で遊べない。
	雨の日も室内でスベリ台などで遊び、走り回れるようなところがほしい。
安全・安心について	道路に歩道がなく、道自体も狭い。
	草木が生い茂り道路にはみ出している。
	小児科がなくて困っている。
情報発信等について	依然として電話での申し込みが多い。
	LINEなどを活用して情報発信をしてほしい。



5. 前回計画の取り組み状況

第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画における施策・取り組みの進捗状況について、次の評価基準に基づき評価を行いました。

1：達成（100％）	4：未達成（1～49％）
2：概ね達成（80～99％）	5：未実施（0％）
3：普通（50～79％）	

基本目標1 ゆとりある子育てを実現する

（1）就学前教育・保育の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
通常保育事業の充実	こども課 幼児保育係	4	町内施設において弾力的な運用を行っているが、保育需要の高まり、保育人材の不足、保育施設を新設することが難しいことから、待機児童の解消には至っていない。
保育所運営事業の支援	こども課 幼児保育係	3	令和4年度から新卒保育士等に対する就労支援一時金を引き上げているが、隣接する明石市と比較すると、補助事業は少なく、同内容の補助事業であっても、基準額が低いことから、保育士等の播磨町での就労状況が大きく改善したとはいえない。
発達障害児・障害児保育事業の充実	こども課 幼児保育係	3	障害児保育事業を実施している町内保育施設からは、受け入れ児童数や加配職員数による補助上限との兼ね合いから実情に応じた受け入れ体制が構築しにくいとの意見もあり、補助制度等のあり方を検討する必要がある。また、職員個々の研修機会の確保と、保育人材の確保施策との連動が重要である。
幼稚園の整備	こども課 幼児保育係	3	令和8年度からの幼稚園給食開始を予定しているが、当該事業の実施に係る経費については町の財政負担が大きい。
認定こども園の推進	こども課 幼児保育係	2	町内民間保育施設のうち1園のみ保育所であった施設が、令和7年度から認定こども園に移行する予定であり、町内の全保育所の認定こども園化が完了となる。 一方で、町立幼稚園については令和5年度に1園が認定こども園化したものの、残った2園の認定こども園化は施設の機能要件、面積要件等の条件から実現不可能と見込まれる。
地域型保育事業の整備	こども課 幼児保育係	3	蓮池幼稚園の空き教室を活用して小規模保育事業所1か所を開設したが、複数の運営主体が存在しており、運営上調整、意思決定に時間を要している。 0～2歳、特に1～2歳の保育ニーズが依然として高い状況があるためさらなる整備が必要であるが、町域が狭小なため課題が多い。
保育士・幼稚園教諭の資質の向上	こども課 幼児保育係	3	毎年度実施している4分野（15時間/分野）以外の分野についての研修開催を希望されているが、特に希望の多いマネジメントの分野に関しては県の指定が得られるか不明瞭な部分が多く課題が残る。
幼稚園・保育所・認定こども園の連携の推進	こども課 幼児保育係	3	保育時間、勤務体制等が異なっている状態の中で、連携を図るところまでに至っていない。
教育・保育の質の向上	地域学校教育課	2	幼児期と児童期の円滑な接続に向けて、幼稚園、町立こども園、小学校での研修会を実施。その他の町内保育園等においての実施も必要となる。

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
外国につながる幼児の受け入れ支援	地域学校教育課	2	外国籍の児童生徒が増えていることから、小中学校に多文化共生サポーターを配置し、学校生活の一部を支援している。教育相談などの保護者対応については、急な対応ができないことがある。幼稚園・こども園においては翻訳機で対応している。

■実績

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	箇所数	箇所	3	3	3	3	2
	認可定員数	人	735	735	735	735	560
	在籍児童数	人	472	468	408	380	246
	在籍率	%	64.2	63.7	55.5	51.7	43.9

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園	箇所数	箇所	2	2	3	3	4
	認可定員数	人	320	320	495	495	635
	在籍児童数	人	313	314	498	487	584
	在籍率	%	97.8	98.1	100.6	98.4	92.0

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所	箇所数	箇所	2	2	1	1	1
	認可定員数	人	390	390	230	230	230
	在籍児童数	人	424	407	253	253	255
	在籍率	%	108.7	104.4	110.0	110.0	110.9

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模保育事業所	箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用定員数	人	19	19	19	19	19
	在籍児童数	人	22	21	21	22	22
	在籍率	%	115.8	110.5	110.5	115.8	115.8

(2) 子育て家庭に対する多様な支援の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
ファミリー・サポート・センター事業の推進	こども課 子育て支援センター	3	令和6年度より預かりの場所として、南北子育て支援センターなど、提供会員、依頼会員双方が合意し、センターが認めた場所の活用を開始するための、規約の改正などを行った。また、利用料金についても、近隣の市町を参考に、改正を行うための規約改正を行った。 コロナ禍で落ち込んだ利用数も戻りつつあるが、依頼会員の多様なニーズに応えるためには、活動の制約の少ない提供会員の発掘や、既存会員が活動の幅を広げるためのフォローが必要である。
子育て家庭ショートステイ事業	こども課 家庭支援係	2	①年齢や課税状況等により利用料を決定しているが、対象によっては利用料の負担が大きいこと、②施設の都合により、利用可能施設が10施設に減少していること、③施設によっては受け入れが難しいこともあることなど、個人的な理由だけでなく施設側の状況も厳しく、利用につながらないことがある。利用可能施設については、令和5年度に10施設増加し、20施設となっている。
子育て支援センター事業の充実	こども課 子育て支援センター	3	子育てに関する相談や、子育ての力をつけるための講座の開催、親子で楽しめる時間や場所の提供をすることで、子育て家庭への支援を実施し、新たな講師の開拓なども行ってきたが、子育て世代のニーズを把握しきれていないので、利用者の声を丁寧に聴いていく必要がある。
地域に開かれた幼稚園づくり	こども課 幼児保育係	3	不安や悩みを周りに相談せずに抱え込んでしまう保護者が増えている。
講演会や学習会の開催	こども課 そだち支援係	5	ペアレントトレーニングが必要であると思われる保護者が集団での講座に参加を促すことが難しく現在休止している。今後は保護者に合った方法でのペアレントトレーニングを実施する必要がある。
	地域学校教育課	3	家庭教育力の低下。核家族化、少子化。保護者にとって魅力あるテーマについて講演会などを企画し、参加について広報し、家庭教育についてともに考える機会を設ける。
家庭教育推進事業の充実	地域学校教育課	3	家庭教育力の低下。核家族化、少子化。家庭環境の複雑化や問題。家庭教育啓発のための資料を配布した。
病児・病後児保育事業の充実	こども課 幼児保育係	1	病児保育施設の開所を実現したことにより、計画策定から現時点までの取り組み状況については、高い達成度になっているが、病児保育の性質上、受け入れ体制を構築、維持していても利用者のニーズが常にあるわけではないため、事業者が規模を縮小したり、事業から撤退したりする懸念があり、行政としての関与のあり方について調査研究を継続する必要がある。
延長保育事業の充実	こども課 幼児保育係	2	延長保育の実施にあたっては、利用希望者が少数であっても保育士の配置基準上、常時2名の保育従事者を配置する必要がある。
一時預かり事業の充実	こども課 幼児保育係	3	一般型一時預かりは、播磨保育園のみでの実施であり、0～2歳の一時的な受け入れ先については選択肢が限定されている状況である。 幼稚園型一時預かりは、認定こども園や幼稚園で実施しており、一定程度充足している。 一般型一時預かりの受け入れ数を増加させる必要性がある一方で、本町においては近年、継続して待機児童が生じている実情があり、通常の保育受け入れのために保育士を確保する優先度が高くなっている。
広域入所保育事業の実施	こども課 幼児保育係	2	近隣の市町での待機児童数の増加状況と希望園との調整が必要である。

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
学童保育事業の充実	こども課 幼児保育係	2	近年の登録数が増加傾向にあった播磨小学校区において、令和6年度から播磨小学校第3学童保育所を開所することで待機児童を発生しない環境を構築した。 また、令和6年度から長期休業期間中のみ開所する学童保育を試験的に導入することとしており、期間限定的なニーズがある利用者に対する確保方策となり得るか検討を進めている。 年度及び小学校区において利用率が異なるため、利用予測が難しい状況がある。

■実績

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファミリー・サポート・センター事業	箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	活動件数	件	274	214	170	239	260

令和5年度(2023年度) ファミリー・サポート・センター事業		
会員数(実人数)	提供会員	69
	依頼会員	887
	両方会員	17
活動件数(延べ件数)	保育時間の開始前や保育終了後の預かり(送迎含む)	20
	保育施設までの送迎	2
	学童保育終了後の預かり(迎え含む)	0
	学校の放課後の預かり(迎え含む)	0
	冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際の預かり	6
	買い物等の外出の際の預かり	4
	その他(講演会、行事預かり含む)	228
	合計	260

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て家庭 ショートステイ 事業	箇所数	箇所	11	11	11	11	20
	利用人数	人	6	1	4	6	3
	延べ利用日数	日	61	7	13	39	8

令和5年度(2023年度) 子育て家庭ショートステイ事業	単位	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時の母親	合計
利用人数	人	1	2	0	3

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援 センター事業	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
	北部 延べ利用人数	人	11,632	6,716	11,118	10,411	10,677
	南部 延べ利用人数		10,042	6,407	9,704	9,127	12,751
	合計		21,674	13,123	20,822	19,538	23,428

令和5年度(2023年度) 子育て支援センター事業			北部	南部	合計
延べ利用人数(人)			10,677	12,751	23,428
講座参加者数(人)	両親教育・支援	大人	737	702	1,439
		こども	668	719	1,387
	親子ふれあい	大人	113	177	290
		こども	132	206	338
	地域・世代交流	大人	563	609	1,172
		こども	653	621	1,274

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児 保育事業の充実	箇所数	箇所	1	1	1	2	2
	延べ利用人数	人	43	6	12	9	241

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
	登録児童数	人	79	77	84	87	77
	延べ利用人数		6,915	5,287	5,783	5,673	5,641

令和5年度(2023年度) 延長保育事業		蓮池保育園		キューピットこども園	
登録児童数(人)		52		25	
延べ利用人数(人)	1時間延長	3,360		2,281	
	2時間延長	—		—	

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業 【幼稚園型】	箇所数	箇所	5	5	6	6	6
	延べ利用人数	人	13,139	16,338	19,969	21,528	22,744

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業 【幼稚園型以外】	箇所数	箇所	2	1	1	1	1
	延べ利用人数	人	785	536	791	1,142	781

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学童 保育 事業	箇所数		箇所	8	9	9	9
	登録児童数	1～3年生	人	257	299	288	351
		4～6年生		133	140	141	134

令和5年度(2023年度) 学童保育事業	単位	1～3年生	4～6年生	合計	定員
播磨小学校第1学童	人	78	0	78	60
播磨小学校第2学童		0	44	44	35
蓮池小学校第1学童		49	34	83	76
蓮池小学校第2学童		45	17	62	58
蓮池小学校第3学童		27	11	38	39
播磨西小学校第1学童		44	0	44	49
播磨西小学校第2学童		14	11	25	35
播磨南小学校第1学童		53	10	63	55
播磨南小学校第2学童		44	17	61	55
合計		354	144	498	462

(3) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
教育・保育施設及びその他の保育サービスの利用に関する情報提供	こども課 そだち支援係	3	子育てに関する特に民間の情報収集が難しい。
子育て支援センター事業の充実	こども課 子育て支援センター	3	そだち支援係と連携し、ニコニコさろん、わくわくさろんでの赤ちゃん相談やすすく支援事業を子育て支援センターで実施することにより、0歳児の親への丁寧な関わりができた。しかし、様々な事業を実施しながら、利用者と丁寧な関わりをしていける体制づくりと、職員のスキルアップが課題である。
子育てサービスと母子保健サービスの一体的な提供	こども課 そだち支援係	3	令和4年10月1日の機構改革に伴い、こども課に子育てコンシェルジュと保健師が配属された。
保育所・幼稚園・学校における相談体制の充実	こども課 幼児保育係	3	不安や悩みを周りに相談せずに抱え込んでしまう保護者が増えている。
	地域学校教育課	2	相談依頼に対する人的環境の課題は、県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーに加え、町スクールカウンセラーも配置している。また、相談内容に応じた関係機関との連携と不登校対策として、コミセンサテライトを開設。
関係機関と連携した相談体制の充実	こども課 家庭支援係	2	相談内容が複雑化しており、こども課だけでは対応しきれないことも多いことから、各機関との情報共有を行い、連携に努めた。
	地域学校教育課	3	対象児童生徒の家庭での生活面状況の把握と、学習面及び生活面における支援。
利用者支援事業	こども課 そだち支援係	3	令和4年10月1日の機構改革に伴い、こども窓口は廃止。引き続き、こども課で実施していく。播磨町の子育て情報を集めた「すすくはりまっ子」を作成し、母子健康手帳発行時には全員、新生児訪問、乳幼児健康診査時には必要な人に渡している。子育てに関する特に民間の情報収集が難しい。
情報ガイドブック等の作成	こども課 そだち支援係	3	父子手帳は、母子健康手帳発行時に全員に配布していたが、活用の場面が少ないため、現在は第1子妊娠、希望者にのみ配布しており、増刷もしていない。

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
「広報はりま」や情報通信技術（ICT）を活用した情報提供	地域学校教育課	3	伝達内容の工夫（町ホームページの効果的な活用）。
	協働推進課	2	中央公民館等の社会教育施設及びスポーツ施設の指定管理者の協力を得て、広報紙のほか、ホームページやフェイスブック、LINE を使用し、情報提供を行っている。 ホームページにおいては、従前以上にイベント情報の充実を図っている。LINE については、どのような内容の場合に使用するか振り分ける検討が必要である。
関係機関と連携した情報提供の充実	こども課 そだち支援係	3	「はりますくすくベビーフェスタ」は就学前までの児童を対象とした「はりまキッズふえすた」として、子育て支援センターが中心となって実施していたが、日ごろの子育て支援センターの利用者数の増加、個別相談の増加により、現場の負担感が増加したため、今後について検討を行う。令和6年度は小学生を対象としたイベントを行う。
	地域学校教育課	3	小中学校及び幼稚園における児童生徒の発達段階に関する組織体制を構築する必要がある（地域学校教育課での取り組み）。

■実績

令和5年度(2023年度) 子育て支援センター事業		北部	南部	合計
延べ利用人数(人)		10,677	12,751	23,428
相談件数(件)	電話	1	17	18
	来所	517	845	1,362

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所・幼稚園・学校における相談体制	スクールカウンセラー相談件数	播磨小	件	70	57	74	167	151
		蓮池小		137	92	135	127	161
		播磨西小		135	97	112	105	102
		播磨南小		143	95	180	128	210
		播磨中		100	92	76	199	164
		播磨南中		65	188	308	275	235

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専任相談員数			人	2	2	2	2	2
関係機関と 連携した 相談体制	延べ相談 件数	児童虐待相談	件	24	43	52	73	61
		その他養護相談		20	18	15	11	23
		保健相談		76	118	52	8	1
		肢体不自由相談		17	8	11	10	11
		視聴覚障がい相談		1	1	1	2	0
		言語発達障がい相談		104	50	34	35	49
		重度心身障がい相談		2	3	2	1	0
		知的障がい相談		16	17	19	13	1
		自閉症等相談		39	43	127	171	76
		ぐ犯行為等相談		1	1	2	0	0
		触発行為等相談		0	3	0	0	0
		性格行動相談		4	7	4	2	5
		不登校相談		19	29	27	20	23
		適性相談		1	0	0	0	1
		育児・しつけ相談		294	252	259	297	314
		その他		9	4	13	14	5
合計		627	597	618	657	570		

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援 事業	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
	利用人数	人	603	569	807	1,546	642

令和5年度(2023 年度) 利用者支援事業	
利用人数(人)	642
相談件数(件)	602
保育所受付及び相談件数(電話・窓口)(件)	40

(4) 親の育ちと地域の子育て力の醸成

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
民生委員・児童委員活動への支援	健康福祉課	2	地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）活動について様々な方法で普及・啓発を図る必要がある。また、相談の内容によって関係機関へスムーズにつなげることができるよう、知識を深める必要がある。
こんにちは赤ちゃん事業	こども課 そだち支援係	2	民生委員・児童委員と主任児童委員による全戸訪問から、助産師・保健師による訪問に切替えた。
地域活動事業の推進	こども課 子育て支援センター	3	コロナ禍で縮小した地域世代間交流事業の開催を、令和5年度より実施し始めているが、以前のように地域との交流が図れていないので、広報活動などにより、子育て世代以外の住民の参加を促していく必要がある。
	協働推進課	2	中央公民館や各コミュニティセンターにおいて、様々な交流事業が実施されている。新型コロナウイルスの影響で縮小されていた行事も、再開している。
地域の子育て支援の充実	こども課 子育て支援センター	3	サークル活動を中心として、親自身が、企画、運営する事業の支援を充実させる必要がある。
	協働推進課	3	あいさつ運動等の通学支援等に携わる地域ボランティアの把握、地域の人材活用、連携強化に取り組んでいる。

(5) 経済的支援の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
児童手当等の支給	こども課 家庭支援係	3	児童手当については国の制度であり、広報等を行い周知に努めている。
保育所・幼稚園・認定こども園の保育料の減免	こども課 幼児保育係	3	相談に応じながら、必要に応じて保育料の減免を実施していく。
小中学校の就学援助	教育総務課	3	認定基準については毎年見直しているが、物価高騰の影響も含め、認定基準等の見直しが重要となってくる。
乳幼児医療費等助成事業	保険課	1	令和4年7月からこども医療の助成対象を高校生世代まで拡充し、0歳から18歳（年度末年齢）までについては、所得制限なしで無料化を行っている。対象年齢のすべての乳幼児等が助成を受けられるよう、所得制限や自己負担を設けておらず、子育て支援の中でも有効な制度と考えている。

■実績

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当等の支給	対象者数	人	2,859	2,915	2,870	2,885	2,826
	受給者数		2,737	2,775	2,774	2,722	2,675

基本目標2 未来を担う世代を育てる

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
学力向上の推進	地域学校教育課	2	学力向上推進委員会設置。児童生徒と教職員が向き合う時間の確保。小中学校における授業時数の確保。携帯電話、スマートフォン等の普及による児童生徒への情報教育のさらなる推進。
きめ細やかな児童・生徒指導の推進	地域学校教育課	2	道徳的価値観の変化（集団よりも個を重視する傾向、規範意識や自尊感情の育成等）。生活経験、感動体験の不足。
児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	地域学校教育課	2	個人の能力の把握、特性を踏まえた日々の支援方法の多様化。幼稚園・小学校・中学校の連携方法（個に応じた特性の伝達と指導方法の工夫）。
人権教育の推進	地域学校教育課	2	携帯電話・スマートフォンの所持率が高まる中、インターネットの不適切な利用に関わる問題の増加（メール、SNS 上での誹謗中傷やいじめ等）。デート DV、性的マイノリティ（LGBTQ+）等の新たな人権課題。
交流教育の推進	地域学校教育課	2	居住地交流の実施時期や回数について、対象児童生徒の実態に応じた内容等の選定を行う必要がある。 学校間交流や居住地交流における共同学習の内容の検討、打ち合わせの機会の設定。交流及び共同学習における各児童生徒の目標の明確化。
地域とともにある学校づくりの推進	地域学校教育課	3	全小中学校において学校運営協議会を設置。学校、保護者、地域住民等の連携のもと、学校運営やこどもの健全育成における取り組みを推進。

(2) 豊かな心を育む多世代交流の推進

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
乳幼児とのふれあい・交流機会の充実	地域学校教育課	3	一部の学年の行事（時間数の負担、費用面、人的協力体制）。播磨町としてのプログラム（学校間での取り組み内容の違い）。
トライやる・ウィークの実施	地域学校教育課	2	事業所の理解と協力を得て、5日間の体験活動を実施。トライやる推進連絡協議会が、受け入れ事業所の開拓等を行う。
環境保全意識を高める教育の推進	地域学校教育課	3	一部の学年の行事（時間数の負担、費用面、人的協力体制）。播磨町としてのプログラム（学校間での取り組み内容の違い）。
国際理解教育の推進	地域学校教育課	2	令和2年度から、小学校中学年（3・4年）は年間35時間の外国語活動、小学校高学年（5・6年）は年間70時間の教科としての英語の学習開始。小学校英語の教科化に伴う専科教員の資質向上。
子どもの活動の活性化	協働推進課	2	各施設において、様々な交流行事を実施している。多世代交流・生涯学習活動において地域の拠点となり運営されている。
放課後子ども教室	地域学校教育課	3	地域人材の確保。地域ボランティアの関わり不足。後継者の育成。

■実績

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児と のふれあ い・交流機 会	思春期ふれあい体験学習 実施クラス数	クラス	7			9	9
	参加者数	人	256			345	308

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後 子ども教室	箇所数	箇所	4	4	4	4	4
	一体型	播磨小	51	34	35	39	60
		播磨西小	34	36	36	36	35
	連携型	播磨南小	58	37	35	40	42
		蓮池小	78	30	35	55	63
	サポーター(指導者)数		5	5	4	3	3

(3) 不登校等の問題を抱えた児童生徒への支援

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
スクールカウンセラーの 配置	地域学校教育課	2	3名(2中学校1小学校)のスクールカウンセラーが3小学校を兼務しているが、全校配置が理想。町スクールカウンセラーの配置を始めた。
教育支援センター(ふれあ いルーム)の充実	地域学校教育課	1	不登校傾向の児童生徒への早期対応。複数年にわたる不登校児童生徒への関わり。家庭環境が要因と思われる不登校児童生徒への対応(保護者への支援の必要性)。教育支援センター(ふれあいルーム)とコミセンサテライトを設置。
不登校・ひきこもりに 関する関係機関 ネットワークの整備	地域学校教育課	1	播磨町こども支援センターを中核に、ふれあいルーム、コミセンサテライトでの居場所づくりを構築し、指導員を配置した。また、各学校には不登校対策支援員を配置し、校内教育支援センターだけでなくアウトリーチ型支援の取り組みを始めている。
	健康福祉課	3	不登校・ひきこもり支援を本格的に進めていこうとすれば、アウトリーチや個別支援に必要なマンパワーの不足や介入の困難さが予想される。
	こども課 家庭支援係	3	不登校やひきこもりの児童を抱える家庭には、学校や教育委員会、福祉会館での総合窓口等で対応していることが多いが、当課も情報共有を行っている。 不登校やひきこもりの理由の一つにヤングケアラーとして、家族のケアを担っている可能性があることから、要保護児童対策地域協議会で管理している児童の進捗管理にもヤングケアラーの視点を入れるようにした。

■実績

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラー相談件数(再掲)	播磨小	件	70	57	74	167	151
		蓮池小		137	92	135	127	161
		播磨西小		135	97	112	105	102
		播磨南小		143	95	180	128	210
		播磨中		100	92	76	199	164
		播磨南中		65	188	308	275	235

基本目標3 子どもと母親の健康を守る

(1) 母子保健の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
不妊治療への支援	こども課 そだち支援係	3	特定不妊治療費助成、一般不妊治療費助成ともに、治療に関わる費用のうち保険診療についても助成の対象としている。
母子健康手帳の交付	こども課 そだち支援係	1	保健師・助産師による母子健康手帳交付を行っている。伴走型支援として妊婦への指導を行っており、代理人による妊娠届提出時も後日妊婦への説明指導を行っている。
妊婦健康診査費の助成	こども課 そだち支援係	1	妊婦健康診査費の一部助成及び妊娠時からの伴走型支援を実施している。
妊産婦訪問指導	こども課 そだち支援係	1	出生連絡票、新生児訪問、乳児健康診査時に産後うつアンケートを取り、リスクの高い保護者に対して早期支援、継続支援を行っている。
乳幼児訪問指導	こども課 そだち支援係	2	新生児訪問は全員に実施。訪問できない家庭に対しては、窓口での面談を行っている。
産後ケアの充実	こども課 そだち支援係	2	宿泊型、通所型、訪問型の産後ケアを実施。ニーズは高まっている。
子育て相談・健康教育	こども課 そだち支援係	3	子育て支援センターで、助産師・栄養士・歯科衛生士・小児科医による相談の機会を設けている。両親学級は中止し、妊婦訪問による個別相談を実施している。 子育てアプリ「すくすくはりま」による情報提供はあまりできていない。
乳幼児健康診査	こども課 そだち支援係	2	未受診者への電話・訪問・はがきによる受診勧奨を行い、受診できない場合には、教育・保育施設や訪問により安否確認を行っている。
乳幼児発達相談／親子相談	こども課 そだち支援係	3	乳幼児健康診査に臨床心理士、理学療法士による専門相談を実施し、フォローが必要なこどもについては、フォロー教室や個別相談につなげている。
予防接種事業	健康福祉課	3	こども課・教育総務課等の関係課や関係機関との連携を図り、未接種者への勧奨を行い、接種率向上を図る必要がある。
歯科保健事業の推進	こども課 そだち支援係	3	子育て支援センターの赤ちゃん相談に歯科衛生士を派遣し、乳歯の萌出期からの支援を行っている。

■実績

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊産婦訪問指導	延べ訪問件数	妊婦	件	26	36	45	49	100
		産婦						

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児訪問指導	延べ訪問件数	未熟児	件	8	10	24	16	31
		新生児		104	80	49	77	84
		乳児		74	76	89	176	151
		幼児		12	31	40	8	10

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て相談・健康教育	両親学級	実施回数	回	5	4			
		延べ参加者数	人	82	47			

※令和3年度から廃止。個別訪問へ変更。

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て相談・健康教育	離乳食講習会	実施回数	回	5	0	0	1	3
		延べ参加者数	人	67	0	0	8	13

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査	乳児健診	該当児数	人	242	263	231	238	256
		受診児数	人	234	255	234	237	253
		受診率	%	96.7	97.0	101.3	99.6	98.8

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査	10 か月児健診	該当児数	人	249	250	231	260	234
		受診児数	人	250	249	232	260	227
		受診率	%	100.4	99.6	100.4	100.0	97.0

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査	1歳6か月児健診	該当児数	人	225	296	276	261	266
		受診児数	人	217	288	272	258	266
		受診率	%	96.4	97.3	98.6	98.9	100.0

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査	3歳児健診	該当児数	人	301	306	310	271	292
		受診児数	人	289	323	310	266	292
		受診率	%	96.0	105.6	100.0	98.2	100.0

(2) 思春期保健対策の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
思春期健康教育の推進	地域学校教育課	3	児童生徒の発達段階に応じた、性教育、保健指導の充実。
学校における健康診断	教育総務課	3	何らかの異常を発見した場合の追跡調査や継続した指導。
性に関する情報についての学習機会の充実	地域学校教育課	3	幼・小・中の発達段階におけるカリキュラムの整理と連携や情報交換。
飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実	健康福祉課	3	広報はりまや町公式LINE等により正しい知識の普及、情報提供を行った。
	地域学校教育課	3	薬物乱用の低年齢化。地域や保護者への啓発。
相談支援体制の充実	地域学校教育課	2	支援を必要とする児童生徒の増大と対応の多様化。

(3) 食育の推進

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
乳幼児期からの食生活の基礎づくりへの支援	教育総務課	3	子育てサロンや健康診査の機会を活用しての食育や、ファミリーサポート事業を活用した託児付き離乳食教室を継続して開催し、「食」に関する相談だけでなく、月齢が同じ母親同士が交流できる機会を持つことができた。
住民による食育活動への支援	教育総務課	3	食育推進団体（いずみ会）による「子育てママの料理教室」を実施し、子育て世代に向け「食」について学習する機会を設けた。食育推進団体（いずみ会）の高齢化、会員数減が進行しているため、事務支援、広報啓発を継続実施している。
学校・園における食育の推進	教育総務課	3	枝豆のさやむきやとうもろこしの皮むきなどの体験等も含めた食育を実施した。
共食による食育の推進	教育総務課	3	家庭教育力の低下、「こ食」の広がり。新型コロナウイルス感染拡大下であったため、内容を変更して「給食展」を実施した。
	地域学校教育課	2	家庭での食生活の充実。食事マナー等についての家庭教育力の向上。

(4) 小児医療体制の充実

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
乳幼児事故防止に関する啓発	こども課 そだち支援係	4	母子健康手帳交付時、乳児健康診査時に事故防止に関する啓発パンフレット等を配布、指導を実施した。
救急医療体制の充実	健康福祉課	3	日曜日・祝日、年末年始、夜間における救急診療体制及び小児二次救急医療体制について、近隣市町と連携し、充実を図った。

基本目標4 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

(1) 子どもの視点にたったまちづくり

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
子どもが意見発表できる 機会や場の充実	総務課	2	トライやる・ウィーク実施時期には、生徒を積極的に受け入れている。 なお、トライやる・ウィークは例年、秋期の実施となり、各課に受け入れを依頼するにあたり、特定の部課に負担が集中しないよう配分を行うことが課題であり、各課の理解・協力が必須である。
	地域学校教育課	2	こども基本法が施行されたことを受け、小学生議会及び中学生議会を実施。
子ども参画型事業の推進	地域学校教育課	3	児童会活動・生徒会活動の活性化。
	協働推進課	4	本町と交流のある朝来市にて、小学校3・4年生を対象に、親元を離れて集団生活を経験するため、泊りがけで「チャレンジ教室」を実施してきたが、宿泊施設の廃止に伴い、事業を休止せざるを得なくなった。今後は、「播磨町こども会議」等、他課と連携を図りながら、こどもたちが自主性を養いながら、郷土愛や愛着の深まりを醸成できるような事業を進めていく必要がある。

(2) 地域のつながりの促進

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
異年齢がふれあい・ 交流できる拠点の充実	こども課 子育て支援センター 幼児保育係	3	南部子育て支援センターにおいては、コロナ禍で制限していた幼児、小学生の利用を促進していく必要がある。利用時間や利用日の拡大を望む声があがっているため、利用日等を拡充する必要がある。特に小学生の普段の利用を促すためにも、小学生を対象とした事業を充実を図り、引き続き、両子育て支援センターの異世代交流の行事を充実させていく必要がある。 公立幼稚園や認定こども園、私立保育施設において、子育て相談等を実施している事実を知らない保護者が一定数見受けられるため、これらの情報を周知、広報等する必要がある。
	地域学校教育課	3	小学校低学年では、地域の方をゲストティーチャーに招いて昔の遊びの伝承をしていただいている。 特色ある学校づくりとして、地域の方々とともに学習する機会を設定したり、地域の方々から知恵をいただき、地域とともにある学校づくりを推進している。 各幼稚園、こども園、小学校においては、異年齢交流を積極的に取り入れている。 播磨南高校において、夏休みこども教室で小学生の夏休み宿題お助け隊として実施され、町内小学生が活用している。 各小学校において、放課後の居場所の一つとして、「放課後校庭開放」を実施。放課後校庭は、みんなで語り合って楽しく過ごす場所として開放している。
	協働推進課	3	4小学校区で学校施設を開放し、こどもの遊び場及び異年齢交流の場として有効に活用している。一方で、地域交流については十分に進んでいない。 新型コロナウイルスの影響で縮小されていた行事も、再開している。

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
地域スポーツ活動の推進	協働推進課	2	スポーツクラブ 21 はりまにおいて、多種多様な事業が実施されており、あらゆる年代のこどもがスポーツに取り組めているが、施設が老朽化しており、修繕計画を立てる必要がある。
子ども会活動などの充実	協働推進課	4	行政が事務局としてサポートしているが、子ども会会員数の減少と、播磨町子ども会育成連絡協議会を退会する地区子ども会が年々増加している。

■実績

			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども会活動	団体数		団体	20	18	18	17	15
	会員数	大人	人	372	298	278	247	216
		就学前児童		59	51	42	29	27
		小学生		979	912	855	775	703
		合計		1,410	1,261	1,175	1,051	946

(3) 子どもの安全の確保

①子どもが安全に過ごせる場の整備

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
地域の公園や広場の継続した環境づくり	土木課	3	経年化した公園が多く、修繕箇所の増工や安全基準の見直しが増えている。播磨町公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の維持・修繕・更新を進める。
公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化の促進	土木課	2	道路の段差解消などにおいて、既設の民地との取合いなどの調整に難航する箇所が多く発生する。
ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備促進	土木課	4	ユニバーサルデザインの視点に立って道路整備計画等を進める中で、歩道幅員を確保するために用地買収が必要となることも考えられるため、当初計画時に綿密に検討し進める必要がある。

②防犯、防災、事故対策面の強化

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
街灯補助事業	危機管理課	2	自治会によって LED 化率に差があるが、財務状況もそれぞれ異なるため、一定期間を定めて実施することはできない。
防犯対策事業の推進	危機管理課	2	見守り運動等を実施する地域団体等への補助金制度周知。
地域安全事業の推進	地域学校教育課	3	学校・園からの要請に合わせて警察と連携を図っているが、総合的な学習の時間等、様々な課題があり、学校における時間の確保が難しい。「こどもを守る 110 番の家」において、高齢化しているため辞退される。後継の家庭の発掘は課題である。
子ども自身の防犯意識の向上	危機管理課	2	こども自身の防犯意識の向上については、トラブルが多様化していることから、警察や学校・園と連携し、様々な角度から対応する必要がある。

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
	地域学校教育課	3	防犯訓練と関連付けた防犯学習の充実。警察との連携協定を締結。
学校・園の安全確保を図る取り組みの推進	地域学校教育課	3	児童生徒を対象とした防犯教育の計画と実施。
交通安全教育・啓発事業の推進	危機管理課	2	こどもたちの交通手段が変化してきているため、現状に合った教室を警察、学校・園と連携しながら進める必要がある。
児童等の安全な自転車利用の推進	危機管理課	2	通学路安全推進会議に出席し、通学路安全に対する検討や実施を行っている。ヘルメット着用については、交通安全教室などで、児童に対して警察の講話において啓発している。また保護者については、今年度県事業でヘルメットの購入補助を行ったため一定程度周知できた。
通園・通学路の安全確保の推進	教育総務課	1	通学路交通安全プログラムにより関係機関等との連携は強化されており一定の成果は認められるものの、可視化された政策（ハード整備や交通規制等）以外の取り組み（安全啓発や見守り活動等のソフト対策）については効果測定し難いため、当該プログラムによる取り組みがハード整備に集中しやすい傾向がある点は構造的な課題である。
	危機管理課	2	県下の交通規制に関するハード的な要望が多いが、公安委員会としては、ハードに重点を置かない方向に考え方を切り替えており、規制機器等の設置も難しい。
	土木課	3	通学路安全対策会議により抽出された危険箇所の改善対策を実施することで通学路の安全向上に努める。
安全・安心なインターネット利用の推進	地域学校教育課	3	児童生徒及び保護者を対象とした講演会の実施。携帯・スマホに関するアンケート結果の広報。

③まちぐるみの青少年健全育成

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
「大人が変われば、子どもも変わる運動」の推進	地域学校教育課	3	少年補導員の人数確保。巡回場所の精選。
社会環境の点検活動の推進	協働推進課	3	町内及び東播磨管内等の青少年を取り巻く有害環境の実態や、青少年の問題行動の実態把握に努め、各種関係機関で情報を共有する。また、地域の見守りや巡回活動も継続して実施していく。
青少年対策事業の推進	協働推進課	3	青少年問題協議会において、「青少年を地域で見守り育てるためにできること」をテーマにグループワークを実施し、本町における現状と課題を各種関係機関で共有する中で、青少年の居場所づくりについて、大きな課題としてあがった。また、各種関係機関の連携・協力体制の強化を図った。
地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進	地域学校教育課	2	地域や関係機関との協力体制。
	協働推進課	2	女性活動活性化事業推進協議会では、現在も毎週月曜日の朝に、各小学校の校門前で「あいさつ運動」を実施している。また、校門前だけではなく、自主的に踏切り前や車通りが多い箇所へ立ち、見守り活動をしている。
	危機管理課	2	見守り運動等を実施する地域団体等への補助金制度の周知。

基本目標5 仕事と子育ての両立を推進する

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
育児休業制度・介護休業制度などの普及・啓発	産業環境課	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	産業環境課	3	事業所の規模や勤務形態などによって、取り組み等の実施困難な場合がある。
庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	総務課	2	令和3年度には小学校3年生までの児童に対する育児部分休暇を創設し、令和5年度より早出遅出勤務制度を拡充したことにより、仕事と子育ての両立に寄与できるよう努めている。 育児休業を取得しやすい雰囲気醸成することにより男性職員の育児休業取得者も増えている。半面、育児休業や育児部分休業、育児部分休暇等の制度利用者が増加しているため、業務量に対する人員の確保が課題となっている。 時間外勤務については、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、削減に向けた取り組みを実施している。
再雇用制度導入への働きかけ	産業環境課	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。

(2) 男女共同の子育ての推進

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
男女平等教育の推進	地域学校教育課	3	児童生徒の人権感覚の醸成。
教育・保育関係職員の指導力の向上	地域学校教育課	3	研修日、時間の調整。講師の選定。
男性向け家庭生活講座等の開催	こども課 子育て支援センター そだち支援係	2	両親学級はコロナ禍以降廃止しているが、初妊婦には全戸訪問を実施し、父親への指導も行っている。 父親の利用や講座への参加が増えてきているが、依然として母親中心なので、父親が中心となる講座を開催し、普段の利用につなげていきたい。
	教育総務課	3	食育推進団体（いずみ会）による男性料理教室の実施や、親子の食育教室を実施し、女性だけでなく男性も参加する機会を設けた。 食育推進団体（いずみ会）の実施希望曜日を取り入れつつ休日開催についての検討が課題である。
男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ	産業環境課	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。
	総務課	3	職員の育児休業取得を促進し、取得率の向上につながるよう育児休業制度等の啓発を行った。また、職員の福利厚生事業として、配偶者が妊娠した旨の申出のあった男性職員に対し、こども課で住民用配布している「父子手帳」を購入し、職員の育児参加への寄与に向けて配布を行った。家庭における育児参加が多様化する中、制度上様々な選択肢があることを、さらに職員に啓発する。

基本目標6 援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

(1) 児童虐待防止対策・社会的養育の推進

①子どもの権利に関する普及啓発

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
「子どもの権利条約」の普及・啓発	地域学校教育課	3	人権課題の一つであるが、人権尊重意識の醸成に取り組んでいる。
人権教育推進事業	地域学校教育課	2	デートDV、性的マイノリティ（LGBTQ+）等の新たな人権課題。令和5年度より3年間をかけて、同和問題に関する教職員研修会を開催し、全教職員必須の研修としている。
子どもの権利擁護に関する普及啓発	地域学校教育課	2	人権教育や道徳教育の一環として人権尊重意識の醸成に取り組んでいる。こども支援センターとして、健やかな育ちについて、一人ひとりに合った支援を構築できるよう相談体制も含め検討している。

②児童虐待防止・早期発見・早期対応に向けた取り組み

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
児童虐待防止ネットワークの推進	こども課 家庭支援係	2	対応ケースが増加（特に養護相談が増加）しており、専任の児童相談員2名体制で対応を行っているが、課題の洗い出しや目標設定、進捗管理が十分に行えていない。相談員の増員も含めた体制の構築が必要である。
虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進	こども課 そだち支援係 家庭支援係	2	対応ケースが増加（特に養護相談が増加）しており、専任の児童相談員2名体制で対応を行っているが、課題の洗い出しや目標設定、進捗管理が十分に行えていない。相談員の増員も含めた体制の構築が必要である。
	地域学校教育課	3	支援家庭の自立に向けた支援アプローチの確立。
教職員・保育士等に対する研修の充実	こども課 家庭支援係	2	スクールソーシャルワーカーや教育委員会との定期的な情報交換の場を設けており、情報共有を図ることができている。
	地域学校教育課	2	支援家庭の自立に向けた支援アプローチの確立。社会的支援が必要な家庭が増加しており、スクールソーシャルワーカー配置拡充の検討が必要。
養育支援訪問事業	こども課 家庭支援係	2	各家庭に対し、目標設定は行っているものの、利用者と共有できていないことがあり、利用者本人（家庭）の自立につながっていない可能性がある。そのため、必要時には別の支援方法を検討することで自立につなげている。

(2) ひとり親家庭への支援

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
児童扶養手当支給	こども課 家庭支援係	3	児童手当の受給者変更手続き等でひとり親になったことを窓口で確認した際には、児童扶養手当の案内も併せて行うことで周知を図る。
母子家庭等医療費助成事業	保険課	2	町単部分は狭く、県制度にほぼ準拠しており、県制度の改正や他市町の単独制度等に注目している。
相談支援体制の充実	健康福祉課	3	主任児童委員による子育て相談等を行っているが、様々な媒体を使用した周知や知識の習得が必要である。

■実績

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当 支給(再掲)	対象者数	人	418	301	319	294	308
	受給者数		360	252	257	242	251

(3) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

■評価

主な取り組み・事業	担当課	評価	評価の理由・課題等
障害児通所支援事業	健康福祉課	3	障がいのあるこどもや配慮が必要なこどもを早期に発見し、必要に応じて療育につなげていく必要がある。
障がいのある子どもへの 各種手当の支給	健康福祉課	3	各種手当について、今後も様々な媒体を使用し、周知していく必要がある。
	こども課 家庭支援係	3	特別児童扶養手当の申請については、身体障害者手帳及び療育手帳の所持が必須要件ではないことから、診断書等による申請も多いため、制度については周知が必要である。
療育事業の推進	こども課 そだち支援係	2	利用希望者数に対して一部の分野で相談枠が常に足りないため、一定の間隔での相談機会確保が難しい。一部の療育は慢性的な相談枠の不足が続いている。
医療的ケアが必要な 児童への支援体制の構築	健康福祉課	3	医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるように、関係機関との連携調整が必要である。
	こども課 そだち支援係	4	医療的ケア児の保育にニーズはあるが、受け入れ施設、看護師等の人材不足があり、スムーズな利用ができない。支援体制の構築も未整備である。
関係機関の連携	健康福祉課	3	「播磨町こども支援センター」が設置され、教育分野との連携が強化された。また「児童発達支援センター」の開設に向け、検討委員会等で保健・医療・保育等の分野の関係機関と協議を重ねることで、連携を進めている。今後さらに連携強化を進め、療育支援の仕組みを構築していくことで、障がいのあるこどもを持つ家庭の支援を進めていく。
	地域学校教育課	2	医療的ケア及び通学支援事業を実施。

■実績

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別児童扶養 手当の支給	対象者数	人	123	133	140	145	144
	受給者数		115	121	131	139	133

6. 現状・課題のまとめ

(1) 子育て環境について

- 女性の就業率は上昇傾向にあり、アンケート調査においても、フルタイムまたはパートタイムで働く母親は約7割となっています。共働き世帯の増加から、保育サービスのニーズは今後も高まることが予想されますが、事業やサービスの維持・充実のためには、保育士等の人材確保が課題となっています。
- アンケート調査では、教育・保育事業を利用している人の割合が増加しており、約8割となっています。年齢別にみると、0歳児では約3割、1・2歳児では約7割と低年齢のこどもの保育ニーズが高まっている状況があることから、提供体制の確保が必要です。
- アンケート調査では、就学前保護者で、こどもをみてもらえる親族がいない人は14.9%となっており、地域活動へ参加していない人は約3割と、祖父母等の親族の助けや近所の人からの助けが得られにくい状況がうかがえます。また、関係団体からは、核家族化や女性の社会進出により、保護者にゆとりがない状況や母親が一人で子育てを抱え込む状況があることが報告されており、子育ての孤立化を防ぐ取り組みが必要となっています。
- 関係団体ヒアリングでは、様々な子育て施策とともに、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じられるような仕組みが必要という意見があがっています。
- 育児休業の取得率は父母ともに上昇しており、仕事と子育ての両立支援制度は整いつつある一方、父親では依然として育児休業を取りにくい状況がうかがえます。こどもの急病等の対応や休暇の取りやすさ等、子育てを両立できる職場環境づくりや柔軟な働き方の導入について企業への啓発が重要となります。
- アンケート調査では、保育料や給食費の無償化を求める声が多くあがっています。また、理想とするこどもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」が最も高くなっており、経済的支援の充実に向けた検討が必要となっています。
- アンケート調査では、こどもに関する施策等の情報入手方法について、広報はりまをよく利用している割合が就学前保護者で約3割となっており、こどもの年齢が上がるにつれて利用頻度は下がっています。一方、インターネットは7割以上、SNSは4割以上の保護者が利用しています。

★強化が必要な取り組み

- ・保育士、幼稚園教諭等の人材確保
- ・共働き世帯の増加に伴う、保育ニーズへの対応
- ・保護者のリフレッシュのための一時預かり等の充実
- ・幼稚園のあり方の検討（こども園化、預かり時間の延伸等）
- ・子育て支援センターのあり方の検討
- ・働きながらも参加しやすい地域活動の促進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進、父親の育児参加の促進
- ・インターネットや SNS 等を活用した子育て情報の発信

(2) 妊産婦・子ども・若者の心身の健康について

- アンケート調査では、就学前保護者において、「子どもの成長が楽しい」では「常にあてはまる」が約9割となっている一方、「いらいらして子どもにあたってしまった」では「常にあてはまる」「ときどきあてはまる」の合計が6割以上となっています。
- 理想とするこどもの人数を実現できていない人が約3割となっていることから、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させ、安心して産み育てられる環境づくりを進めることが重要です。
- アンケート調査では、小学生で朝食頻度が少ない子どもほど、授業中に寝てしまうことが多いことや学校を休むことが多くなる傾向がみられます。また、中学生では自分の体の状態で気になることについて「朝、起きられない」が約3割となっており、家庭での規則正しい生活習慣や食習慣の確立を支援することが必要です。
- アンケート調査では、中学生のこの1週間の気持ちについて「不安な気持ちになる」では「いつもそうだ」が約2割となっています。
- アンケート調査では、相談相手について、小学生・中学生では、保護者や友達が高くなっており、「誰にも相談できない」「誰にも相談したくない」の合計がともに約2割となっています。若者では、「友達」が最も高く、「相談する人はいない」が1割程となっており、相談できず悩みを抱え込んでいる子どもや若者が一定数いることがうかがえます。
- 関係団体からは、大人や若者など、年齢を問わず気軽に相談ができる場が必要という意見があがっており、ライフステージに応じて相談できる場所が求められます。
- 療育手帳所持者数は増加傾向となっており、障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を身近な地域で受けられる体制の整備と、それぞれの特性に応じた支援が受けられる環境づくりが必要です。



★強化が必要な取り組み

- ・妊産婦の悩みや不安に寄り添う支援の充実
- ・ライフステージに応じた相談支援体制の整備
- ・こどもが学校・家族・友人以外に相談できる場の確保
- ・障がい児の切れ目のない支援、発達相談の充実

(3) 教育や次世代への支援について

- アンケート調査では、将来の夢や目標を持っている割合は、小学生で約8割、中学生で約6割となっています。また、家族や周りに大切にされていると思う人ほど、夢や目標を持っている割合が高くなっていることから、親や学校の先生など周りの大人との関わりにより、こどもの自己肯定感を高めることで、将来に希望を持って前向きにチャレンジできる心を育むことが大切です。
- アンケート調査では、将来の進学先について、中学生では、「大学」が約4割となっている一方で、「わからない」が1割以上となっています。義務教育段階から、様々な人の生き方に触れ、自らのライフデザインを描けるように支援することが必要です。
- 全国的に不登校の児童生徒は増加傾向にあり、本町においても概ね増加傾向となっています。
- 関係団体ヒアリングでは、不登校について、学校でなくても学ぶ機会をつくることは可能という意見があがっていますが、本町にはフリースクールがなく、通える場所の必要性が指摘されています。
- ワークショップでは、高校生から、播磨町は穏やかなまちである一方で、遊べる場所や飲食店等の店が少ない、特徴がないという意見があがっており、若者が集まる場所や楽しいイベントの開催などが求められています。
- アンケート調査では、結婚や子育てに関することも含め、経済的な不安を抱える若者が多いことがうかがえます。結婚や子育てにあたって経済的な不安等を解消し、将来に希望を持つことができるような支援、情報発信が重要となります。



★強化が必要な取り組み

- ・中学生等へのライフデザインに関する支援
- ・不登校児童生徒への学習支援、居場所づくり
- ・こども・若者が愛着を持てるまちづくり
- ・若者が結婚・子育てに希望を持つための支援

(4) こどもの権利や居場所について

- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針には、こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。アンケート調査では、こどもの権利について「知っている」はこども・保護者ともに約3割となっています。
- アンケート調査では、意見を伝えやすい方法や手段について、小学生・中学生・若者ともに「インターネットのアンケートに答える」が高くなっています。意見を伝えやすい工夫やルールについては、「匿名で伝えることができる」「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が中学生・若者で高くなっていることから、何に意見が活用されるのかを伝えたいと、インターネット等を通じて匿名で意見を送ることができるなど、こども・若者が意見を伝えやすい環境を整えることが大切です。
- アンケート調査では、居場所について、小学生・中学生ともに「落ち着いてくつろげる場所」「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が高くなっています。また、アンケート調査の自由回答では、小学生・中学生から、ボール遊びができる広い公園や室内で自由に過ごせる場所を求める声があがっています。
- ワークショップでは、若者から、居場所だけつくるのではなく、共通点など何かつながりやすい工夫が必要、また、SNSを活用して募集や周知をすることが必要という意見があがっています。
- 本町では、多くの団体が小学生の放課後の居場所づくりや親子の居場所づくりなどに取り組んでいます。関係団体ヒアリングでは、運営費やスタッフの確保が課題としてあがっており、活動継続のための支援が求められます。また、個々で活動している団体同士の交流を図り、播磨町全体として居場所づくりを推進することが必要です。
- アンケート調査では、必要なこと、重要だと思う支援について、「チカンや子どもへのいたずら等に対する防犯対策の充実」が5割程となっており、こどもを巻き込む事故や犯罪の発生が多くなっている中、保護者の安全・安心に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。事故からこどもを守り、犯罪に巻き込まれないようにするための対策やこどもの登下校時の見守りなど、学校や地域と連携して取り組むことが重要です。

★強化が必要な取り組み

- ・こどもの権利の周知や認知度向上
- ・こども・若者の意見を聴く場の充実、まちづくりや施策へのこども・若者の意見の反映
- ・居場所づくり活動の継続への支援、居場所や団体の取り組みについての周知
- ・団体同士の交流、情報共有の場の確保
- ・登下校時の見守り活動
- ・こどものインターネット利用に関する対策

(5) 困難を抱えるこども・若者や子育て家庭について

- 児童虐待の相談件数は、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトで増加傾向となっています。アンケート調査では、虐待を見たり聞いたりした場合の対応について、「特に何もしなかった」が約6割となっており、虐待に気づいた際に、つなぐ先や相談先について周知し、地域全体で虐待を防止する意識の醸成が重要です。
- ひとり親世帯は240世帯程となっており、経済的に困難を抱えやすい状況となることから、経済的支援や就労支援を行い、保護者の生活の安定を図ることが重要です。
- アンケート調査では、お世話をしている家族がいる人は小学生で 28.2%、中学生で 11.2%となっており、家族のお世話をすることについて、「大変なので助けてほしい」と思っている割合は、小学生で約1割となっています。
- 関係団体ヒアリングでは、貧困やヤングケアラーの問題は自ら声をあげることが難しいため、表面化しにくく、支援が難しいという指摘があがっています。民生委員・児童委員など地域と連携し、ヤングケアラーなど困りごとを抱えた家庭の把握に努めることが重要です。
- 外国籍住民は増加傾向となっており、そのうち18歳未満も増加しています。関係団体ヒアリングでは、施設や居場所等において外国籍のこどもを受け入れる体制の確保に取り組んでいるという意見があがっています。外国籍の親は、言葉の壁により困難を抱えることが多いため、外国籍の親への支援を行うことで、こどもの生活の安定につなげることが重要です。

★強化が必要な取り組み

- ・虐待の早期発見・早期対応に向けた、相談や通報の促進
- ・ひとり親世帯への継続的な支援
- ・ヤングケアラーの実態把握、支援策の検討
- ・外国籍の親への支援、外国籍のこども等の受け入れ体制の確保

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

本町では、「第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもも親も笑顔あふれるまちづくり～子どもが健やかに育ち みんなで支える子育てはりま～」を基本理念として掲げ、こどもと子育て家庭への支援を推進してきました。

また、令和3年度から令和12年度までの第5次播磨町総合計画では、目指す将来像として「いいところいっぱい! 笑顔いっぱい! みんなでつくる ふるさと はりま」を掲げてまちづくりを進めています。

さらに、本町では、孤独・孤立対策を推進しており、官民連携ができる体制づくり、孤独・孤立の予防、わかりやすい相談支援などに取り組み、人と人との「つながり」が生まれるまち、誰一人取り残されないまちを目指しています。

そのような中で、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、こどもと子育て家庭の権利が守られ、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取り組みを進めることが重要となります。

本計画においては、こども・若者が幸せで健やかに育つことができ、親も子育てに希望を持ってともに育ち、それを地域みんなで支える、こどもまんなかのまちづくりを推進します。

こども・若者の幸せと地域のつながりを大切に
～みんなでつくる こどもまんなか・はりま～



こどもまんなか社会について

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」。

2. 基本目標

基本理念の実現を目指すために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

基本目標1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる

核家族化の進行や地域のつながりが希薄化することにより、子育て家庭が孤立し、不安や悩みを抱え込んでしまう保護者が増加しています。また、子育て家庭の働き方に対する考え方も多様化しており、アンケート調査では、フルタイムで働く母親の増加がみられ、教育・保育事業を利用している人の割合も大きく増加していることから、今後も保育ニーズは増加することが予測されます。

子育て家庭の孤立を防ぐとともに、経済的な支援の充実、安心して子育てができる環境の整備に努め、子育て家庭の不安の解消に取り組みます。また、子育てをしながらでも働きやすい職場環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

基本目標2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、こどもの心身の健やかな成長を支えるためには、切れ目なく保健・福祉の取り組みを推進することが重要です。

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、母子の健康保持・増進、病気や障がいの早期発見、適切な医療体制の整備など、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。また、思春期における心の健康づくり、障がいのあるこどもやその家庭への継続した支援に努め、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

全国的に不登校児童生徒数、いじめの発生件数は増加しており、学校における対応や多様な居場所づくり等の支援が求められています。関係団体ヒアリングにおいても、不登校やひきこもりに関して、学校と保護者の間で認識を共有することの必要性が指摘されています。学校や家庭、地域の連携により、こども・若者が自己肯定感を高め、夢や希望を持って、やりたいことを叶えることができる環境をつくることが重要です。

不登校や学校に行きづらいこどもへの支援体制を整備するとともに、次世代を担うこども・若者が、様々な教育や多様な交流の中で人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となることや、将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本目標4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

「こどもまんなか社会」の実現が目指される中、その実現に向けてはこどもの権利が守られることが重要となります。こどもたち自身が権利の主体であることを理解するとともに、こどもの最善の利益を尊重する地域社会の形成に向けた取り組みを進める必要があります。

アンケート調査では、こども・若者から、安心して過ごせる居場所や自由に過ごせる居場所を求める意見があげられています。本町では、様々な団体がこども・若者の居場所づくりに取り組んでいますが、関係団体ヒアリングでは、活動の継続への支援や団体同士の連携を求める意見があがっており、今後は連携してさらなる取り組みを進める必要があります。

様々な機会を通じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを進めるとともに、こども・若者の視点に立った支援に努めます。また、地域全体でこども・若者、子育て家庭を見守り、こどもたちの多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

基本目標5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

こどもの貧困やヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える子育て世帯が全国的に増加しており、それぞれの状況に応じた支援やきめ細やかな対応が求められています。関係団体ヒアリングにおいても、困難を抱える家庭の把握や支援の難しさが課題としてあがっています。

保健・福祉・教育等の関係部署、関係機関との連携を強化し、課題を受け止め支援につなげることが重要です。そのような体制づくりを進め、児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、こどもの貧困の解消、外国籍のこどもへの支援等を推進することで、すべてのこども・若者の生活を支える環境づくりに取り組みます。

3. 施策体系

基本理念	こども・若者の幸せと地域のつながりを大切に ～みんなでつくる こどもまんなか・はりま～	
基本目標		基本施策
1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる 1 家族も なくそう 3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを		1 就学前教育・保育の充実 2 子育て相談や支援の充実 3 地域における子育て支援の充実 4 共働き・共育てへの支援 5 子育て家庭の経済的負担の軽減
2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える 3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう 10 人や国の不平等 をなくそう		1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 2 こども・若者の心身の健康づくり 3 支援が必要なこどもへの支援
3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる 3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを 17 パートナシップで 目標を達成しよう		1 生きる力を育む教育の推進 2 豊かな心を育む取り組みの推進 3 不登校等に対する取り組みの推進 4 次世代を担う青少年や若者への支援
4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる 1 家族も なくそう 3 すべての人に 健康と福祉を 10 人や国の不平等 をなくそう 16 平和な世界を すべての人に 17 パートナシップで 目標を達成しよう		1 こどもの権利や意見の尊重 2 多様な居場所・活動・体験の充実 3 こどもの安全の確保
5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える 1 家族も なくそう 3 すべての人に 健康と福祉を 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを 16 平和な世界を すべての人に		1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 2 ひとり親家庭への支援 3 こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進 4 外国籍のこどもへの支援

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる

基本施策1 就学前教育・保育の充実

現状と課題

- 令和6年度現在、本町には幼稚園が2か所、認可保育所が1か所、認定こども園が4か所、小規模保育事業所が2か所あり、各施設において、必要に応じて定員を弾力化して受け入れを行っていますが、待機児童の解消には至っていません。
- アンケート調査では、教育・保育事業を利用している人の割合が増加しており、約8割となっています。年齢別にみると、0歳児では約3割、1・2歳児では約7割と低年齢のこどもの保育ニーズが高まっている状況があることから、提供体制の確保が必要です。

方向性

- 保護者の保育ニーズに対応し、こどもにとって安全・安心な環境で教育・保育を提供するために、保育施設の整備や受け入れ体制の充実に取り組みます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	通常保育事業の充実 ●保育を通して、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図ります。 ●待機児童の解消に向けて、引き続き播磨町子育て支援策検討会議や播磨町子ども・子育て会議の場で検討を進めるとともに、これらの場で提案、承認された認定こども園の新設、小規模保育事業所の整備等の確保方策に取り組みます。	こども課
2	保育所運営への支援 ●多様化する保育ニーズに十分対応できるよう、民間保育施設の機能を高め、その運営の支援に努めます。 ●補助事業の新設、見直し等により、保育施設の経営安定化、保育士の確保に努めます。	こども課
3	発達障害児・障害児保育事業の充実 ●一人ひとりの障がいの状況、個性や能力に応じた保育を受けることができるよう、保育内容の充実に努めます。 ●令和8年2月に開設予定の播磨町児童発達支援センターにおいてペアレントトレーニング等、障がいのあるこどもに対応するための正しい知識の習得ができるような機会を提供します。 ●研修希望のある保育施設に心理士等専門職を派遣し、支援者への助言を行います。	こども課

No	取り組み	担当課
4	幼稚園の整備 ●こどもが発達段階に応じた教育を受けることができるよう、幼児教育の質の向上を図るとともに、各園における適切な受け入れ児童数、学級数等を検討し、教育環境の整備に努めます。 ●町立幼稚園の環境改善（空調設備や遊具の更新、園庭拡張、駐車場等の設置その他町事業を推進するために必要と認められる質的な改善）を図ります。	こども課
5	認定こども園の整備 ●既存の教育・保育施設で住民のニーズに対応できない等の場合には、就学前のこどもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の導入を検討します。 ●認定こども園への移行希望があった場合にスムーズに移行できるよう、体制面を含めた移行のための準備を行います。 ●認定こども園の環境改善について検討します。	こども課
6	地域型保育事業の整備 ●教育・保育施設のみにとどまらず、0～2歳の保育ニーズに応じた地域型保育事業の整備を検討します。 ●地域型保育事業の整備を検討する際は、有識者会議や保育施設長会などを活用し、関係者と丁寧に議論を積み重ね、播磨町に適した事業を展開できるよう配慮します。 ●整備の検討にあたっては、町内の土地利用構想との整合を図りつつ、再整備が検討されているエリアへの施設配置も視野に入れ、関係課と連携し計画します。	こども課 都市計画課
7	保育士・幼稚園教諭の確保・育成・支援 ●保育対策等補助事業等を通じて、保育人材の安定的な確保を図ります。 ●地域の多様なニーズに柔軟に対応できるような研修や情報提供等を推進し、保育士・幼稚園教諭の資質の向上を支援します。	こども課
8	幼稚園・保育所・認定こども園の連携の推進 ●乳幼児の教育や保育環境を公平に提供するため、教育内容・保育内容の整合性の確保や職員の合同研修の実施に努めます。 ●子ども・子育て会議において、各施設の問題点等を確認、共有するとともに、子育て支援事業の実施や両施設の有効活用について各施設の連携に向けて取り組みます。	こども課
9	教育・保育の質の向上 ●幼稚園・認定こども園において幼児教育に関する研修を実施します。 ●幼保合同研修の開催や小学校、中学校へのスムーズな接続などを視野に入れた連携・協力体制の構築を図ります。	地域学校教育課

No	取り組み	担当課
10	外国につながる幼児の受け入れ支援 ●翻訳機等を活用し、意思疎通を図ります。	こども課
11	町立園での給食実施 ●就学前児童の健全な育成促進と保護者の就労支援を主な目的として、町立幼稚園における給食提供開始に向け、配送車両の進入経路や安全な駐車スペースの確保、配膳室の整備など、必要な準備を進めます。	こども課 教育総務課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

子育て
当事者

播磨町は施設もきれいで整っており、町の規模もちょうど良い
働きたいが保育園に入れない。保育士の確保に取り組んでほしい

関係団体

家庭的保育事業のような小規模の認可保育園を稼働できる体制整備が必要



基本施策2 子育て相談や支援の充実

現状と課題

- こども課に子育てコンシェルジュと保健師を配置し、一体的な支援を行っています。
- 子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談や親子で楽しめる場所の提供を行っています。
子育て当事者からの意見では、子育て支援センターの利便性の向上やつながりづくりを求める声があがっていることから、今後のあり方について検討が必要です。
- アンケート調査では、子育てに関する情報入手方法として、インターネットは7割以上、SNSは4割以上の保護者が利用しています。
- アンケート調査では、低学年児童の放課後の居場所として、放課後児童クラブのニーズが高まっており、引き続き受け入れ体制の整備に努めることが重要です。

方向性

- 悩みや不安を抱え込んでしまう親が多いことから、子育て世代のニーズを把握して、子育て支援センターを利用しやすい環境づくりに取り組みます。また、SNSやアプリを活用し、子育て世代が入手しやすい情報発信に努めます。
- 保護者の様々な就労形態や働き方に対応するとともに、リフレッシュ等にも活用できるよう、きめ細やかな保育サービスの充実に取り組みます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●北部子育て支援センターを拠点に、「子育てを応援したい人」と「子育てを応援してほしい人」を会員とした相互援助活動の推進を図ります。 ●事業の普及啓発・研修活動に努め、提供会員養成講座を実施し、登録会員数の増加を図るとともに、利用会員の様々なニーズに対応した育児支援の利用促進を図ります。	こども課
2	子育て家庭ショートステイ事業の充実 ●保護者が病気等の理由により児童の養育ができない場合、児童養護施設等で児童の預かりを短期間実施し、児童の安全を確保します。 ●預かり先施設の拡充に努めるとともに、適切な利用料について検討します。	こども課
3	病児・病後児保育事業の充実 ●病氣中・病氣回復期の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に設けられた専用スペースにおいて、看護師等が一時的に児童の保育を行います。 ●近隣市の病児保育施設をそれぞれの住民と同額の利用料で利用できるよう協定の締結に努めます。 ●近隣市の病児保育施設利用料が、それぞれの住民が利用した場合の料金より高い場合、その一部を助成します。	こども課

No	取り組み	担当課
4	延長保育事業の充実 ●保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に、認定こども園、小規模保育事業所において保育を実施します。 ●保護者のニーズに対応できるよう、保育士の確保等、提供体制を整備します。	こども課
5	一時預かり事業の充実 ●保護者の急用や病気等により一時的に児童を保育できなくなった場合や、育児の精神的・肉体的負担軽減を図るなどの場合において、保育所等で児童を一時的に預かり、保育を行います。 ●利用可能施設数の拡大（特に0～2歳児）について検討・協議します。	こども課
6	医療的ケア児保育支援事業 ●国の補助金を活用して、町内の特定教育・保育施設等において就学前における医療的ケア児を受け入れられる体制を構築するよう努めます。	こども課
7	広域入所保育事業の実施 ●保護者の利用便宜を図るため、近隣市町での待機児童の状況等を踏まえ連携を図りながら、多様化する保育ニーズに対応できるよう居住地以外の保育施設での保育ができるように努めます。	こども課
8	学童保育事業の充実 ●就労等により、昼間、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する学童保育に対する支援を行います。 ●支援員の資質向上、安定した運営体制の充実のため、補助金を活用し、支援員の処遇改善を実施します。 ●保護者の就業率の上昇傾向と児童数の推移予測、校区の特性を考慮した施設の管理・運営を行い、待機児童が発生しないよう努めます。 ●地域の教育力向上委員会において放課後子ども教室との一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策を検討します。 ●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策を検討します。 ●児童が学童保育所での生活を通して、社会性や主体性を身に付けることができるよう育成支援に努めるとともに、その内容について、利用者や地域住民への周知に努めます。	こども課
9	子育て支援センター事業の充実 ●子育てに関する相談や子育てサークルへの支援、ニーズに応じた講座の開催などを通じ、子育て家庭の育児不安の解消に努めます。 ●子育て家庭からの様々なニーズにも対応できるよう、センターの今後のあり方について検討のうえ、利用しやすい環境を整えます。	こども課

No	取り組み	担当課
10	子育てに関する相談体制の充実 ●こども課に子育てコンシェルジュと保健師を設置し、子育て支援サービスと母子保健サービスを一体的に提供し、必要な方に必要な情報が届くように努めます。 ●要保護児童対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・研修会等の実施により、子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、兵庫県こども家庭センター（児童相談所）などの関係機関と連携、情報共有を行いながら、各成長段階に応じた相談しやすい体制を取ります。	こども課
11	保育所・幼稚園・学校における相談体制の充実 ●町内の保育所・幼稚園・認定こども園を地域に開かれた子育て支援の施設として位置づけ、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、相談窓口として機能を周知します。 ●学校においては、スクールカウンセラーの配置や不登校などの悩みに関する相談に応じ、学校復帰を支援するための播磨町教育支援センター事業を実施し、子育てに悩みを持つ保護者に広く認知されるよう努めます。 ●令和5年度に設置した播磨町こども支援センターを中心に、児童生徒の生徒指導、不登校、特別支援教育の相談体制を関係機関と連携のうえ、構築します。 ●相談件数の増加、問題の深刻化に伴い、各校園特別支援教育コーディネーターを対象とした教育相談に関する研修による職員の資質向上を図るとともに、相談内容をしぼって問題解決に向けた指導助言を得るよう努めます。 ●こどもの学校・園での生活の安定を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を図り、担任や保護者の連携を促進します。	こども課 地域学校教育課
12	地域に開かれた幼稚園づくり ●「ひよこ教室」（園庭開放）の実施により、地域の未就園のこども同士が互いに遊び交流できる場を提供します。 ●幼稚園が主体となって、子育て支援センターと連携しながら、保護者の不安や悩みの相談に応じ、子育ての楽しさや喜びが味わえるような研修等の機会を提供します。	こども課
13	講演会や学習会の開催 ●望ましい家庭環境やこどもへの接し方など、こどもたちに有効な子育て方法を学ぶ機会を提供し、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めます。 ●保護者にとって魅力ある研修テーマ、内容を検討するとともに、広報等で参加者を募ることに加え、働きながら子育てをしている親や参加が望ましい親への参加促進の方法についても検討します。 ●発達相談や療育事業の対象者など、発達が気になるこどもを持つ親を対象にしたペアレントトレーニング講座を年1回実施します。 ●家庭教育推進委員会を開催し、家庭教育力向上のための講演会等を開催します。	こども課 地域学校教育課

No	取り組み	担当課
14	家庭教育推進事業の充実 ●保護者向けの家庭教育に関する啓発資料を作成し、各学校・園において配布することで、家庭教育に関する啓発を行います。 ●家庭教育講演会の開催、個別の教育相談を実施するとともに、周知を行います。	地域学校教育課
15	保育サービス等の子育てに関する情報提供 ●子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、兵庫県こども家庭センター（児童相談所）などの関係機関と連携し、子育てに関する法制度や子育てに役立つ最新の情報の収集・提供に努めます。 ●必要に応じてケース会議を実施するなど、関係機関会議を充実させ、関係機関の担当者が一堂に会して情報共有を図り、会議の内容をそれぞれの場で活かしていくことができるよう努めます。 ●保健・福祉・医療・教育等の各分野で実施している子育て支援に関する事業や支援などの情報を取りまとめた子育て支援ハンドブックを配布するとともに、内容の見直しを行います。	こども課
16	「広報はりま」やホームページ、SNS等を活用した情報提供 ●「広報はりま」や各学校・園のホームページでは教育委員会の施策及び各学校・園の教育方針や学校行事等の日常の実践を積極的に発信します。また、町のホームページでは、ボランティアの募集や各種雇用募集だけでなく住民からの意見を取り入れながら、必要な情報がいつでも手に入るようにします。 ●子育てアプリ「すくすくはりま」を導入し、健康診査や各種教室などの子育て情報をスマートフォンへ配信し、より多くの人への情報提供を図ります。 ●SNSを活用し、子育て支援や保育サービス、イベントの開催等について、情報発信に取り組みます。	こども課 地域学校教育課
17	利用者支援事業 ●こどもや保護者が、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から、ニーズに適したサービスを円滑に利用できるよう、わかりやすく役に立つガイドブック等の作成に努め、こどもや保護者の身近な場所において情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。	こども課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

子育て
当事者

一時的にこどもを気軽に預けられる施設がほしい
役場や子育て支援センターの方が親切に相談に乗ってくれた
乳児幼児への支援は進んでいるが、そこから小学校低学年への支援が繋がっていないように感じる
産後のサポートや子育てに関する情報がわかるような案内がほしい

関係団体

町内すべての学童保育で定員数を超過しているため、新たな専用施設が必要
総合的な相談窓口と重層的な支援体制が必要

基本施策3 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- アンケート調査では、就学前保護者で、地域活動へ参加していない人は約3割となっており、近所の人など地域との関わりの希薄化が懸念されます。
- アンケート調査では、就学前保護者で、保護者自身が子育て支援の支援者として活動したいと思うかについて、活動したいと思う人の割合は約5割となっています。活動したいと思う人をファミリー・サポート・センター事業や子育てサークル等の活動につなげ、地域における子育て支援を充実させていくことが重要です。

方向性

- 働いている保護者も参加しやすい地域活動の推進に努め、地域における子育て支援を推進します。
- 地域のボランティア等、人材発掘に努めるとともに連携強化に努めます。
- こどもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう、家族や地域、関係者が子育てをともに考え、地域全体が参画し、子育てを見守り、支える機運の醸成を図ります。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	民生委員・児童委員活動への支援 ●地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）活動について普及・啓発を図るとともに、その活動の活性化の支援を行います。 ●主任児童委員による子育て相談の実施を支援します。 ●民生委員・児童委員協議会での研修を通して知識を深め、さらなる相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
2	こんにちは赤ちゃん事業 ●生後4か月までの乳児のいる世帯を助産師・保健師の専門職が訪問し、相談・助言、情報提供を行うことで、乳児家庭の孤立防止や乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	こども課
3	地域活動事業の推進 ●中央公民館や各コミュニティセンター等で、地域の高齢者との交流や年齢の異なるこども同士の交流など様々な事業を実施し、人を思いやる心や協調性を育むための活動を推進します。 ●子育て支援センターで活動している母親クラブや公民館等の公共施設で行っている「子育てサロン」活動、NPO法人等が行っている地域活動等の情報を提供し、世代間交流を支援していくとともに、コーディネート人材の確保に努めます。	協働推進課 こども課

No	取り組み	担当課
4	地域の子育て支援の充実 ●地域の施設を活用し、すくすく子育て事業等により子育て経験者や地域住民と子育て中の親子が交流する場を設け、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会を提供し、地域における総合的な子育て支援の充実を図ります。 ●4小学校においては、放課後のこどもの居場所づくりに努め、地域学校協働本部事業を展開します。 ●女性団体による講演会、イベント、登校時の見守り活動・あいさつ運動を実施します。 ●かつて子育て支援を受け親になった子育て世代の潜在的な力を活かす取り組みを模索します。 ●地域ごとの拠点づくりを進めるにあたり、他団体との協議体制について検討します。	こども課 協働推進課 地域学校教育課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども

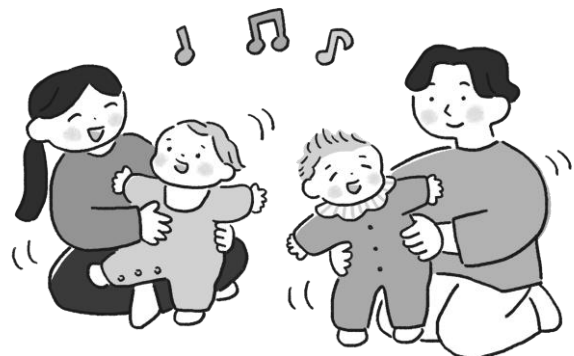
地域の人とイベントや交流ができる公共施設がほしい

子育て
当事者

地域の方にも手伝ってもらい、こども向けの様々な体験型イベントを充実させたい
赤ちゃんからお年寄りまで、町民みんなが集えて交流できる場所があるといい

関係団体

町内で活動している団体を広く知ってもらえるよう取り組んでもらいたい



基本施策4 共働き・子育てへの支援

現状と課題

- アンケート調査では、働く母親の増加がみられ、働いていない母親についても就労意向が高いことから、今後も共働き世帯が増加することが予想されます。また、関係団体からは、核家族化や女性の社会進出により、保護者にゆとりがない状況が指摘されています。
- 育児休業の取得率は向上していますが、こどもの行事や病気等で休みやすい環境づくりなど、子育てと仕事が両立しやすい職場環境の整備に向けて取り組む必要があります。
- 父親が主体となった講座やサークル活動を実施していますが、子育て当事者から父親同士のつながりづくりを求める声もあがっていることから、父親の育児参加促進や父親同士のつながりづくりに向けた取り組みの充実が必要です。

方向性

- 共働き世帯が増加する中、保護者がこどもとの時間を確保できるよう、仕事と子育ての両立支援や父親の育児参加の促進に取り組みます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	育児休業制度・介護休業制度などの普及・啓発 ●育児休業や介護休業などを取得することへの理解と協力を得るため、町内の事業所に対し、法改正時等には商工会を通じてパンフレットを配布することや、研修会の開催などを通じて制度の普及・定着を図ります。	産業環境課
2	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進 ●ワーク・ライフ・バランスの推進による業務の効率化や人材確保に向け、町内の事業所に対し、商工会や町ホームページを通じて情報提供及び啓発を行います。	産業環境課
3	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ●播磨町役場がモデル事業所となるよう、職員の育児休業取得の促進やこどもの看護休暇の適用範囲を拡大するなど、仕事と子育ての両立が実現できる職場環境づくりに努めます。 ●業務の「見える化」をはじめとした業務改善や業務負担の平準化により、時間外勤務を削減し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	総務課
4	再雇用制度導入への働きかけ ●育児休業等の各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入などについて、商工会を通じてパンフレットを配布するなどの啓発を行います。	産業環境課

No	取り組み	担当課
5	男女平等教育の推進 ●男女共同参画社会の実現に向け、学校・園において、特別活動や道徳教育等を通して、児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 ●研修内容の工夫・改善、キャリア教育の充実、特別の教科 道徳での取り組みを行います。	地域学校教育課
6	教育・保育関係職員の指導力の向上 ●保育施設の保育士や幼稚園、認定こども園、小中学校の教職員が男女平等教育に対する正しい認識を持って、児童生徒の指導を行えるような研修を定期的に実施するとともに、研修内容について工夫・改善します。	こども課 地域学校教育課
7	男性向け家庭生活講座等の開催 ●男性の家事や子育てなど家庭生活への主体的な参加を促進するため、妊婦訪問時や、「いずみ会」による男性料理教室の広報等を通じて、家事や子育てに関する知識・技能が身に付けられる学習機会を提供します。	こども課 教育総務課
8	男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ ●子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させる学習機会の提供とともに、育児休業や介護休業など諸制度についての啓発を行います。 ●庁内においては、配偶者が妊娠した旨の申出のあった男性職員に対して、父子手帳の配布を行い、育児休業等に関する制度について周知を図るとともに、実際の利用につながるよう促進します。 ●商工会を通じて法改正時等にパンフレットを配布し、情報提供を行います。	産業環境課 総務課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

若者

父親が育休を取得しようとする「お母さんは？」と言われてたり、育休中平日にこどもを連れていけると周りの視線を感じる

関係団体

父親同士のコミュニティや父子で過ごせる場づくりが必要



基本施策5 子育て家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

- 令和4年からこども医療費の助成対象を高校生世代までに拡充し、所得制限を設けずに無料化を行っており、今後も子育て家庭の負担軽減を継続することが重要です。
- アンケート調査では、理想とするこどもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」が最も高くなっており、経済的支援が求められています。

方向性

- 子育てについて経済的な不安感を抱える人が多いことが考えられるため、様々な給付等の支援により、子育て家庭の不安解消に努めます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	児童手当等の支給 ●子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給するとともに、制度の広報に努めます。 ●手当を必要とする人に漏れなく支給されるよう、申請方法等について案内します。	こども課
2	保育所・認定こども園の保育料の減免 ●所得の急激な減少などの理由により、保育料の納付が経済的に大きな負担となる世帯を対象とした保育料等の減免について、毎年度当初の保育料決定通知書送付時に個別に制度案内チラシを同封するとともに、町のホームページにも掲載します。	こども課
3	小中学校の就学援助 ●経済的な理由で、公立小中学校の就学が困難な世帯を対象とした学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。 ●認定基準を見直し、より公平・公正な制度にします。	教育総務課
4	乳幼児医療費等助成事業 ●乳幼児医療費、こども医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを推進します。	保険課
5	学校給食費の負担軽減 ●町内に居住する3人以上こどもがいる世帯の町立小学校及び中学校に在籍する第3子以降の学校給食費を減免し、子育て世代の負担軽減を図ります。	教育総務課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

子育て
当事者

2人目以降の保育料無償化、給食費の無償化をしてほしい
 こどもの人数や年齢に関係なく経済的支援をしてほしい
 おむつやミルク、ランドセルや制服など子育てに必ずかかる費用に対する補助金などの支援を充実させてほしい

基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

基本施策１ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

現状と課題

- 理想とすることどもの人数を実現できていない人が約３割となっていることから、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させ、安心して産み育てられる環境づくりを進めることが重要です。
- アンケート調査では、子育ては孤独だと感じる人の割合は、就学前保護者で約２割となっており、妊娠期からつながりを持続けることができるよう、切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 産後ケア事業の認知度は約７割と高くなっている一方、利用したことがある人は約２割となっており、必要とする産婦が利用できるよう体制を整備することが必要です。

方向性

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実に向け、訪問や子育て支援センターでの相談、情報提供の充実を図ります。
- 妊産婦訪問指導や乳幼児訪問指導により、妊産婦や保護者に寄り添い、必要に応じてサービス等の利用につなげるなど、誰も取り残されないよう支援を行います。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	不妊治療への支援 ●不妊治療費助成制度により、一般不妊治療、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）に対する費用の助成を行います。 ●県の不妊専門相談の広報に努め、住民の利用を促すとともに、県の関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めます。	こども課
2	母子健康手帳の交付 ●母子の健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、子育てを記録するための母子健康手帳交付時に、妊婦に対してリーフレットを配布するなど、妊娠中や子育ての不安の軽減を図るための情報を提供するとともに、情報収集・リスクアセスメントを行い、必要に応じて個別支援計画を策定します。 ●こども課に子育てコンシェルジュと保健師を設置し、特定妊婦への支援や、よりきめ細やかな案内や制度の説明を行います。	こども課
3	妊婦健康診査費の助成 ●妊婦健康診査費の一部を助成することで、妊婦の健康の保持・増進、妊娠中の異常の早期発見に寄与します。助成額の引き上げ、協力医療機関の拡大など一定の整備は進んでいる状況です。 ●妊娠時からの支援の充実と仕組みづくりのため、人材確保に取り組みます。 ●低所得妊婦の初回産科受診料の助成を行います。	こども課

No	取り組み	担当課
4	妊産婦訪問指導 ●支援の必要な妊婦・産婦の早期把握に努め、妊娠・出産・子育てに関して個々に応じた相談や保健指導を家庭訪問により行い、安心して出産、子育てができるよう支援します。特に見守りが必要な家庭については、継続的な支援を行います。 ●エジンバラ産後うつ病質問票や訪問時の様子から、必要な場合は再訪問や電話連絡等を実施し、継続的に支援します。	こども課
5	乳幼児訪問指導 ●家庭訪問により子育てに関する相談や保健指導などを行い、母親の育児不安の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長を促します。必要な乳幼児に対しては、訪問機会を増やし、安心して子育てができるよう支援するとともに、訪問に積極的でない家庭についても支援が行き届くよう検討します。	こども課
6	産後ケアの充実 ●親の育児不安の解消等を図るため、医療機関と協力し、宿泊型、通所型、訪問型（アウトリーチ型）の産後ケアを実施します。	こども課
7	妊婦のための支援給付 ●妊娠期から出産・子育て期までの様々な悩みや困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。また、妊婦のための支援給付金を支給することで、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施し、安心して出産・子育てできる環境づくりに努めます。	こども課
8	子育て相談・健康教育 ●子育て支援センターにおいて、助産師・栄養士・歯科衛生士・小児科医による相談機会を設け、子育てに関する不安の軽減、孤立感の解消に努めます。 ●離乳食相談などによる適切な離乳食の知識の習得と母親同士のふれあいの機会を提供します。 ●健康教育の一つとして子育てアプリ「すくすくはりま」の利活用について検討します。	こども課 教育総務課
9	乳幼児健康診査 ●発達確認や健康保持・増進、また疾病・虐待の早期発見などを目的に、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象とした健康診査を実施します。 ●健康診査の未受診児に対しては、早めに勧奨していくなどの工夫により、受診率の向上を図るとともに、健診に携わるスタッフの知識・技術の向上と統一のため、マニュアルの作成、スタッフに向けた研修会（1回／年）の実施に取り組みます。	こども課
10	乳幼児発達相談／子育て相談 ●発達上の支援が必要な親子に対して、より良い成長発達を促すため、専門家による乳幼児発達相談や子育て相談を実施し、助言を行うほか、必要時には適切に専門機関等へつなげます。 ●それぞれのケースに寄り添い、一緒に改善策や支援方法を検討します。	こども課

No	取り組み	担当課
11	予防接種事業 ●感染により病状が著しく重くなるおそれのある疾病の発生予防及び地域へのまん延防止のため、予防接種を行います。 ●予防接種情報は広報や子育てアプリ「すくすくはりま」に掲載するとともに、未接種者への勧奨、予防接種の正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康福祉課
12	歯科保健事業の推進 ●妊娠中から母子の歯の健康づくりに取り組めるよう、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診を勧奨するとともに、赤ちゃん相談時、1歳6か月児・3歳児健康診査時に歯科衛生士による歯科相談、町内幼稚園等への歯科の健康教育を実施し、歯科保健に対する意識を高め、より良い生活習慣の定着を促進します。 ●町内の幼稚園、認可保育所、認定こども園の4歳児・5歳児を対象とした「フッ化物洗口事業」を園で実施することで、健康格差なく将来のむし歯・歯周病の予防を推進します。	こども課 健康福祉課
13	乳幼児事故防止に関する啓発 ●こどもの不慮の事故死が起きないよう、母子健康手帳交付時、乳児健康診査時には事故防止に関する啓発パンフレット等を配布、指導を実施し、意識の向上を促します。また、広報やホームページにて情報提供を行います。	こども課
14	救急医療体制の充実 ●加古川医師会、高砂市医師会圏域での連携体制を整備し、日曜日・祝日、年末年始、夜間における救急診療体制及び小児二次救急医療体制を確保します。 ●こどもの救急時に保護者が適切に対応できるよう情報提供を行います。	健康福祉課
15	乳幼児期からの食生活の基礎づくりへの支援 ●乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、離乳食相談や健康診査、健康教室等の機会を活用し、「食」に関する正しい知識の普及と相談、体験を通し、保護者同士の「食」の情報交換ができる機会の提供を行います。	教育総務課
16	住民による食育活動への支援 ●健康づくりを推進するため、「食」に関する住民の自主的な活動に対して活動の場を提供するとともに、講座開催情報等の提供を行います。 ●働き盛り・子育て中の世代にも参加してもらえよう、休日開催の町主催イベント等を活用するなどし、土日祝日開催の講座を検討します。	教育総務課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

若者

不妊治療や子育てに関する支援のさらなる充実

子育て
当事者

産後ケア事業を、案内だけでなく無料チケットを配布してお試しで利用できるようにしてほしい

小児科や産婦人科が増えたらこどもを産む人が増えるのでは

基本施策2 こども・若者の心身の健康づくり

現状と課題

- 食生活や生活リズムの乱れ、運動不足等により、学校生活にも影響が出てしまうことが考えられるため、健康教育を進めるとともに、成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供や教育などが求められます。
- アンケート調査では、いつも不安な気持ちを抱えている中学生が約2割となっています。また、相談相手について、相談できない・相談したくないと回答した割合が約1割と、相談できず悩みを抱え込んでいるこどもや若者が一定数いることがうかがえます。

方向性

- こども・若者を取り巻く環境が変化する中、相談しづらいこども・若者の悩みに気づいて受け止めるため、スクールカウンセラー等の人材の活用により、それぞれの心身の課題に対応できる支援体制の充実に取り組みます。
- 学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であることから、家庭や学校保健と連携し、規則正しい生活習慣や食習慣の定着を図るとともに、飲酒・喫煙や薬物の有害性についての基礎知識の普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりに努めます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	思春期健康教育の推進 ●次代の親となることが期待されるこどもが、将来、住み慣れた地域で健やかに自分のこどもを産み育てることができるよう、中学生を対象にこどもを産むことの責任を伝える内容も取り入れた「赤ちゃん先生」を実施するなど、地域の子育て中の親やこどもとふれあう機会を設け、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及を促す健康教育や保健指導を行います。	地域学校教育課
2	学校における健康診断 ●学校医や加古川総合保健センターの協力のもと、児童生徒に対する健康診断や各種健診（検診）を行い、健診（検診）結果に基づく個々への指導等について、学校との連携を図り、生活習慣の改善を促進します。 ●中学校の学校医（内科医）について、男女両方の医師に委嘱するなどこどものニーズに寄り添った配置を行います。	教育総務課
3	性に関する情報についての学習機会の充実 ●性に関する情報について、性教育年間指導計画に基づいた授業の充実を図り、専門的な知識を持った講師等を学校に招くなど、学校等関係機関との連携により、学習機会の提供を行います。 ●幼・小・中の発達段階におけるカリキュラムの整理と連携、情報交換を行います。	地域学校教育課

No	取り組み	担当課
4	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実 ●各小中学校においては、保健体育科の授業を中心に飲酒・喫煙・薬物乱用に対する学習に取り組みます。また、警察や学校医等の関係機関との連携により、喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育を推進するとともに、各種イベントなどの機会をとらえて啓発や情報提供を行います。 ●受動喫煙の害から子ども・若者を守るために、広報や町公式LINEを活用した啓発や禁煙治療費助成事業の推進に取り組みます。	地域学校教育課 健康福祉課
5	相談支援体制の充実 ●児童生徒の健康上の様々な問題に対する取り組みを進めるため、各小中学校の養護教諭を中心とした教員による相談体制に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点から児童生徒の心理的、情緒的な課題や虐待等の問題解決に向けて取り組みます。 ●児童生徒の問題に対して、担任だけでなく全教職員で組織的に対応できる体制を推進します。また、学校生活を送るにあたって、学校生活サポーターなどの人材を広く登用し、きめ細やかな対応に努めます。 ●スクールソーシャルワーカーを活用することにより、関係機関との連携と環境の改善、保健分野での相談支援体制の充実を図ります。	地域学校教育課
6	学校・園における食育の推進 ●児童生徒・園児が「食」に対して関心を持ち、「食」に対する正しい知識と食習慣が身に付くよう、給食献立の中から、枝豆、空豆のさやはずしやとうもろこしの皮むき等の体験活動を行うなど、食育全体計画に基づき学校・園において「食」に関する学習を充実させます。 ●給食の時間において栄養教諭と学級担任が連携した日常的な指導、体験的な指導を実施するとともに、毎月の給食だよりで家庭での食育を促進します。 ●JA、漁協等と連携し、体験的な活動を通して身近な食に対する関心を高めます。 ●学校給食において、播磨地域の食材をメニューに取り入れた「はりまの日」を設定し、地元の食材や地域の食文化を学ぶ機会を設けます。	教育総務課
7	共食による食育の推進 ●食事のマナーや習慣等、食生活に関する基礎を習得できるよう、家族そろって食事をとること（共食）の楽しさ、大切さについて啓発するとともに、ライフスタイルの多様化に伴い、必ず家族そろって食事をするという従来の共食ではなく、これからの時代に合わせた共食のあり方を伝えます。 ●小中学校においては、家庭科の授業や給食の時間をはじめ、教育活動全体において食生活の重要性を子どもたちに伝えます。 ●家庭教育啓発資料を活用し、家庭教育力の向上を図ります。また、「給食展」などの機会をとらえて、食育の大切さを家庭に啓発していくとともに、毎月の給食だより、献立表で家庭での食育を推進します。	教育総務課 地域学校教育課

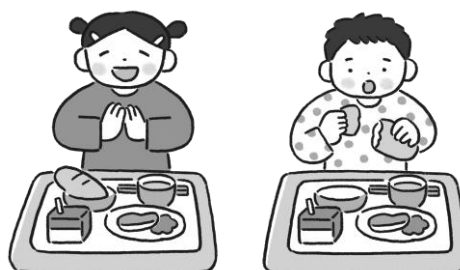
こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども

こどもが誰でも安心して、気軽にいつでも相談できる場所
1対1で話せたり、インターネットで相談できるといい

若者

学校で性感染症や薬物乱用について学ぶ機会は重要だが、お金についても学ぶ機会があれば良いと思う



基本施策3 支援が必要な子どもへの支援

現状と課題

- 療育手帳所持者数は増加傾向となっており、障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を身近な地域で受けられる体制の整備と、それぞれの特性に応じた支援が受けられる環境づくりが必要です。
- アンケート調査では、こどもの発達の遅れや障がいへの支援について、こどもの発達に応じた教育が受けられる環境や教育・保育の受け入れ体制の充実が求められています。

方向性

- 保健事業等と連携し、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、地域における障がいのあるこどもの支援体制を強化しながら、適切な支援・サービスにつなげます。
- 障がいのあるこども・若者の地域社会への参加・包容を推進し、ライフステージに応じて切れ目のない支援を受けることができるよう、体制を整備します。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	障害児通所支援事業 ●障がいのあるこどもに対し、生活訓練、社会適応訓練、機能回復訓練、外来相談等の通所支援サービスの支給支援を行います。	健康福祉課
2	障がいのあるこどもへの各種手当の支給 ●在宅の障がいのあるこどもに障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。（一部所得制限あり）	健康福祉課 こども課
3	療育事業の推進 ●令和8年2月に開設予定の播磨町児童発達支援センターにおいて、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援、障がい児の通う施設等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションを行うとともに、地域のインクルージョンの推進、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談を行います。 ●発達が気になるこどもとその保護者を対象に、言語聴覚士・公認心理師・理学療法士・作業療法士による訓練、相談等を実施することにより、発達を支援します。 ●他機関でのフォロー体制が整ったケースについては引き継ぎ終了とし、引き継ぎ先の学校・園との連携を図ります。	こども課
4	医療的ケアが必要なこどもへの支援体制の構築 ●医療を要する状態にある障がいのあるこども（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向けて取り組みます。	こども課

No	取り組み	担当課
5	関係機関の連携 ●心身の状況に応じて保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が協働する総合的な支援体制の構築に向けて取り組みます。	健康福祉課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

子育て
当事者

療育センターをつくり、人員も確保してほしい
 保育所等に併設される療育施設があれば良い
 障がい児も健常児と変わらない対応や就学を望んでいる

関係団体

障がいのあるこども・若者・その家族への相談支援を実施している
 障がいの有無に関わらない居場所づくりに取り組んでいる
 図書館では障がいのある人の就労実習の受け入れを行っている



基本目標3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

基本施策1 生きる力を育む教育の推進

現状と課題

- アンケート調査では、学校生活が楽しいと思う割合は、小学生で69.4%、中学生で72.6%となっています。
- アンケート調査では、将来の進学先について、中学生では「大学」が約4割となっている一方で、「わからない」が1割以上となっています。義務教育段階から、様々な人の生き方に触れ、自らのライフデザインを描けるように支援することが必要です。

方向性

- 家庭環境や経済状況に関わらず、学習意欲や学習習慣を身に付けるための支援の充実を図ります。
- 家庭や学校保健と連携し、インターネット・SNSに潜むリスクや情報モラル、また性的マイノリティ等の人権課題について基礎知識の普及と意識啓発を図り、命を大切に、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。
- こどもたちを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりを推進します。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	学力向上の推進 ●児童生徒の主体性を引き出し、基礎的・基本的な知識・技能を基盤として、他者との課題を共有し、主体的・対話的で深い学びを進め、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」を養う教育を展開します。 ●若手の教員の授業力、指導力の向上に向けた研修を実施するとともに、各小中学校において、特色ある学校づくり推進事業を展開し、教育課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、組織として学校力の向上を図ります。 ●指導内容・体制の充実を図るとともに、各小中学校において、特色ある学校づくり推進事業を展開し、教育課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、組織として学校力の向上を図ります。	地域学校教育課
2	きめ細やかな児童生徒指導の推進 ●播磨町こども支援センターを教育委員会事務局内に設置します。特別支援教育、不登校支援、生徒指導の各分野において、専門的知見を有する指導員を配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな相談体制を構築します。 ●青少年育成推進委員会、生徒指導担当者会など学校、行政、地域、関係機関との連携体制により、児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める学校一体となった指導・支援体制を構築します。	地域学校教育課

No	取り組み	担当課
	●「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」へ転換を図り、発達段階に応じた道徳性を養い、道徳的实践力を高めます。さらに、カリキュラムを作成し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むとともに、家庭や地域社会と道徳的価値を共有し、道徳的实践力の充実・向上を図ります。 ●小学校の自然学校、環境体験事業、中学校のトライやる・ウィーク、わくわくオーケストラなどの体験活動を充実します。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者等と連携し、児童生徒の変化に常に気を配り、悩みを積極的に受け止める校内教育相談体制を充実します。	
3	児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実 ●子どもたちが、自分らしい生き方を見いだせるよう、総合的な学習の時間、係活動や委員会活動、小学校の自然学校、環境体験事業や中学校のトライやる・ウィークなど、発達段階に応じた体験活動等の学習機会を充実させたキャリア教育を推進します。 ●幼稚園・小学校・中学校と発達段階を踏まえた指導ができるよう、支援に関する伝達会を工夫・改善しながら実施するとともに、オープンスクール等での授業公開の参観による園児・児童・生徒の理解を促進します。 ●教育支援委員会においては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して早期からの一貫した教育相談及び支援、または就学先の決定について審議を行います。	地域学校教育課
4	人権教育の推進 ●令和7年4月施行の「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の理念のもと、人権施策を推進するとともに、すべての施策の策定・実施において、人権尊重の視点を大切にします。 ●体制としては、健康福祉課内に人権推進室を設置するとともに、人権専用ダイヤル（079-490-8341：人権やさしいダイヤル）を開設し、人権に関する相談体制と解決に向けた取り組みを進めます。 ●教育・保育現場において、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する力を養うため、講演会、DVD教材や資料等を通じた人権教育を推進します。 ●子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するため、教職員等に対する研修を行います。 ●児童会や生徒会を中心とした携帯電話、スマートフォンの使用についてのルールづくりの促進や、専門家による講演会、学級活動などを通して、児童生徒の情報モラルの向上を図り、ネット社会における人権侵害とその危険性についての指導を行います。 ●デートDVや性的マイノリティ(LGBTQ+等)についての正しい知識を身に付けられる学習を進めます。	健康福祉課 こども課 地域学校教育課

No	取り組み	担当課
5	交流教育の推進 ●ともに助け合う地域でのつながりを目指して、特別支援学校の児童生徒が居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を形成することができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、ともに学び、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす地域社会の実現を目指し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶ機会として、副次的な学籍（副籍）を取り入れた交流及び共同学習を実施します。 ●児童生徒の特性に合わせた内容や目標を設定した交流や共同学習を、各学級担任等と連携しながら学びの充実を目指します。	地域学校教育課
6	地域とともにある学校づくりの推進 ●全小中学校において学校運営協議会を設置し、学校、保護者、地域住民等の連携のもと、学校運営やこどもの健全育成における取り組みを行い、地域とともにある学校づくりを推進します。	地域学校教育課
7	社会の仕組みや制度を学ぶ機会の創出 ●人生で困ったことが起きたときに社会保障制度の知識が助けとなり、孤独・孤立を予防できるよう、全中学校において社会保障制度を学ぶ授業を実施します。	健康福祉課

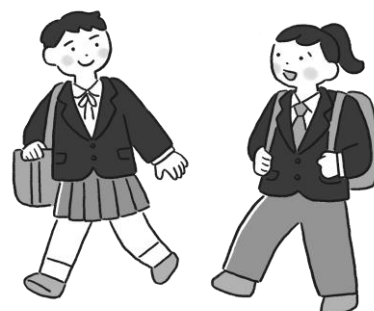
こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども

図書館以外に勉強できる場所がほしい
 教科書がタブレットに入ってほしい
 勉強のサポートをする先生を増やしてほしい

子育て
当事者

支援学校と地域のこどもたちが関わる機会を増やしてほしい
 授業以外での学習支援をしてほしい
 地域の方やボランティアさんがこどもの宿題を見てくれたり学習支援してくれる場がほしい



基本施策2 豊かな心を育む取り組みの推進

現状と課題

- アンケート調査では、将来の夢や目標を持っている割合は、小学生で約8割、中学生で約6割となっています。親や学校の先生など周りの大人との関わりにより、こどもの自己肯定感を高めることで、将来に希望を持って前向きにチャレンジできる心を育むことが大切です。

方向性

- 学童期・思春期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期であることから、様々な大人が関わり、地域全体でこどもの豊かな心を育むことができるよう、体験学習や交流機会の充実に取り組みます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	乳幼児とのふれあい・交流機会の充実 ●総合的な学習の時間などを活用し、町内の中学生を対象にした「赤ちゃん先生」において、子育て中の親子に中学校に来ていただき、子育て体験談や乳児の抱っこ体験を実施し、子育ての大切さと命の大切さを学習する機会とします。また、子育て中の親の体験談を通して、父母の愛情を感じ、自己肯定感の醸成に寄与する事業となるよう、学校教育の中での位置づけを検討します。 ●小中学生が乳幼児とふれあい、こどもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるような機会を確保します。	地域学校教育課
2	トライやる・ウィークの実施 ●働くことの意義や楽しさを実感し、社会の一員としての自覚を高めることができるよう、中学2年生を対象に、職場体験、福祉体験、勤労生産体験活動を実施し、トライやる推進連絡協議会でその成果と課題を共有することで、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけるための支援を行います。 ●協力事業所の職種の偏りの解消と事業所数の確保拡大に努めます。また、キャリアノートやキャリア教育指導資料等を活用し、体験活動及び事前・事後指導の充実を図ります。	地域学校教育課
3	環境保全意識を高める教育の推進 ●環境問題・環境保全に関し、身近な話題や地域にある題材などを活用して学習できる機会として、環境に関連した夏休み体験教室や環境学習バスツアーを実施し、児童生徒の環境保全意識の向上を図るとともに、企業や団体と協働して環境教育を推進します。 ●小学校における環境体験活動、自然学校の充実、人と自然の共生共存学習等について、各教科や総合的な学習の時間等において教科横断的な学習を取り入れるなど環境問題・環境保全についての学びを推進します。	産業環境課 地域学校教育課

No	取り組み	担当課
4	国際理解教育の推進 ●町立幼稚園や認定こども園、小学校低学年から英語活動に取り組むなど、早い時期からの外国語活動を推進します。 ●外国人講師を幼稚園年中・年長、小学校、中学校に配置し、小学校、中学校間でのALT（外国語指導助手）の円滑な接続を図るとともに、外国語の授業時間だけでなく、休み時間など身近なところに外国人講師がいる環境づくりをし、国際理解教育を構築します。 ●小学校教員の英語研修や、小中学校英語の合同研修を充実します。	地域学校教育課
5	こどもの活動の活性化 ●身近な地域の中で、こどもたちが様々な文化活動や体験活動を行えるよう、公民館、図書館、郷土資料館で実施する講座や教室を充実させるとともに、コミュニティセンターや学校を拠点とした多世代の交流や地域活動へ参加するきっかけづくりを進めます。	協働推進課 地域学校教育課
6	小学生の放課後居場所づくり（地域学校協働活動事業） ●放課後児童対策として、児童の健全な育成、放課後の居場所づくりを目的に、全小学校全学年を対象に、地域や指導員の協力のもと体験活動や交流活動を実施し、今後も地域との連携・協働の充実を図り、参加児童を増やします。 ●小学校では、こどもの安全・安心な放課後の居場所づくりに取り組みます。また、地域のつながりや絆が強化されることにより、地域の教育力及び家庭の教育力向上を目指します。そして、学童保育所と一体的な実施、または連携による実施に関する具体的な方策を検討します。	地域学校教育課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども

ゴミ拾いボランティアをしたら町がきれいになると思う

子育て
当事者

トライやる・ウィークなどの職業体験をする機会の場の充実

関係団体

「夏休みこども教室」「こどもいきいき探検隊」等の小学生対象の企画を進めている

畑で野菜をつくる活動を開催し、地域の方との交流の中で豊かな人間性や社会性を学ぶことができている

小学生の放課後の居場所づくりとして、「アソビバ！」にて地域を巻き込んだイベントを開催している

基本施策3 不登校等に対する取り組みの推進

現状と課題

- 全国的に不登校の児童生徒は増加傾向にあり、本町においても概ね増加傾向となっています。
- 関係団体ヒアリングでは、不登校について、学校以外の学ぶ機会や通える場所の必要性が指摘されています。

方向性

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、不登校のこどもへの支援と、保護者が相談できる体制整備に取り組みます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	スクールカウンセラーの配置 ● 悩みを持つ児童生徒及びその保護者等に対し、スクールカウンセラーによる教育相談を定期的実施するとともに、学校との情報共有や共通理解を図り、気軽に相談できる体制づくりを行います。 ● 各小中学校においては、チーム学校としての相談体制の推進を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや地域学校教育課内こども支援センター等と連携を図り、組織的な支援体制のさらなる充実を図ります。 ● 各小中学校においては、チーム学校としての相談体制の推進を図るとともに、スクールソーシャルワーカーと連携を図ります。また、組織的な支援体制のさらなる充実のために、播磨町こども支援センターとも情報共有するなど連携を図ります。	地域学校教育課
2	教育支援センター（ふれあいルーム）の充実 ● 不登校傾向にある児童生徒への早期対応と相談事業の充実を図るとともに、個々に応じたゆとりある活動と自立支援等を行い、児童生徒の自信や自尊感情を高める居場所づくりを行います。 ● スクールソーシャルワーカーを活用することにより、関連機関とチーム連携を図り、環境の改善を図ります。 ● 家庭から近いコミュニティセンターに、「何をしてもよい、何もしなくてもよい」をコンセプトにした児童生徒の居場所の一つとして「コミセンサテライト」を設置します。	地域学校教育課
3	不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備 ● 不登校・ひきこもり、また青年期の若者を取り囲む様々な問題に適切な対応が図られるよう、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえて、教育・福祉・保健が連携した取り組みを行います。	こども課 地域学校教育課

No	取り組み	担当課
	●学校訪問などにより関係機関のネットワークの実現、連携した取り組みを図り、ひきこもりに関する相談体制を充実します。 ●ひきこもり等の問題を抱える家族等を対象に、精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談や情報交換の場等を設定します。 ●学校だけでは解決困難ないじめ問題をはじめ、問題行動や不登校などの未然防止及び早期発見・解決に向けた体制づくりを進め、適切な対応を図ります。	

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

若者

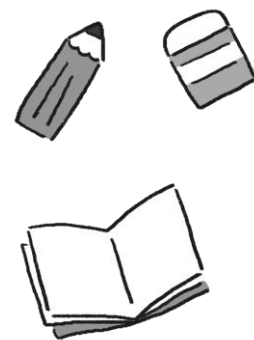
播磨町にはフリースクールがない。学校には絶対に行かないといけないとは思わないので、ほかのところで出席扱いにするなど選択肢が増えるといい

子育て
当事者

不登校支援とその情報提供をしてほしい
保健室とは違う、不登校のこどもが気軽に集まれる部屋が学校の中にあるといい

関係団体

学校でなくても学ぶ機会はつくれる、学校だけがすべてではないという認識を学校側も共有しておくべきだと思う



基本施策4 次世代を担う青少年や若者への支援

現状と課題

- アンケート調査では、学校や仕事以外の活動について「何もしたことがない」が約7割、今後についても「何もしたくない」が約4割となっており、若者が地域とつながりを持てるよう、様々な活動に関心を持つことができる環境づくりが必要です。
- アンケート調査では、結婚や子育てに関することも含め、経済的な不安を抱える若者が多いことがうかがえます。結婚や子育てにあたっての経済的な不安等を解消し、将来に希望を持つことができるような支援、情報発信が重要となります。

方向性

- 若者の結婚や子育てに対する不安を解消し、希望を叶える取り組みを推進するとともに、こども・若者の視点に立ち、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	犯罪被害や有害情報から守る取り組みの推進 ●児童生徒が犯罪等に巻き込まれることのないよう、地域の公園やコンビニエンスストア等と連携し、街頭指導や声掛け活動などを行います。 ●安全・安心な生活を確保するため、通学路を中心に見守りカメラを設置します。 ●各小中学校において情報モラル研修によるネット犯罪被害防止のための講演会を実施します。 ●青少年問題協議会を開催し、青少年育成に係る現状と課題の共有を図るとともに、育成・支援・啓発等の取り組みについて検討し、実施につなげます。	危機管理課 地域学校教育課
2	社会貢献、社会参加、自立できる力の育成 ●「二十歳のつどい（旧成人式）」の開催にあたり、公募による実行委員が運営に関わることにより、主体的な参加と事業の活性化を図ることを通じて、大人としての自覚と社会的自立を推進します。 ●15～49歳の働くことに悩みを抱えている人を対象とした若者就労相談や各種セミナーの実施を通じて職業的自立に向けた支援を行います。	協働推進課 産業環境課
3	結婚・出産・子育てを希望する若者への支援 ●結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越し費用に補助金を交付します。 ●若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、播磨町で結婚しこどもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、若者を応援する機運を醸成します。	協働推進課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

若者

将来、播磨町で結婚、子育てをしていきたいので、支援に力を入れてほしい
結婚、出産を望まない若者が増えているので、金銭面、家事や育児と仕事の両立による精神的負担を解決できる支援施策を期待している

基本目標4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

基本施策1 こどもの権利や意見の尊重

現状と課題

- 「こどもの権利」の認知度はこども・保護者ともに約3割となっています。
- すべてのこども・若者の意見表明の機会と意見の尊重は、こども基本法の基本理念となっています。地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て当事者の声を聴き、反映させることが義務付けられていることから、様々な場面でこどもの意見を表明できる環境をつくり、意見を十分に聴き、施策等に反映することが重要です。
- アンケート調査では、こども・若者が意見を伝えやすい方法や手段について、インターネットで伝えることや匿名で伝えられることが重要視されています。また、伝えた意見がどのように扱われるかがわかることも求められていることから、それらを踏まえた意見聴取の工夫が必要です。

方向性

- こどもの権利を守ることやこども・若者を権利の主体として認識することを社会全体で共有するため、周知・啓発に努めます。
- こども・若者の視点に立ったまちづくりを進めるため、様々な機会を通じてこども・若者の意見を聴き、施策等に反映していきます。また、インターネット等の活用など、こども・若者が意見を伝えやすい環境を整えます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	「子どもの権利条約」の普及・啓発 ●こどもの権利に対する認識を深めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の理解促進を図る啓発活動を行い、こどもの権利が保障される地域づくり・意識づくりに取り組みます。 ●「こども条例」を制定し、こどもの権利を保障し、豊かなこども期を過ごすことができるよう、地域づくり・意識づくりに取り組みます。	こども課 地域学校教育課
2	こども・若者の意見の聴取・反映 ●こども・若者が意見を表明する権利について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこども・若者の意見聴取と反映については、全庁的に取り組みます。 ●より多くのこども・若者や子育て当事者の声を聴く方法をはじめ、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法について検討を進めるとともに、参画しやすくなるよう積極的な情報提供に取り組みます。	こども課 地域学校教育課 総務課

No	取り組み	担当課
	●役場においてトライやる・ウィークの受け入れを行うことで、まちづくりに関する意見交換の場とするとともに、行政に触れ、まちづくりを身近に感じられる場を提供します。 ●小学生議会、中学生議会を実施するにあたり、児童生徒は、議会に向けた授業や教育活動に取り組むことで、社会の仕組みを知る機会となると同時に、全庁的にこどもの意見を取り入れた施策を展開します。	
3	こども参画型事業の推進 ●まちづくりや環境問題、防災、青少年健全育成活動などの広報・啓発活動に、こどもの参画を広く募り、こどもの視点を活かしたまちづくりに取り組みます。 ●児童生徒が日常生活や学校生活の中で感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたりするなど、こどもが中心となった活動を企画・立案し、推進します。	地域学校教育課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども

自分の意見を言える機会をつくってほしい
意見を伝えやすいようにアンケートや目安箱があったらいいと思う

関係団体

こども・若者との関わりを高めて、まずは意見聴取から取り組みたい
こどもが気軽に訪れて自分の話ができる場所づくりが必要



基本施策2 多様な居場所・活動・体験の充実

現状と課題

- こどもたちにとって家庭と学校以外の第三の居場所として、安心して過ごせる居場所づくりが全国的に求められています。本町においても、そのニーズは高まっており、こどもたちが遊びや交流、学習などができる場所づくり・空間づくりに取り組むことが重要です。
- 本町においては、多くの団体が小学生の放課後の居場所づくりや親子の居場所づくりなどに取り組んでいますが、関係団体ヒアリングでは、運営費やスタッフの確保が課題としてあがっており、活動継続のための支援が求められます。

方向性

- 町内の各施設の活用や地域住民との協働により、こどもの体験機会や交流機会の創出に努めます。
- こどもの居場所づくりを町全体で進めるため、団体の継続的な運営への支援や団体同士の連携体制の確立に取り組めます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	身近な遊び場等の整備 ●地域のこどもたちが気軽に遊び、自然と親しみ、地域住民とふれあえる場として町内各地区に設置されている公園や広場の活用を促進するとともに、古宮大池東広場の公園整備を行います。老朽化した遊具等の公園施設を順次更新するなど、こどもが安全にのびのび遊べる環境づくりに取り組みます。	土木課
2	こどもの居場所づくり ●家庭と学校以外のこどもたちが安心して過ごせる居場所として、友達と遊んだり学習をしたりして過ごせる場所を官民連携のもと創出します。 ●こどもの居場所づくり、子育て支援活動を行う、団体が安定して運営を継続できるよう支援に努めます。また、新たな団体の発掘に努め、新規の居場所の開設への支援を行います。	こども課
3	異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実 ●地域の各福祉施設等をこどもの遊び場や地域住民とこどもとの交流の場、子育てサークルの活動の場など子育て支援の拠点として柔軟かつ有効に活用するとともに、子育て支援の拠点を保健事業の場に利用するなど他分野との共同事業を拡大します。 ●子育て支援センターにおいて、小学生の利用促進に向け、利用日・利用時間の拡充や小学生対象の講座の充実に努めます。 ●小学校低学年では、生活科の授業での地域の方々からの昔遊び等の伝承や、小学校クラブ活動でのゲストティーチャーとしての交流等を通じて、地域との関わりを促進します。 ●児童館での長期休暇中の中学生・高校生との交流会の実施を検討します。	こども課 地域学校教育課

No	取り組み	担当課
4	地域スポーツ・文化活動の推進 ●総合型地域スポーツクラブ（スポーツクラブ21はりま）、中央公民館やコミセンなどと連携し、公共施設や学校教育施設を中心に様々な教室、イベントを実施し、あらゆるこどもがスポーツ・文化活動に取り組める環境を整備します。 ●中学校部活動地域移行（地域展開）においては、生涯学習社会の実現に向けて、関係団体と連携し、本町のスポーツ・文化・芸術環境のさらなる充実を図ります。また、関係団体における系統的指導体制を確立することで、中学生にとって持続可能で適切なクラブライフを享受できる環境を整備します。	協働推進課 地域学校教育課
5	子ども会活動等の充実 ●子ども会会員数が減少していることから、支援の方法や組織のあり方について検討します。	協働推進課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども

ボール遊びができる公園がほしい
年齢や性別に関係なく、楽しく安心できる場所がほしい

若者

昔は子ども会があったが、今はこどもが忙しく行事等に参加できない

子育て
当事者

支援センターが学校や園に通っている子も利用できるといい
小学生から高校、大学生までをサポートできる施設があれば異年齢で交流したり
仲間の輪が広がると思う

関係団体

こどもたちの居場所となる場所の経費等の支援を行っていただきたい



基本施策3 こどもの安全の確保

現状と課題

- こどもを狙った犯罪やインターネット利用に関するトラブルなど、こどもを取り巻く様々な問題に対する保護者の不安が高まっています。アンケート調査では、重要だと思える支援について、「チカンや子どもへのいたづら等に対する防犯対策の充実」が5割程と高くなっています。
- こどものメディアの利用について、インターネットを利用している割合は、小学生では4割以上、中学生では約7割となっています。利用により、ゲームでの課金やSNS等でのいやがらせなどのトラブルが発生していることが懸念されます。

方向性

- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するため、地域で防犯活動やこどもの登下校時の見守りを行うとともに、学校、地域、保護者が情報を共有し、連携して対策を進めます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	こどもや子育てにやさしいまちづくり ●こども連れの親が、安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路、公園の段差解消などバリアフリー化を進めます。 ●新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインの視点に立ち、こどもを含めたすべての住民が利用しやすいよう、移動円滑化整備ガイドラインに基づき整備を推進します。	土木課
2	街灯補助事業 ●自治会が防犯の目的で、既設街灯をLED街灯に取り換える場合やLED街灯を新設する場合において工事費の補助を行うとともに、自治会が設置する街灯の電気代に対しても補助を行い、地域における犯罪の未然防止に取り組めます。	危機管理課
3	防犯対策事業の推進 ●こどもを犯罪被害から守るため、防犯の視点から公共施設等の整備を進めるとともに、住民が組織する防犯活動団体への補助を通して、コミュニティ組織による地域安全活動の充実や防犯活動を促進します。 ●防犯協会や防犯連絡所が、地域安全活動の拠点として、地域でのパトロールや啓発活動を行うための後方支援を行います。 ●「播磨町みまもりパトロール」として青色パトロールカーで、下校時の通学路などを巡回し、犯罪・事故の未然防止を図ります。 ●町内全域に通学路を中心に見守りカメラを250台設置のうえ、こどもたちの安全・安心を守ります。 ●見守りカメラに BLE タグの検知器も搭載し、タグを持ったこどもたちの場所を検知できる仕組みづくりを推進します。	危機管理課

No	取り組み	担当課
4	地域安全事業の推進 ●各小学校区に設置されている「こどもを守る110番の家」の取り組みを充実し、新たに設置していただける方の募集を適宜行います。 ●学校・地域・警察との連携を図り、特に不審者情報については学校と警察間で迅速な情報の共有ができる体制を構築することで、見守りの強化を図り、安全な地域コミュニティづくりを推進します。 ●メールにより不審者情報を提供するなど、地域での情報共有と防犯への取り組みを強化します。 ●播磨町商工会と連携して、「こどもを守る店」を設置いただける店舗の募集を適宜行います。こどもたちの見守りや、安全・安心な生活の取り組みを推進します。	地域学校教育課
5	こども自身の防犯意識の向上 ●警察と連携し、防犯教室の実施、学習等による防犯指導や防犯訓練を行うとともに、小学生を対象に防犯用品（下敷き等）の配布を行い、こども自身の防犯に対する意識の向上に取り組みます。	危機管理課 地域学校教育課
6	学校・園の安全確保を図る取り組みの推進 ●最近の学校・園での犯罪発生を踏まえ、マニュアルに沿った防犯訓練や専門家による実地研修の実施、不審者情報の共有や注意喚起を行い、学校・園での安全確保に努めます。 ●学校における不審者侵入対応等、児童生徒の安全を第一とした防犯教育の計画実施を推進し、多様化する問題に対応できる内容の見直しを進めます。 ●小学1年生の安全・安心な登下校のために、町内全小学1年生を対象に見守りタグの利用料を助成します。また、各小学校靴箱付近に見守りカメラ検知器を設置します。	地域学校教育課
7	交通安全教育・啓発事業の推進 ●こどもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動に取り組むとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校において、警察の協力のもと、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を実施します。	危機管理課
8	通園・通学の安全確保の推進 ●自転車乗用中の幼児・児童のヘルメットの着用に向けた啓発活動を行います。 ●通園・通学路の安全点検を実施するとともに、通学路安全推進会議を定期的に開催し、こどもの安全に配慮した道路改修や防犯灯設備の充実など、危険箇所の改善に努めます。 ●学校安全ボランティアやPTA等と連携して、こどもたちの通園・通学の安全確保に取り組みます。	教育総務課 危機管理課 土木課

No	取り組み	担当課
9	安全・安心なインターネット利用の推進 ●青少年がSNS等のインターネットを安全・安心に利用できるよう、地域や家庭への啓発を推進するため、小中学校で児童生徒と保護者向けに講演会を定期的に実施します。	地域学校教育課
10	「大人が変われば、子どもも変わる運動」の推進 ●大人自身が姿勢を正し、モラルの向上に努めながら、地域の教育力を高める取り組みを推進するため、地域で活動する少年補導委員や地域教育推進委員を中心に幅広い啓発活動に取り組みます。 ●少年補導委員については、年20回町内補導を行い、コンビニ等へ青少年愛護条例の内容を伝え、成人雑誌の陳列などの確認や指導を行うなど、環境浄化活動の一層の充実を図り、地域や家庭への啓発運動に取り組みます。	地域学校教育課
11	社会環境の点検活動の推進 ●県民局の活動推進員と連携し、青少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、青少年育成推進委員会で対策を検討します。	協働推進課
12	青少年対策事業の推進 ●住民が大勢集まる場で、啓発グッズを配布したり、暴走族追放・少年非行防止の街頭啓発活動により、青少年健全育成に対する理解の促進を図るとともに、少年非行における問題点を整理し、他市町との連携のもと、健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	協働推進課
13	地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進 ●各学区組織との連携による地域住民の防犯パトロールや見守り活動、あいさつ運動や声掛け、街頭啓発、補導活動や青少年問題協議会の開催など、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。 ●自治会等へ補助制度の啓発を進めるとともに、見守り活動等を実施する地域団体等への補助金を交付します。	協働推進課 危機管理課 地域学校教育課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

こども 街灯をもっと設置して明るくしてほしい

子育て当事者 ベビーカーも通りやすいよう、歩道を広げたりバリアフリーにほしい
通学路に歩道や信号を設置してほしい



基本目標 5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

基本施策 1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

現状と課題

- 児童虐待は全国的に増加傾向にあり、本町においても児童虐待の相談件数は増加しています。アンケート調査では、虐待を見たり聞いたりした場合の対応について、「特に何もしなかった」が約6割となっており、虐待に気づいた際に、つなぐ先や相談先について周知し、地域全体で虐待を防止する意識の醸成が重要です。
- 保護者が子育てを家庭で抱え込み、こどもにあたってしまうことが見受けられることから、子育て家庭やこどもの SOS を可能な限り早期に把握し、支援につなげることが重要です。

方向性

- 児童虐待の周知・啓発に努め、未然防止に取り組むとともに、発見した際に迅速な対応や支援につなげることができる体制づくりに努めます。
- 妊娠中からハイリスク家庭の把握を行うとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携し、保護者が悩みを抱え込まないよう支援を行います。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	児童虐待防止ネットワークの推進 ●要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、さらには被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な対応を行えるよう体制を整備します。 ●教育委員会と定期的に情報交換を行います。また、地域住民や NPO 等地域に根ざした組織・団体にも啓発を行い、児童虐待予防のためのきめ細やかな取り組みを強化し、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、セーフティネットの構築に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会代表者会議（年1回）、実務者会議（年6回）、ケース会議（適宜）を開催します。 ●児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、こども家庭センターを設置し、包括的な支援を行います。	こども課
2	虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進 ●「189（いちはやく）」の周知、SNSの活用を図るなど、虐待を発見した場合の通報体制を地域住民・保護者に周知し、虐待の早期発見・早期対応につなげます。	こども課 地域学校教育課

No	取り組み	担当課
	●児童虐待予防の視点を持ちながら、虐待が疑われる事案や虐待と認識される事案について、学校・園、障害福祉サービス事業所等と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、研修等を通じて情報提供について呼びかけるなど、教職員等への意識付けを行います。 ●新生児訪問時や乳児健診等で、揺さぶられ症候群について、また幼児が泣き止まないときの対応等具体的な方法について指導するとともに、子育て世代包括支援事業体制を充実させます。 ●地域学校教育課内のこども支援センターやスクールソーシャルワーカーと庁内での情報交換を定期的の実施するとともに、家庭支援について検討を図ります。	
3	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援 ●地域・学校・保健・福祉・医療等の関係機関が連携を図り、子育て世帯訪問支援事業や養育支援訪問事業等の家庭支援事業によって、妊娠中からのハイリスク家庭の発見と支援を推進します。 ●親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）などを活用し、虐待の予防に努めます。 ●支援が必要な家庭について関係機関によるケース会議を開催し、各種事業の活用につなげ支援を行います。	こども課
4	家庭支援事業の充実 ●子育てに関する悩みを抱えるなど、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等がその家庭を訪問し養育に関する指導などを実施して、問題の解決や負担軽減に努めます。	こども課
5	子育て世帯訪問支援事業の実施 ●ヘルパー等の訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防止します。	こども課

こども・若者・子育て当事者関係団体からの声

関係団体

こどもたちの異変に気づいたときは、そのことを早く学校・地域等がを見つけ、役場等に連絡し、自然な流れで支援に入れる仕組みがあればいいと思う

こどもの成長が家庭の環境に左右される現状をよく見るので、こどもを守り育てるためにも、親を育てる取り組みができればと思う

基本施策2 ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 本町のひとり親世帯は240世帯程となっており、経済的に困難を抱えやすい状況となることから、経済的支援や就労支援を行い、保護者の生活の安定を図ることが重要です。

方向性

- ひとり親家庭の保護者への経済的支援や就労支援を行うことで、こどもの生活の安定を図ります。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	児童扶養手当の支給 ●両親の離婚等により、保護者等と生計を同じくしていない児童を監護・養育している場合に、その養育者に手当を支給します。 ●支給にあたっては、必要な人に必要な情報が届くよう、対象者の把握や情報提供の方法について検討します。	こども課
2	母子家庭等医療費助成事業 ●ひとり親家庭の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、母子家庭等に医療費の助成を行います。	保険課
3	保護者の仕事の安定に関する支援 ●ハローワークにおいて、ひとり親家庭への就労支援を行うとともに、相談会の実施等について周知を行います。	健康福祉課
4	相談支援体制の充実 ●民生委員・児童委員が研修等を通して知識を深め、ひとり親家庭等の相談相手となり、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	健康福祉課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

子育て
当事者

こどもたちに我慢ばかりさせてしまっているので、給付金をもう少し上げるか補助金制度をつくってほしい

養育費を払ってもらえていない家庭に支援をしてほしい

関係団体

母子家庭等にお米の支援をしている

基本施策3 こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進

現状と課題

- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な体験機会、進学などの機会など、様々な面で影響を及ぼします。こども・若者が生まれ育った環境で将来をあきらめてしまうことがないよう、また貧困を連鎖させないために、貧困対策に取り組む必要があります。
- アンケート調査では、お世話をしている家族がいる人は小学生で約3割、中学生で約1割となっており、きょうだいの世話をしているこどもが多くなっています。
- 関係団体ヒアリングでは、貧困やヤングケアラーの問題は自ら声をあげることが難しいため、表面化しにくく、支援が難しいという指摘があがっています。

方向性

- 貧困やヤングケアラーについては、問題が表面化しにくいことから、学校や地域と連携して実態の把握に努めるとともに、アウトリーチを含めた支援に取り組めます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	連携による教育支援の推進 ●スクールソーシャルワーカー（SSW）の各中学校区への配置と、スクールカウンセラー（SC）を教育委員会内こども支援センターに配置することで相談体制の充実を図り、庁内関係各課とも連携することで早期対応ができる体制の構築に努めます。 ●特別な配慮の必要な児童生徒に対し、就学・進路相談を実施するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実を図ります。 ●こども支援センター専門指導員から学校教員への指導・支援を積極的に行い、知識・スキルの向上につなげます。 ●児童生徒の日々の様子について地域の方々による登下校の見守りや民生委員児童委員協議会等との連携を強化することで、児童生徒の困り感に寄り添います。	地域学校教育課
2	ヤングケアラーへの支援 ●子育て世帯訪問支援事業により、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。 ●こどもたちのヤングケアラーへの認知を高めるとともに、助けを求めやすい環境づくりに努めます。	こども課

No	取り組み	担当課
3	教育費負担の軽減 ●経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費等について1年を通じて適正に支給し、また給食費については町が負担します。 ●勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な義務教育以降の進学を支援するため、義務教育以降の進学支援として、奨学金を貸与します。	教育総務課
4	地域における学習支援 ●地域人材の参画を得て、こどもの学習支援、学校の環境整備、放課後の居場所づくり等を推進します。 ●学校と地域の連携に向けた機運の醸成を図り、学習支援のさらなる充実、発展に取り組みます。	地域学校教育課
5	その他の教育支援 ●学びなおしたい様々な年齢・国籍の人の義務教育の機会を確保するため、夜間中学校への就学を援助するための体制整備に取り組みます。	地域学校教育課
6	保護者の仕事の安定に関する支援 ●関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者を対象に、生活困窮からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。	健康福祉課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

若者 奨学金返済などで金銭的に困っている若者は多い

子育て当事者 制服や学用品のすべてを対象にして、寄付やレンタル、交換できるリサイクル事業を拡充してほしい
物価高、教育費などの支出が増えて、非課税家庭でなくても余裕がない状態

関係団体 貧困・ヤングケアラーの問題は表面化しないため、一歩踏み込んだアウトリーチが必要だが、苦慮している



基本施策4 外国籍のこどもへの支援

現状と課題

- 本町では、外国籍の親とこどもが増加しており、そうした家庭は言語の壁などにより本来こどもが受けるべき教育や支援を受けられないケースも散見され、社会問題となりつつあります。外国籍の親は言葉の壁により困難を抱えることが多いため、日本語学習等、親への支援を行うことで、こどもの生活の安定につなげることが重要です。
- 町内の施設や居場所等において外国籍のこどもを受け入れる体制の確保に取り組んでいます。

方向性

- 外国にルーツを持つこども・若者の不安を軽減し将来に夢を持って暮らすことができるよう、保護者の生活の安定を図るとともに、様々な場所での受け入れ体制の整備に取り組めます。

具体的な取り組み

No	取り組み	担当課
1	外国籍児童・生徒への支援 ●関係課や播磨町国際交流協会と連携し、小中学校に在籍している外国籍児童生徒を対象に、母語を話すことができる多文化共生サポーターを配置し、翻訳や通訳、保護者支援等を行います。 ●各学校の学級編制の状況や、就学前または不就学の外国人児童生徒等に係る状況確認と指導対象となる外国人児童生徒等について情報の共有を行います。	地域学校教育課
2	外国籍の保護者への支援 ●外国籍の保護者が言語の壁により、日常生活で不便が生じたり、適切な制度の利用などができないことがないよう、日本語や日本の生活様式・文化を学ぶ機会を提供します。 ●外国籍の保護者が子育てに関して適切に支援が受けられるよう、子育て情報の提供、相談体制の充実に努めます。	協働推進課

こども・若者・子育て当事者・関係団体からの声

子育て
当事者

外国籍のお子さんなどみんなで普通にあたりまえに遊べる環境があればいいと思う

関係団体

SNS等を使ってアンケート等を実施し、直接的な声を聴きながら活動を改善したり、外国籍のこどもも分け隔てなく受け入れる体制にしている

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するもので、本町においては、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めます。

2. 事業量の設定について

本町における各事業に対して定める「量の見込み」については、令和6年度から実施した就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果や各種事業の利用実績、今後の動向等を踏まえて算出しています。

3. こども人口の推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から11歳の人口推計結果をみると、年々減少することが予想されています。12歳から17歳の推計結果では、やや増加傾向となっています。

■こども人口の推計

単位:人	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	232	230	230	230	230
1歳	267	255	253	253	253
2歳	272	280	267	265	265
3歳	291	285	293	279	277
4歳	279	303	297	305	291
5歳	308	287	311	304	313
合計	1,649	1,640	1,651	1,636	1,629

単位:人	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
6歳	337	317	295	320	313
7歳	305	336	316	294	319
8歳	368	310	342	321	299
9歳	389	369	311	343	322
10歳	319	389	369	311	343
11歳	387	320	390	370	312
合計	2,105	2,041	2,023	1,959	1,908

単位:人	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
12歳	348	386	319	389	369
13歳	362	349	387	319	390
14歳	353	363	350	388	320
15歳	360	354	364	351	389
16歳	329	356	350	360	348
17歳	361	331	358	352	362
合計	2,113	2,139	2,128	2,159	2,178

4. 量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育事業

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定こども園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

■認定区分

認定区分			該当施設				
認定区分	こどもの年齢	保育の必要性※	幼稚園	認可保育所	認定こども園		地域型保育
					教育	保育	
1号認定	3～5歳		○		○		
2号認定(教育)		○	○		○		
2号認定(保育)		○		○		○	
3号認定	0～2歳	○		○		○	○

※保護者の就労や病気、就学等、保育を必要とする事由に該当する場合。

① 3歳以上のこども

【量の見込みと確保量】

■教育を希望するこども

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見 込み	1号認定		人	328	322	327	318	311
	2号認定(教育希望)			25	29	43	44	47
	合計			353	351	370	362	358
②確保の 内容	確保量	幼稚園(うち 幼稚園＋一時 預かり)	人	280(25)	255(29)	230(43)	205(44)	180(47)
		認定こども園		180	190	190	190	190
		合計		460	445	420	395	370
	箇所数	幼稚園	箇所	2	2	2	2	2
		認定こども園		5	6	6	6	6
	過不足(②－①)			人	107	94	50	33

【確保方策】

○令和5年度(2023年度)から、播磨西幼稚園が幼保連携型の認定こども園に移行し、令和7年度(2025年度)から、播磨保育園が保育所型の認定こども園に移行することから、幼稚園2か所、認定こども園5か所での提供体制となっており、さらに令和8年度(2026年度)から幼保連携型の認定こども園を新設することで確保体制を拡充していきます。

○1号認定については、町立幼稚園における利用定員の設定が過剰となっているため、段階的に利用定員の減員を行います。なお、利用定員の過剰分は、幼稚園型一時預かり事業を並行して利用することにより、2号認定の不足分の確保に充てます。

■保育を希望する子ども

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見込み	2号認定(保育希望)		人	473	476	486	486	488
②確保の内容	確保量	認可保育所	人	0	0	0	0	0
		認定こども園		467	521	521	521	521
		幼稚園＋一時預かり		6	0	0	0	0
		合計		473	521	521	521	521
	箇所数	認可保育所	箇所	0	0	0	0	0
		認定こども園		5	6	6	6	6
過不足(②－①)			人	0	45	35	35	33

【確保方策】

○令和7年度(2025年度)から、播磨保育園の認定こども園化に伴い、利用定員の増加を図り、さらに令和8年度(2026年度)から幼保連携型の認定こども園を新設することで提供体制を確保します。これによって2号認定の確保方策が過剰気味になるため、今後の2号認定の利用定員の設定については慎重に検討する必要があります。

② 3歳未満の子ども

【量の見込みと確保量】

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見 込み	3 号認定	0歳児	人	55	54	54	54	54
		1 歳児		145	149	150	154	160
		2歳児		160	164	165	170	175
		合計		360	367	369	378	389
②確保の 内容	確保量	認可保育所	人	0	0	0	0	0
		認定こども園		259	290	290	290	290
		小規模保育		37	37	75	75	75
		合計		296	327	365	365	365
	箇所数	認可保育所	箇所	0	0	0	0	0
		認定こども園		4	5	5	5	5
		小規模保育		2	2	4	4	4
過不足(②－①)			人	▲64	▲40	▲4	▲13	▲24

【確保方策】

○3号認定については、確保量を上回る量の見込みとなっていますが、本町においては、認定こども園の弾力的な運営により受け入れ人数を確保していることから、受け入れは可能であると考えています。

○今後、女性就業率の上昇による利用の増加も予測されることから、令和9年度に小規模保育事業所2か所の開所に向けて整備を進めます。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		人	－	21	19	18	15
②確保の内容	確保量	人	－	0	0	0	0
	箇所数	箇所	－	0	0	0	0
過不足(②－①)		人	－	▲21	▲19	▲18	▲15

【確保方策】

○国の基準では令和8年度から開始することになっている事業です。本町においては、当分の間生じるであろう0歳から2歳までの待機児童の解消が喫緊の課題であり、こちらの課題に注力する必要性が高いため、待機児童の解消に注力しつつ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の需要の把握、担い手となり得る事業者の選定等の調査・検討を行います。

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名
① 延長保育事業（時間外保育事業）
② 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
④ 地域子育て支援拠点事業
⑤ 一時預かり事業
⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧ 利用者支援事業
⑨ 妊婦健康診査事業
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑪ 産後ケア事業【新規】
⑫ 養育支援訪問事業
⑬ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
⑭ 児童育成支援拠点事業【新規】
⑮ 親子関係形成支援事業【新規】
⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑰ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

① 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

保育所や認定こども園に就園する園児（2号・3号）の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	89	103	104	104	103
②確保の内容	確保量	人	89	103	104	103
	箇所数	箇所	3	3	3	3
過不足(②－①)		人	0	0	0	0

【確保方策】

○私立認定こども園2か所及び私立小規模保育事業所1か所において実施しており、現在の提供体制を維持していきます。

② 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1年生	人	142	140	136	154	157
	2年生		108	125	124	121	138
	3年生		103	87	97	92	86
	4年生		88	91	83	99	99
	5年生		40	46	42	33	35
	6年生		39	31	37	34	28
	合計		520	520	519	533	543
②確保の内容	確保量	人	550	550	550	550	550
	箇所数	箇所	10	10	10	10	10
過不足(②－①)		人	30	30	31	17	7

【確保方策】

- 計画期間中において量の見込みが増加傾向となっていることから、待機児童が発生しないよう、小学校の余裕教室を活用して増設するなど、提供体制の確保に努めます。
- 開所時間の延長については、現在の体制（平日や学校休業日の18時から19時）でニーズに対応できるため、現在の提供体制を維持していきます。
- 学童保育における安全・安心な環境の確保に努めるとともに、放課後子ども教室との連携や公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の病気等の理由により、家庭においてこどもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人日	38	37	37	36	36
②確保の内容	確保量	人日	38	37	37	36
	箇所数	箇所	21	21	21	21
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

○乳児院、児童養護施設、母子自立支援施設、里親等で実施しており、量の見込みに対する提供体制は確保できています。ただし、状況により、施設が受け入れ困難なこともあることから、委託先の拡充に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人日	24,293	24,563	24,531	24,914	25,363
②確保の内容	確保量	人日	24,293	24,563	24,914	25,363
	箇所数	箇所	2	2	2	2
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在の2か所の子育て支援センターでの提供体制を維持するとともに、低年齢児にとどまらず、広く就学前児童を中心とした利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

⑤ 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、こどもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。

【量の見込みと確保量】

■幼稚園型

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見 込み	1号認定		人日	17,441	14,999	12,522	11,740	10,688
	2号認定			6,200	5,800	8,600	8,800	9,400
	合計			23,641	20,799	21,122	20,540	20,088
②確保の 内容	確保量		人日	23,641	20,799	21,122	20,540	20,088
	箇所数	公立	箇所	3	3	3	3	3
		私立		0	0	0	0	0
過不足(②－①)			人日	0	0	0	0	0

■幼稚園型以外

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見込み			人日	2,377	2,570	2,658	2,710	2,777
②確保の 内容	確保量	認定こども園	人日	2,377	2,570	2,658	2,710	2,777
		ファミリー・サポ- ト・センター		198	202	208	211	215
		合計		2,575	2,772	2,866	2,921	2,992
	箇所数		箇所	1	1	1	1	1
過不足(②－①)			人日	198	202	208	211	215

【確保方策】

- 就労する保護者の増加により、今後もニーズは高い状態で推移することが予測されるため、安定的な供給に努めます。
- 幼稚園型については、町立幼稚園2か所及び町立認定こども園1か所において、提供体制が確保できる見込みです。
- 幼稚園型以外については、私立認定こども園及びファミリー・サポート・センターにおいても提供体制を確保していきます。また、ファミリー・サポート・センター以外の一時預かり事業も推進していきます。

⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

病気により集団での保育が困難なこどもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、こどもを預かる事業です。

【量の見込みと確保量】

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見込み			人日	272	285	303	315	327
②確保の 内容	確保量		人日	272	285	303	315	327
	箇所数	病児対応型	箇所	1	1	1	1	1
		病後児対応型		1	1	1	1	1
過不足(②－①)			人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

- 令和4年度に病児保育施設が1か所開設され、現在2か所で実施しています。今後も現在の提供体制を維持していきます。
- 近隣の自治体の所管に属する病児保育事業所をそれぞれの住民が利用しやすくなるよう、協定を締結するなどし、広域的な利用も視野に入れた確保方策に努めます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

【量の見込みと確保量】

		単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
①量の見 込み	就学前	人日	198	202	208	211	215
	小学生		79	83	88	91	95
②確保の 内容	確保量	人日	198	202	208	211	215
	箇所数	箇所	79	83	88	91	95
過不足(②－①)		人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

- 令和6年4月現在、提供会員（両方会員含む）69人で対応しています。今後も、現在の提供体制を維持していきます。
- 実際に活動できる提供会員が少ないことから、ファミリー・サポート・センター事業以外で支え合い活動を行っている団体との活動・連携も進めていきます。

⑧ 利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施する事業です。「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」のほか、身近な場所で相談ができる「地域子育て相談機関」、支援を必要とする妊産婦を伴走的に支援する「妊婦等包括相談支援事業型」があります。

【量の見込みと確保量】

■基本型・特定型・こども家庭センター型

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	箇所	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	箇所	0	0	0	0	0

■妊婦等包括相談支援事業型

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	回	690	690	690	690	672
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	690	690	690	690	672
過不足(②-①)	回	0	0	0	0	0

【確保方策】

- 令和7年度より、新たに「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」の事業に取り組みます。窓口はこども課に一本化し、連携して支援を行います。
- こども家庭センター型は、妊娠期の悩みごとや健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。
- 妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

⑨ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票（助成券）を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	受診人数(≒0歳児数)	人	390	389	389	389	384
	健診回数(延べ回数)	回	2,940	2,933	2,933	2,933	2,895
②確保の内容	確保量	人	390	389	389	389	384
	箇所数	箇所	3	3	3	3	3
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

【確保方策】

○県内の妊婦健康診査事業協力医療機関等で助成券は利用可能となっていますが、妊婦健康診査事業協力医療機関以外で受診した場合は、利用者からの申請による償還払いで対応します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	232	230	230	230	230
②確保の内容	人	232	230	230	230	230
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

○この事業は、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が訪問して実施してきましたが、令和5年4月以降の出生児については、助産師・保健師による新生児訪問を実施しました。そのため、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）については、子育て支援センターでの「すくすく子育て事業」において、出生から1年間継続しての相談・見守りを継続実施しています。

⑪ 産後ケア事業

【事業概要】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人日	115	113	113	113	113
②確保の内容	人日	115	113	113	113	113
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

○医療機関や助産所にて、宿泊・通所サービス、訪問サービスによる産後ケア事業を実施しています。産婦の心身の負担の軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めます。

⑫ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保の内容	人	4	4	4	4	4
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

○養育支援訪問事業として、令和5年度までは、専門的な相談とヘルパー等の派遣を行っており、ヘルパー等の派遣については、社会福祉協議会へ委託して実施していましたが、令和6年度より、養育支援訪問事業を専門的な相談（養育支援訪問事業）と、訪問支援員（ヘルパー等）の派遣（子育て世帯訪問支援事業）に分けて実施しています。専門的な相談については、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士など専門職による相談体制を整えます。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	111	111	111	111	111
②確保の内容	人	111	111	111	111	111
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

○社会福祉協議会等へ委託して、訪問支援員（ヘルパー等）の派遣を行っています。育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待防止やヤングケアラーへの支援に努めます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保の内容	人	0	0	0	0	0
過不足(②－①)	人	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

【確保方策】

○本事業について、計画期間中に実施予定はありませんが、南部子育て支援センターの民間委託とともに検討を進めます。また、町内において家庭や学校以外の居場所づくりを進めることで、困難を抱える児童への支援に取り組みます。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	3	3	3	3	3
②確保の内容	人	0	3	3	3	3
過不足(②－①)	人	▲3	0	0	0	0

【確保方策】

○令和8年度より、播磨町児童発達支援センターにおいて実施予定です。

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業について、引き続き実施していきます。

⑰ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業について、今後必要に応じて検討していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関によって推進します。家庭をはじめ、認定こども園や小中学校、地域その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用などの様々な施策分野にわたるため、庁内関係部間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 国・県との連携

この計画に関わる施策は、国や県との連携を積極的に図るとともに、国や県の最新の法令や施策等を常に把握しつつ推進していきます。

町民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉、教育をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるため、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2. 計画の進捗管理

(1) 計画の評価・検証

各施策・事業においては、毎年、進捗状況及び目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行います。

計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進にあたっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証した結果を、子ども・子育て会議等において報告していきます。

(2) 計画の見直し・変更

計画期間に計画の見直し・変更をしようとする場合は、必要に応じ、こどもや若者、子育て支援に関するニーズ等を把握するためのアンケート調査等を実施し、その意見等を反映するとともに、子ども・子育て会議委員の意見を聴きながら行います。

(3) 情報提供・周知

広報紙や町ホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く町民に周知していきます。

3. 評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗管理を行います。

基本目標1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる

No	指 標	現状 (%)	目標 (%)
1	子育てについて、気軽に相談できる人(場所)がいる(ある)と答えた人の割合	就学前保護者：92.8 小学生保護者：94.2 中学生保護者：91.8	増加
2	子育ては孤独だと感じる人の割合の減少 (「常にあてはまる」「ときどきあてはまる」の合計)	就学前保護者：20.7 小学生保護者：18.6 中学生保護者：19.3	減少
3	子育て支援センターを利用したことがある人の割合	就学前保護者：68.1	80
4	子育て支援の支援者として活動したいと思う人の割合 (「すでに活動している」「近々やってみたい」「自分の子育てが落ち着いたらやってみたい」「退職後にやってみたい」の合計)	就学前保護者：49.9 小学生保護者：46.0 中学生保護者：45.3	60

基本目標2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

No	指 標	現状 (%)	目標 (%)
1	自分の体の状態で「特に気になることはない」と答えたこどもの割合	小学生：31.1 中学生：27.9	50
2	毎日、朝ごはんを食べるこどもの割合	小学生：87.8 中学生：82.9	増加

基本目標3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

No	指 標	現状 (%)	目標 (%)
1	自分のことが好きだと思うこども・若者の割合	小学生：37.5 中学生：31.2 若者：36.4	50
2	家族や周りの大人に大切にされていると思うこどもの割合	小学生：82.0 中学生：79.4 若者：84.8	90
3	学校生活が楽しいと思うこどもの割合	小学生：69.4 中学生：72.6	80
4	将来の夢や目標を持っているこどもの割合	小学生：82.3 中学生：61.1	増加
5	今後(将来)結婚したいと思うこども・若者の割合	小学生：45.6 中学生：46.3 若者：49.0	60
6	こどもを持ちたいと思うこども・若者の割合	小学生：57.6 中学生：49.2 若者：50.9	70

基本目標4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

No	指 標	現状 (%)	目標 (%)
1	「こどもの権利」の大人の認知度 (「名前も内容も知っている」と答えた人)	就学前保護者：29.7 小学生保護者：24.8 中学生保護者：25.8	60
	「こどもの権利」のこどもの認知度 (「知っている」と答えた人)	小 学 生 ：31.6 中 学 生 ：28.8 若 者 ：25.5	60
2	こどもからの意見や要望を聴き、それらを取り入れるように意識している人の割合 (「常にしている」と答えた人)	小学生保護者：38.7 中学生保護者：41.9	70
3	地域活動に参加している人の割合 (「よく参加する」「ときどき参加する」の合計)	就学前保護者：39.8 小学生保護者：45.3 中学生保護者：40.6	50
4	学校や仕事以外の活動への参加について「何もしたくない」と答える若者の割合の減少	若 者 ：41.8	30

基本目標5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

No	指標	現状 (%)	目標 (%)
1	こどもの将来のために貯蓄をしている人の割合	就学前保護者：66.7 小学生保護者：61.8 中学生保護者：59.2	70
2	身近なところでこどもの虐待を見たり聞いたりした場合に「特に何もなかった」割合の減少	就学前保護者：58.4 小学生保護者：55.1 中学生保護者：64.3	30

資料編

1. 計画の策定過程

年	月日	内 容
令和6年	4月18日	令和6年度 第1回播磨町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定用アンケートについて
	5月27日～ 6月14日	播磨町こども計画にかかるアンケート調査の実施
	7月～8月	関係団体ヒアリングの実施
	8月～9月	ワークショップ等の実施
	9月27日	令和6年度 第2回播磨町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画 令和5年度評価について ・目標事業量と確保方策(令和6年度進捗状況について) ・「(仮称)播磨町こども計画」にかかるアンケート調査結果の報告について ・「(仮称)播磨町こども計画」の課題、基本理念、基本目標、基本施策について ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について
	12月4日	令和6年度 第3回播磨町子ども・子育て会議 ・目標事業量と確保方策(令和6年度進捗状況について)の修正について ・「(仮称)播磨町こども計画」にかかる素案の検討について
令和7年	1月20日	令和6年度 第4回播磨町子ども・子育て会議 ・「(仮称)播磨町こども計画」素案について ・パブリックコメントの実施について
	1月24日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
	2月27日	令和6年度 第5回播磨町子ども・子育て会議 ・「播磨町こども計画」計画案について ・パブリックコメントの結果について

2. 播磨町子ども・子育て会議

(1) 条例

○播磨町子ども・子育て会議条例

平成25年9月3日条例第13号

改正

令和3年12月17日条例第30号

令和5年3月2日条例第4号

播磨町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、播磨町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの教育・福祉・保健に関する事業の関係者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	//	8,500
-------------	----	-------

附 則（令和3年12月17日条例第30号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日まで)

所属団体	役職名等	氏 名	備考
播磨町連合PTA協議会	会長	五百蔵 諭	
播磨町学童保育連絡会	相談役	大神 徳代	
住友精化株式会社	総務人事室兼人材開発センター グループリーダー	岡本 朋士	
播磨町労働者福祉協議会	会長	小川 雅史	
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子	
子育てサークル	エンジェルボイスサークル 代表（ニコニコの森 会計）	浅田 陽子	
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	松本 五子	
播磨町自治会連合会		非 公 開	
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹	
播磨町子育て支援センター		金尾 由美	
一般社団法人加古川医師会	くろだ小児科 院長	黒田 英造	副会長
播磨町教育委員会	蓮池幼稚園 園長	藤原 かおる	
播磨町教育委員会	播磨西小学校 校長	藤原 由香	
播磨町教育委員会	播磨中学校 校長	西野 直樹	
播磨町教育委員会	地域学校教育課 課長	河合 庸子	
播磨町教育委員会	教育総務課 課長	西田 恭一	
播磨町	健康福祉課 課長補佐	竹内 万梨	
兵庫大学教育学部教育学科	准教授	澤田 真弓	会長
公募委員		平岡 尚子	
公募委員		堀 千佳	

(任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日まで)

所属団体	役職名等	氏 名	備考
播磨町連合PTA協議会	会長	五百蔵 諭	
播磨町学童保育連絡会	蓮池第1学童保育所 父母会保護者	岡田 悠	
播磨町商工会	生活協同組合コープこうべ コープ播磨 店長	合田 大介	
播磨町労働者福祉協議会	会長	林 哲也	
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子	
子育てサークル	エンジェルボイスサークル 代表（ニコニコの森 会計）	浅田 陽子	
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	松本 五子	
播磨町自治会連合会		非 公 開	
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹	
播磨町子育て支援センター		金尾 由美	
一般社団法人加古川医師会	くろだ小児科 院長	黒田 英造	副会長
播磨町教育委員会	蓮池幼稚園 園長	藤原 かおる	
播磨町教育委員会	播磨西小学校 校長	藤原 由香	
播磨町教育委員会	播磨中学校 校長	西野 直樹	
播磨町教育委員会	地域学校教育課 課長	河合 庸子	
播磨町教育委員会	教育総務課 課長	西田 恭一	
播磨町	健康福祉課 課長補佐	竹内 万梨	
兵庫大学教育学部教育学科	准教授	澤田 真弓	会長
公募委員		平岡 尚子	
公募委員		堀 千佳	

3. 用語集

用 語	用語の説明
ア行	
A L T	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと
エジンバラ産後うつ病 質問票	出産後、ホルモンバランスが不安定になることで起こりやすい産後うつ病のスクリーニング票 10 個の質問に母親が自分で回答する
カ行	
教育・保育施設	認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所を指す
こ食	生活環境や食生活の変化に伴い、家族がそろって食事をとることが少なくなった現代に見られる食事形態。主に以下の9つを指す ①孤食 こども一人でとる孤独な食事 ②固食 好きなものだけ食べる ③個食 家族それぞれ、バラバラなものを食べる ④子食 こどもだけで食べる ⑤小食 食欲がなく、少しの量しか食べない ⑥戸食 外食ばかりの食事 ⑦粉食 パンや麺類など、粉物が中心である ⑧濃食 味の濃いものばかり食べる ⑨虚食 朝、食欲がない、何も食べない
子育てコンシェルジュ	保育を希望する保護者のニーズを聴き、そのニーズに応じた支援を、保護者自らが適切に選択できるよう助言・情報提供するスタッフ
こども家庭センター	妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う
こども基本法	こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと
子ども・子育て関連3法	次の3つの法律のこと ①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」をもとに、平成 27 年度から開始した幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度

用 語	用語の説明
子ども・子育て支援法	こどもを産み、育てやすい社会の創設を目的とした法律で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などが規定されている
こども大綱	こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された
サ行	
児童虐待	こども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される ①身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること ②性的虐待とは、児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること ③ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること ④心理的虐待とは児童への暴言や、拒否的な態度、面前DV（児童の面前で行われる夫婦間の暴言や暴力）等により、児童に心理的な傷を負わせる行為のこと
児童の権利に関する条約	世界中のすべてのこどもたちが持っている権利を定めた「子どもの権利条約」のこと。1989年に国連総会で採択された
小規模保育事業所	利用定員6人以上 19人以下の範囲で保育施設等において保育を行う事業所のこと
小児二次救急医療	入院を要する小児救急医療のこと
スクールカウンセラー	学校現場でこどもや保護者等の心のケアや支援を行う人のこと
スクールソーシャルワーカー	問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会等の機関との橋渡しを行う人のこと
性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害、両性愛者（LGBT）等の性的少数者のこと
タ行	
多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童・生徒の日本語と母語によるコミュニケーションの円滑化、心の安定、授業中の学習支援、日本と母国の文化の架け橋など、様々な支援を行う人
デートDV	交際中のカップル間に起こるDVのこと
DV	Domestic Violence の略で、配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為のこと
特別支援教育コーディネーター	校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る人

用 語	用語の説明
トライやる・ウィーク	心身ともに大きく成長する時期にある中学生が、主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高め、他社と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力などを育成する兵庫県内の取り組み
ナ行	
認定こども園	小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設のこと
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、他の人々とともに等しく生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）だという、福祉のすべての領域に共通する基本的な考え方
ハ行	
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのこと
バリアフリー	言葉の意味は「障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去すること」。現在では、障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている
はりますくすくベビーフェスタ	親子が一緒に楽しみ、保護者が心身ともにリフレッシュできる場と、専門職による相談・施設やサービスの紹介等を行い、保護者が必要な情報を得ることができる場を提供する一体型イベント
ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外の交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態にあること
不登校	心理的、情緒的、身体的または社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態のこと。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している
フリースクール	公的な機関ではなく、個人、NPO法人、任意団体等が運営する民間の教育機関のこと。不登校の児童生徒の日中の居場所または学習機会の提供に資する支援等を行う
マ行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと

用 語	用語の説明
ユニバーサルデザイン	言葉の意味は「すべての人のためのデザイン」。年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいように、製品・情報・環境をデザインすることをいう
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織
ラ行・ワ行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと
両親学級	播磨町すこやか環境グループが開催している、赤ちゃんの誕生を心待ちにしている母親、父親が出産・子育てについて学ぶ教室
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働くすべての人々が、仕事と育児、介護、趣味、学習、休養または地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

はりま こども・若者みらいプロジェクト
(播磨町こども計画)

令和7年3月 発行
播磨町 福祉保険部 こども課

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL : 079-435-0366

FAX : 079-435-0831